

LANDSCAPE PLAN OF TAKEHARA CITY

竹原市景観計画

令和4年3月

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち



目次

第1章 景観計画の目的	1
1 景観計画とは.....	1
2 景観計画策定の背景・目的.....	1
3 景観計画の位置づけ.....	2
4 景観計画の構成.....	3
第2章 竹原市の景観特性	4
1 景観を構成する要素.....	4
2 景観の形状.....	5
3 自然的景観の特性.....	6
4 歴史・文化的景観の特性.....	8
5 都市的景観の特性.....	10
6 市民の考える竹原らしい景観.....	12
7 景観形成に関する課題.....	14
第3章 竹原市が目指す景観づくり	15
1 景観形成の将来像・基本方針.....	15
2 景観計画区域とゾーニング.....	17
3 ゾーン別の景観形成の方針.....	19
4 重点地区の景観づくり.....	28
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	37
1 景観法に基づく届出.....	37
2 景観形成基準.....	40
3 色彩基準.....	47
4 屋外広告物の表示及び設置.....	55
第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設	57
1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方.....	57
2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法.....	58
3 指定後の管理について.....	58
4 景観重要公共施設の指定の考え方.....	58
5 景観重要建造物.....	59
6 景観重要樹木.....	60
7 景観重要公共施設.....	61
第6章 景観まちづくりの推進	62
1 計画実現に向けた役割.....	62
2 良好な景観形成の実現に向けて.....	63

参考資料	67
1. 計画策定の経緯	67
2. 竹原市景観計画策定委員会設置要綱	68
3. 市民アンケート調査結果概要	71
4. 景観づくり通信の発行	80
5. 竹原市景観17選受賞写真	107
6. 法規制状況図	117
7. 用語解説	119

第1章 景観計画の目的

1 景観計画とは

「景観計画」とは、「景観法」（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

「景観」は、山・海・川などの自然、歴史や文化・伝統行事、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこに住む人々の暮らしや経済活動などで作られます。

また、美しい景観は、地域の魅力を高め、そこに生活する人や訪れる人の心を豊かにするとともに、郷土に対する愛着と誇りを育みます。

「竹原市景観計画」は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の将来像や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の保全・活用事項、実現に向けた取組等を示す、景観に関する市民、事業者、行政等の指針となるものです。

2 景観計画策定の背景・目的

竹原市は、瀬戸内海と緑の山々に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地等の都市的景観など、多彩な景観を有しています。

景観に対する人々の意識が高まる中、全国的にも景観への取組が進められており、本市においても、地域固有の自然や風土、歴史に育まれた美しい景観を守り、育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、地域の魅力や価値の向上等につなげていくことが求められています。

また、これら古くから引き継がれ、築きあげられてきた竹原の優れた景観は、市民共有の財産・資産として、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、本市では、自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。



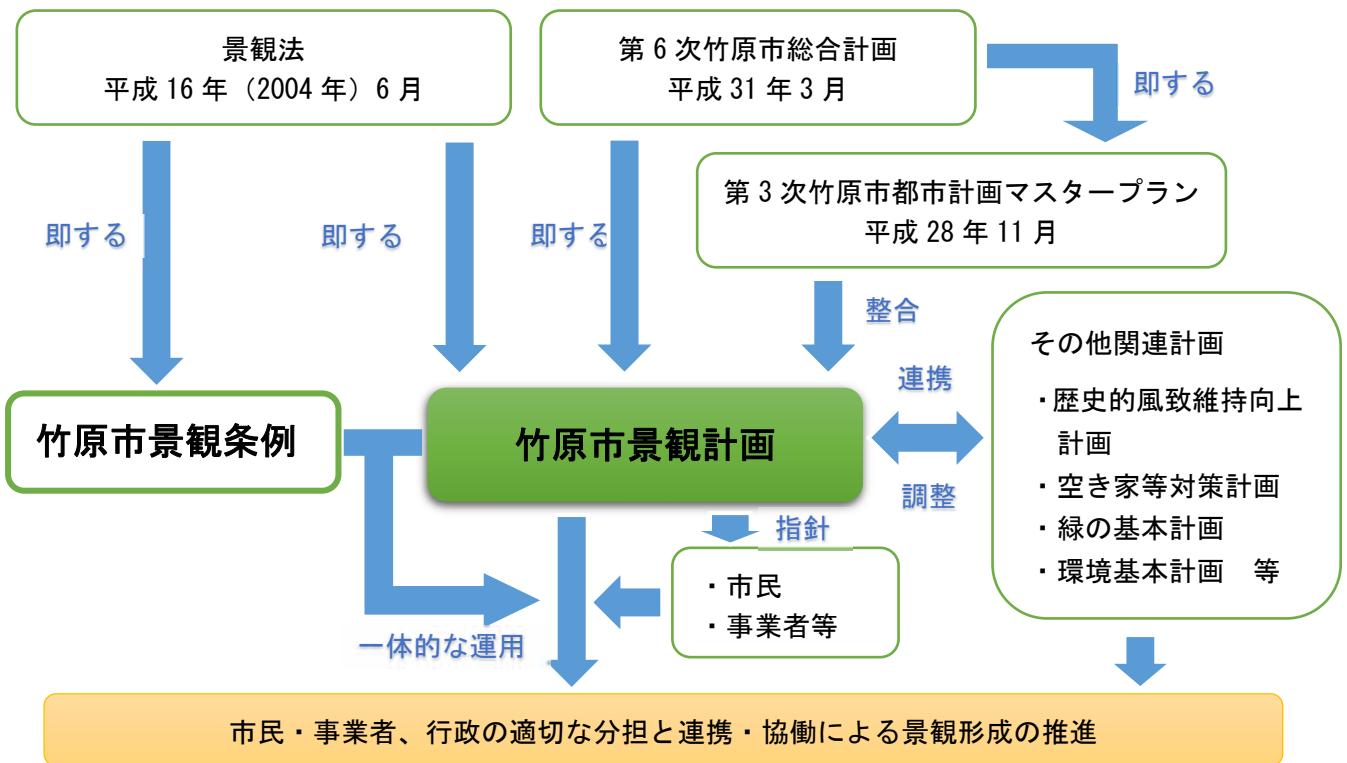
3 景観計画の位置づけ

「竹原市景観計画」は、「竹原市総合計画」や「竹原市都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、本市の景観の特性や課題に応じた良好な景観形成に向けた方針や基準等を定める「景観部門のマスタープラン」として、市民アンケート結果や景観づくり勉強会での市民意見、景観計画策定委員会での審議結果等を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本市の良好な景観形成を進めるための景観的な配慮を、他の行政分野が進める施策や事業、市民・事業者等が行う土地利用や建築行為等に求めるものとなっています。

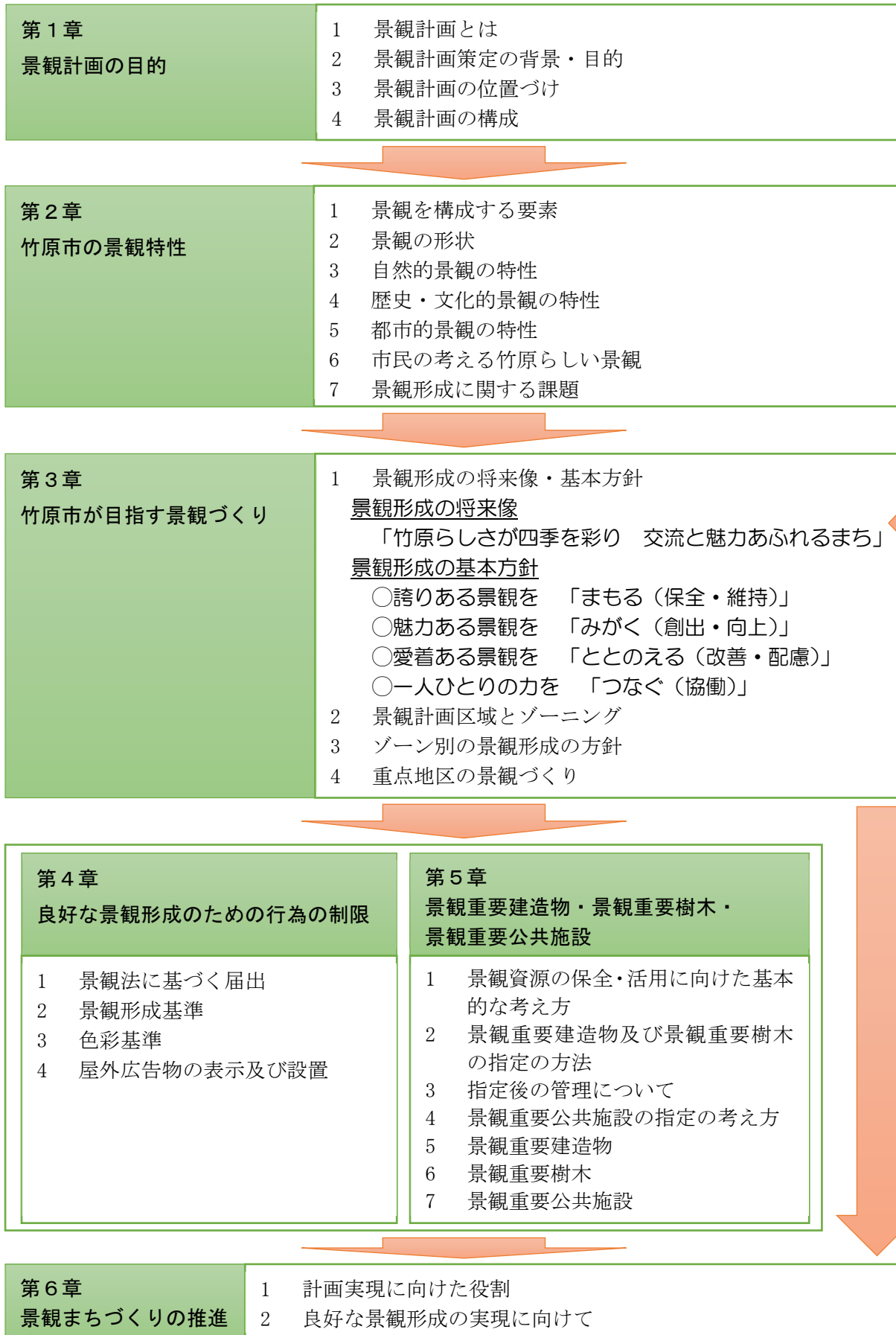
しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準はこれらの機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との連携や事業等との調整のもと、取組を進めることとなります。



4 景観計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりです。



将来
都市像

元気と笑顔が織り成す
暮らし誇らし、竹原市。

第6次竹原市総合計画

第2章 竹原市の景観特性

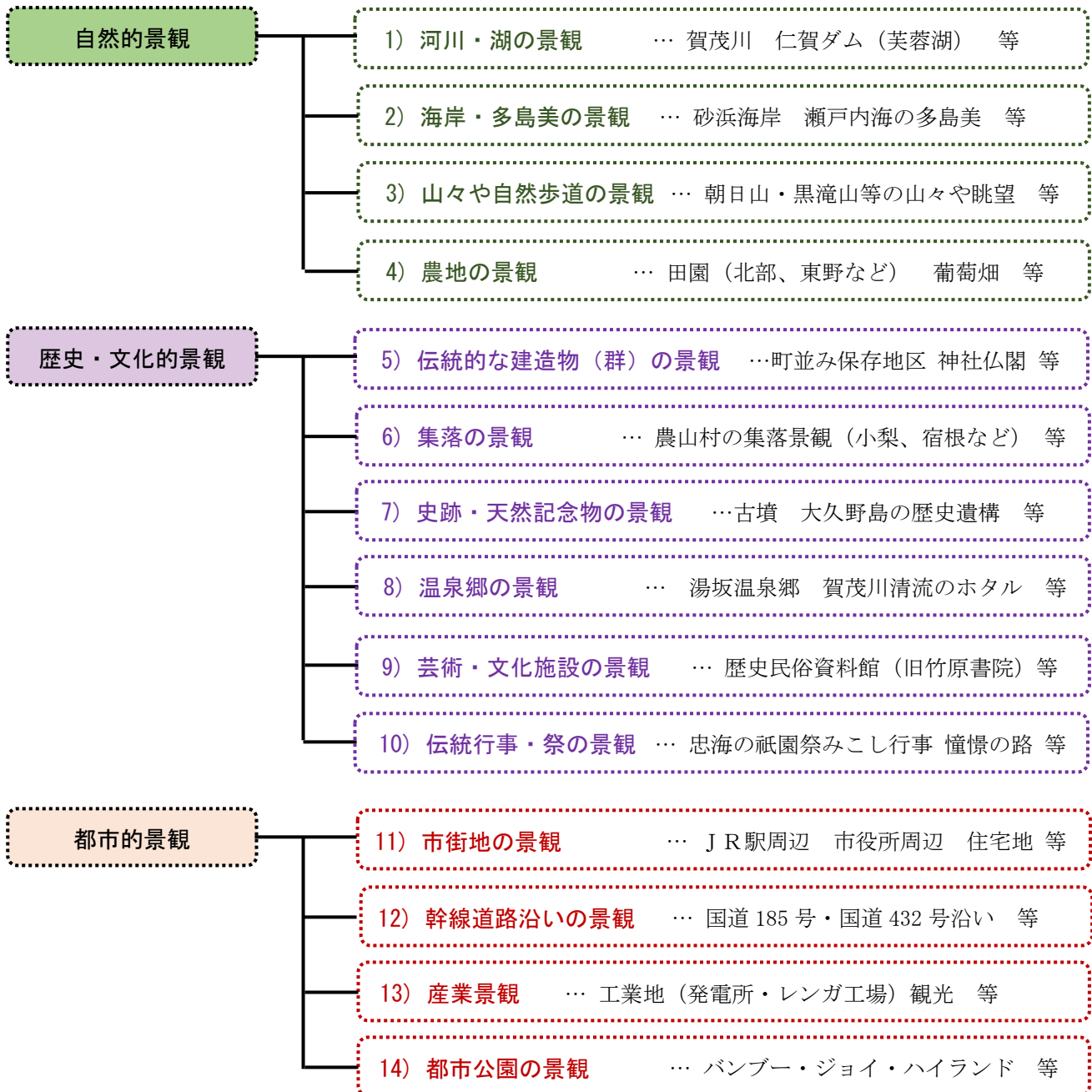
1 景観を構成する要素

本市の景観は大別して、「自然的景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の3種類に分類されます。

自然的景観は、瀬戸内海や朝日山・黒滝山等の山々、賀茂川や仁賀ダム（芙蓉湖）等の河川・湖など、海から山にかけての多様な自然資源から形成されます。

歴史・文化的景観は、町並み保存地区に代表される伝統的な建造物群や史跡・天然記念物、忠海の祇園祭みこし行事や神明さん等の伝統行事・祭など、地域の歴史・文化的資源から形成されます。

都市的景観は、商店街や住宅地等の市街地、国道185号や432号等の幹線道路沿道、発電所やレンガ工場等の工業地など、計画的あるいは人工的に形成された都市空間から形成されます。



2 景観の形状

景観の形状は大きく分けて、「面的景観」「線的景観」「点的景観」の3種類に分類されます。

面的景観は、地形や土地の利用形態によって、一定のまとまりを持って形成される景観です。本市では、市街地を取り囲む山々や瀬戸内海、田園風景等が該当します。

線的景観は、道路や河川、海岸線など、線的なつながりをもって形成される景観です。本市のシンボルとなっている国道432号・県道竹原港線の沿道や賀茂川、瀬戸内海の海岸線等が該当します。

点的景観は、地区の景観を特徴づける歴史的建造物やランドマークとなる施設、祭りイベント等のスポット的に形成されている景観です。本市では西方寺普明閣をはじめとした社寺や宿根の大桜、神明さん等が該当します。

面的景観



線的景観



点的景観



3 自然的景観の特性

本市は瀬戸内海と緑の山々に囲まれた自然的景観が豊かなまちです。市のランドマークとなっている朝日山や黒滝山は、市街地の背景としての山並み景観を形成する一方、山頂から市街地や瀬戸内海を一望できる市内有数の眺望スポットとなっています。また、本市は竹がシンボルになっており、市内の各地で竹林を目にすることができます。特に小吹地区の竹林は地域住民をはじめ、多くの人の心に残る代表的な景観となっています。

沿岸部には、瀬戸内海国立公園や自然海浜保全地区があり、ハチの干潟や砂浜などの自然海岸の景観、大久野島や阿波島などの多島美の景観が形成され、海岸線を走る国道185号やJR呉線、忠海長浜のエデンの海パーキングエリアからは瀬戸内海の多島美や海に沈む夕日を眺めることができます。とくに、ハチの干潟は1774年に完成した賀茂川瀬替え後に堆積したデルタで、干潮時には泥地・砂地・岩場が露出し、潮干狩りやゴカイ堀、磯遊びなどで親しまれてきました。近年では、アサリなどの減少により、利用者は激減しましたが、豊かな自然が残されており、希少な生物（サナダムシ、ナメクジウオ、ハクセンシオマネキ、スナガニ等）も多々存在していることから、世界の研究者の間でも注目されています。

市北部では、春先の水を張った水田や秋の黄金色の稲穂がのどかな田園風景を形成し、市南部では、賀茂川下流の葡萄畑と吉名町の特徴的な赤土のじゃがいも畑が広がり、市全域で様々な農地の景観を見ることができます。

市の中央を流れる賀茂川やその源流にある仁賀ダム（芙蓉湖）では、桜並木やホテル等を楽しめる良好な親水空間が形成されているとともに、山間部では自然歩道等が整備され、豊かな自然と触れ合える市民に安らぎと潤いをあたえる場所になっています。



東野町の田園風景



仁賀ダム（芙蓉湖）



賀茂川沿いの自然景観



ハチの干潟の夜明け



ハチの干潟



黒滝山山頂から見る忠海市街地と多島美



4 歴史・文化的景観の特性

本市には、江戸時代に製塩業をはじめとした生業により発展した町並み保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）や海運の要衝として繁栄した忠海市街地があり、歴史ある家屋や神社仏閣が美しい歴史・文化的景観を形成しています。

町並み保存地区では、本瓦葺き・漆喰塗籠^{しっくいぬりごめ}・多様な格子の意匠の優れた屋敷や数多くの文化財、文化施設が軒を連ね、町並みと調和した黒レンガ舗装や側溝の美装化等が行われているとともに、市木である竹を活用した細工や家の前に飾られた花々が風情とおもてなしを感じる、歩きたくなる町並みが形成されています。また、地区の西側を流れる本川には、港町当時の雁木と常夜灯が佇み、重厚な町並みとその背景をなす風致地区と一体となった美しい景観を作りだしています。本川は、1647年に完成した大新開の東側、賀茂川の一分流を絶縁して港として整備されました。広島藩の年貢の収納蔵として貢租米の積出の中心となり、1650年に塩田が開発されると、塩の積出港としても発展しました。1651年から水際線に平行な雁木が共有の船着き場と荷積場を兼ねた道路が整備され、近世的な河川港湾都市へと変貌しました。常夜灯には1825年（文政8年）の廻船業を営んでいた者の名が刻まれており、当時の港に係る商人からの信仰の厚さが窺えます。

忠海市街地では、切妻造りや虫籠窓^{むしこまど}を残した伝統的な町家と地区内に点在する神社仏閣が趣のある落ち着いた景観を形成し、また、市街地南側の海岸にある賀儀城跡（水軍城）、忠海港に残る船入堀や常夜灯と雁木が港町当時の面影を今も残しています。

また、大久野島の歴史遺構や北部地域の古墳群など、市内には現在も保全されている史跡・古墳があるとともに、忠海長浜の楠神社のクスノキといった天然記念物、農山村の集落風景や温泉郷の風景、賀茂川清流のホタルなど、今後も守り育てていくべき景観が数多くあります。

さらに、竹原住吉まつりや忠海の祇園祭みこし行事、福田のししまい、市内各所の神明祭（神明さん）など古くから受け継がれてきた伝統祭事も多く、近年ではたけはら憧憬の路や竹まつり、さくらフェスといった季節行事も行われ、人々の交流と季節が織りなす風物詩としての景観を創出しています。



たけはら町並み保存地区



忠海の古い町並みと祇園祭みこし行事



本川港の雁木と竹原住吉まつり

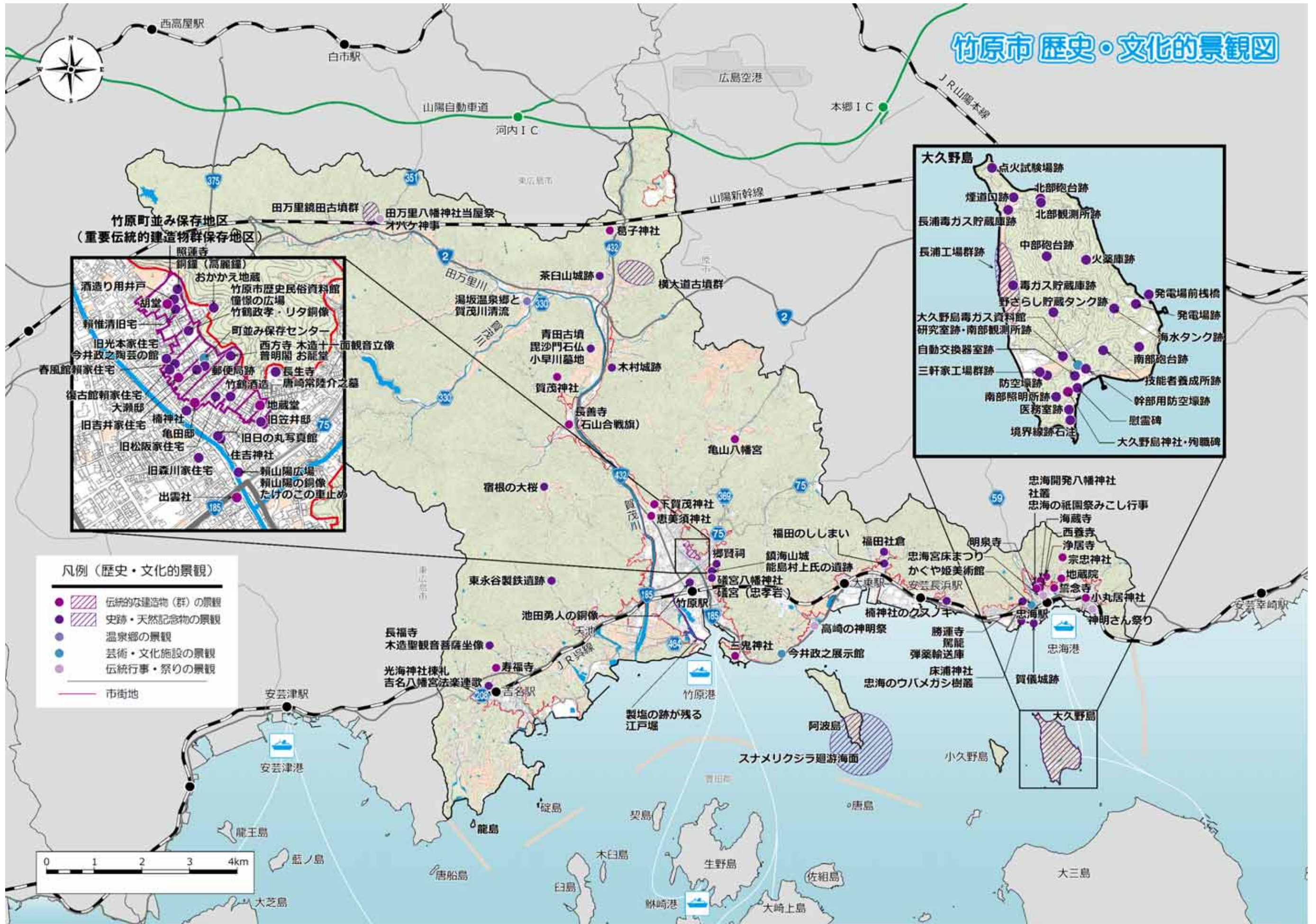


大久野島の歴史遺構



西方寺山門からの雪景色

竹原市 歴史・文化的景観図



5 都市的景観の特性

J R 竹原駅前や竹原市役所周辺の中心市街地、国道 432 号などの幹線道路沿道には、市民の暮らしを支える拠点として、多くの店舗や事業所、公共施設等が立ち並ぶ都市空間が形成されています。

J R 竹原駅前や幹線道路沿道は、電車や車などで本市を訪れる人々にとっては玄関口となることから、竹原らしい景観づくりが期待されており、歴史的なまちなみ景観に合わせた歩道整備や公園整備、町並み保存地区の格子をモチーフとした駅舎デザイン、国道 432 号の竹の街路樹整備、国道 185 号の無電柱化など、良好な景観形成への取組が行われています。

竹原の中心市街地周辺及び J R 各駅周辺では、市民の生活の場となる住宅地としての落ち着いた景観が形成されており、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドや内堀公園などの都市公園では、市民の活動と憩いの場所として良好な都市環境を提供しています。

また、J R 忠海駅前では、駅周辺の空き家を改修したりノベーションによるまちの再生や忠海港への歩道整備、内堀公園の活用、忠海港では大久野島への観光客のための店舗の整備等、おもてなしの景観づくりが進められています。

臨海部には、火力発電所をはじめとした工業地があり、ダイナミックな工場景観や工場夜景、特徴的な吉名のレンガ工場の景観を見ることができます。このうち、竹原製煉所の紅白の煙突は地域住民から「竹太郎」の愛称で親しまれ、遠くからでも眺めることができます。



J R 竹原駅前商店街



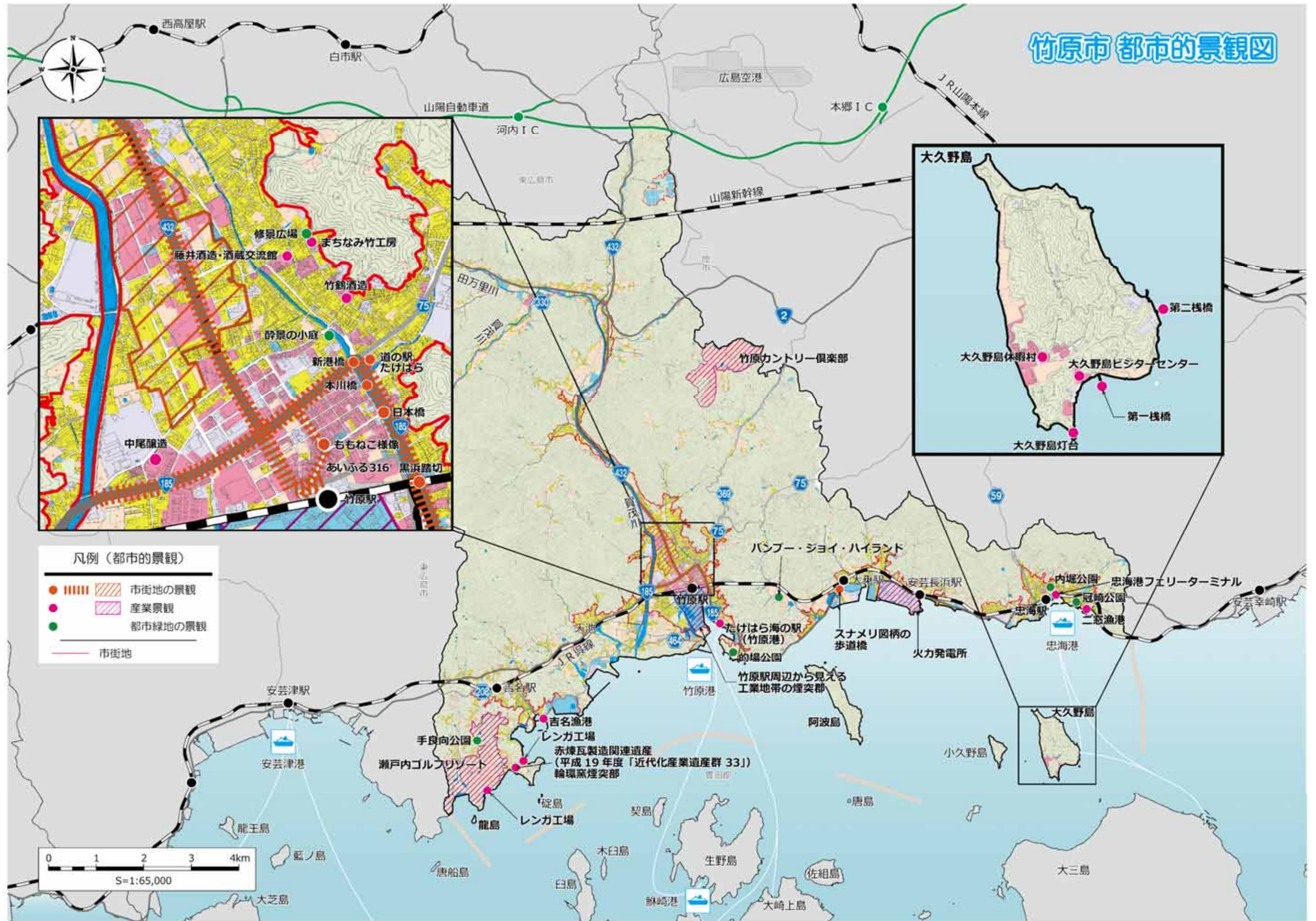
内堀公園



J R 呉線



竹原市街地と竹太郎（竹原製煉所の煙突）



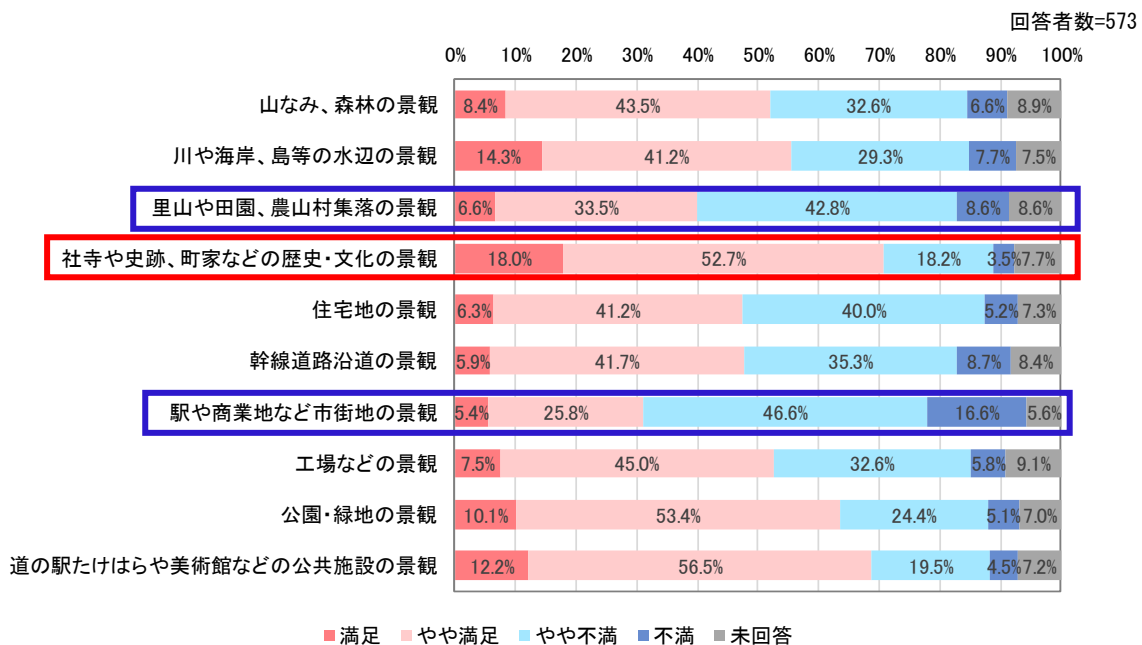
6 市民の考える竹原らしい景観

市民は本市の景観形成を主体的に進めていく担い手と言えます。そのため、市民の景観形成に対する意識を把握するために竹原市の景観に関するアンケートを実施しました。

(1) 景観に対する満足度

本市の景観に対する現在の満足度は、『満足』『やや満足』の合計が50%以上を占め、概ね満足度が高い傾向にあります。特に、『歴史・文化の景観』の満足度が高く、本市を代表する景観として維持・保全し、次の世代に引き継いでいく必要があります。

一方、『里山や田園、農山村集落の景観』や『駅や商業地など市街地の景観』は『不満』『やや不満』が50%以上を占め、集落景観や市街地景観の質の向上が求められています。



■ コラム 市民アンケート調査で選ばれたお気に入りの景観

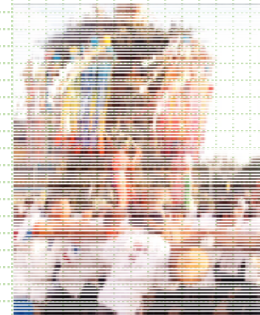
竹原市のお気に入りの景観や未来の子どもたちに残したい景観に関する設問では、町並み保存地区をはじめとした「歴史的なまちなみ」が最も多く選ばれました。また、祭事等の風景といった人々の交流が生み出す形を持たない景観も多く選ばれています。



西方寺普明閣からの眺望



福田のししまい

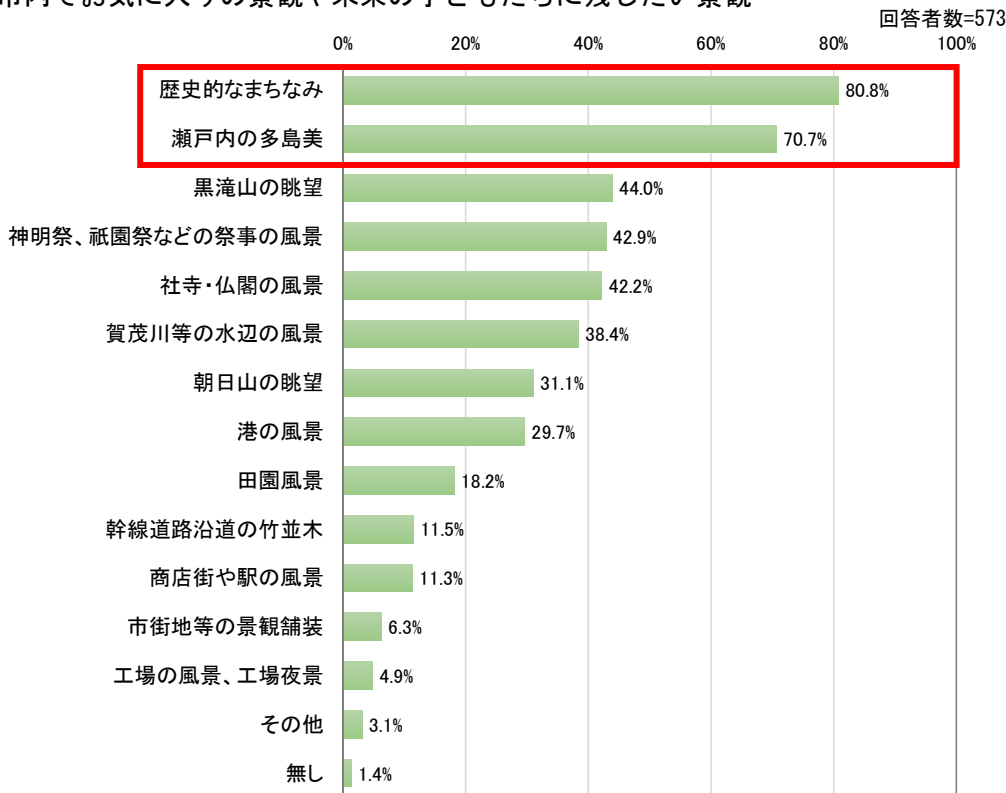


二窓の神明祭

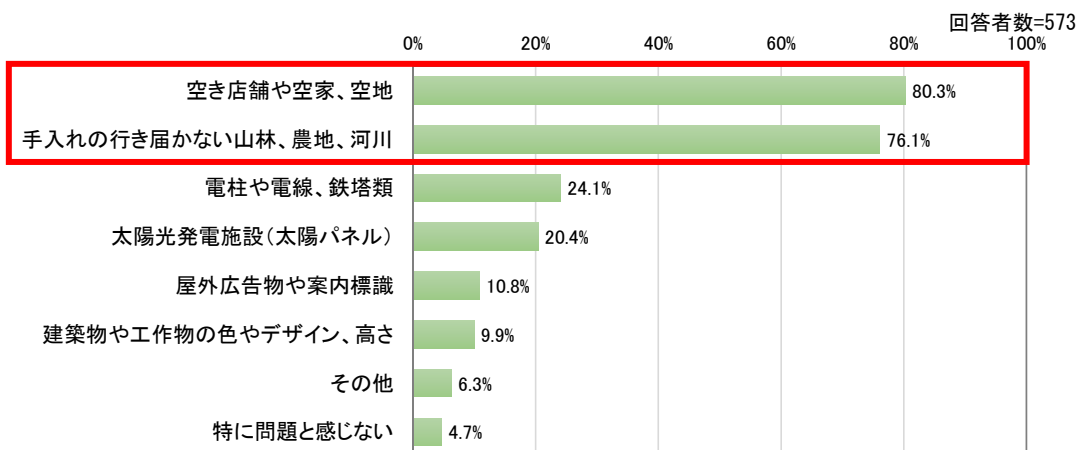
(2) お気に入りの景観と改善が求められる景観

お気に入りの景観については、『歴史的なまちなみ』や『瀬戸内の多島美』の自然的・伝統的な景観が多くを占めています。一方、良好な景観形成を損ねていると感じるものは、『空き店舗や空家、空地』、『手入れの行き届かない山林、農地、河川』といった、放置されている内容に関するものが増えており、適切な維持管理が求められています。

■竹原市内でお気に入りの景観や未来の子どもたちに残したい景観



■良好な景観形成を損ねていると感じるもの



7 景観形成に関する課題

良好な景観形成に向けて取り組むべき課題を“保全”、“創出”、“改善”、“仕組みづくり”の観点で抽出しました。

課題1 良好な景観の保全

- 朝日山や黒滝山は本市を代表するランドマーク、地域のシンボルとなっています。これらのランドマークを『見上げる眺望』やそこから『見下ろす眺望』を保全するため、それぞれの視点場の適切な維持管理や景観を阻害する建造物等の開発・建築を制限することが求められています。
- 大久野島をはじめとした瀬戸内海の多島美の景観は本市の重要な景観資源となっており、眺望点の保全・改善と島や海の景観保全が求められています。
- 本市を代表する景観のひとつである歴史的なまちなみは、先人たちより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産であるため、適切な維持管理により保存し続ける必要があります。
- 憧憬の路や神明祭など、市内各地で開催される伝統行事・祭りは本市を特徴づける景観ですが、近年の少子高齢化等により、行事の維持が困難になっています。これらの行事・祭りを守るために、地域住民だけでなく周辺地域とも連携することが重要です。

課題2 地域資源の価値を高める

- J R 駅前や幹線道路沿道の景観は本市の玄関口として人々が目にすることから、玄関口にふさわしい魅力ある景観づくりが求められています。
- 本市には市内外から評価の高い自然・歴史・都市的景観があり、これらの魅力的な景観は重要な観光資源にもなっているため、市内外への魅力の発信が求められています。
- 竹原駅前商店街等は J R 竹原駅と町並み保存地区をつなぐルートになっており、連続した賑わい景観を形成し、市民や観光客が歩きたくなるような景観まちづくりが求められています。

課題3 景観阻害要素の改善

- 歴史的なまちなみを有する地区や主要道路沿道に周囲と調和しない色彩やデザインを持つ建造物や広告物が立地している場所があります。これらの建造物や広告物に対する適切なルールづくりが求められています。
- 主要道路沿道の耕作放棄地や海岸沿いなどに太陽光パネル等が設置されています。低未利用地を有効に活用できる一方で景観に悪影響を与えている場所もあるため、太陽光パネル等の設置には周辺景観との調和が求められています。
- 放置されている空き店舗や空き家、空き地が増加しており、良好な景観形成を阻害しています。これらの阻害要素を解消することが重要です。

課題4 景観形成に向けた仕組みづくり

- 良好な景観形成を進めるためには、行政の取組だけでなく市民一人ひとりの意識向上や活動も重要であり、市民・事業者等と行政とが一体となり協働で取り組むことが必要です。
- 良好な景観の保全や形成を行う上でルールづくりに加えて、景観イメージを醸成することも重要です。

第3章 竹原市が目指す景観づくり

1 景観形成の将来像・基本方針

本市の良好な景観の形成に関する考え方として、市の景観特性や上位計画、市民意向等を踏まえた「景観形成の将来像」と「景観形成の基本方針」を定めます。

(1) 景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

【主旨】

市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。春には、賀茂川や総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドをはじめ、市内各地が桜で彩られ、多くの人々の心に残る景観をつくっています。夏には、瀬戸内海の島と青い海のコントラストが夏の訪れを感じさせます。秋は黄金色に彩られた北部地域の田園が秋の風景を特徴づけています。また、町並み保存地区に代表される本市の歴史資源は季節を問わず趣のある風景を創出しています。一方で、神明祭や忠海の祇園祭みこし行事など、市内各所で昔ながらの祭りや伝統行事が行われており、地域や世代を超えた交流が本市の大きな強みとなっています。

この竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力あふれる竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

“竹原らしさ”とは、瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景や伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合し、誰でも身近に景観を感じられること

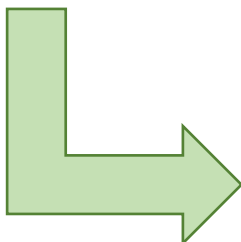
(2) 景観形成の基本方針

景観形成の将来像を実現するため、「まもる（保全・維持）」、「みがく（創出・向上）」、「ととのえる（改善・配慮）」、「つなぐ（協働）」の4つの基本方針に基づき、より具体的な景観形成の基本方針を定めます。

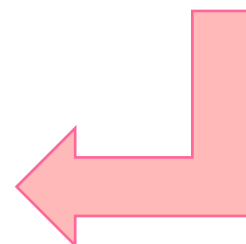
◇誇りある景観を
「まもる（保全・維持）」

◇魅力ある景観を
「みがく（創出・向上）」

◇愛着ある景観を
「ととのえる（改善・配慮）」



◇一人ひとりの力を
「つなぐ（協働）」



◇誇りある景観を 「まもる（保全・維持）」

本市は風光明媚な瀬戸内海に面し、市街地の背後には朝日山や黒滝山に代表される山林があり、瀬戸内海の多島美や北部地域の田園など、多彩な自然景観を有しています。

また、近世に発展した製塩業が現在の町並み保存地区を形づくっており、人々の生活と伝統が融合した歴史景観を受け継いでいます。加えて、神明祭や忠海の祇園祭みこし行事などの伝統・文化資源を地域固有の景観として残しています。

今日まで先人たちが守り続けた本市の誇りある景観は竹原の財産であり、将来に渡って継承し続けるため、積極的に保全し、誇りある景観形成に取り組みます。



◇魅力ある景観を 「みがく（創出・向上）」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。

このため、地域の景観を構成する重要な要素を活用し、磨き上げ、発信することで、魅力ある景観の創出に取り組みます。

特に市の玄関口となるJR竹原駅前、中心市街地の活性化や地域の魅力づくりと連携した景観形成に取り組みます。



◇愛着ある景観を 「ととのえる（改善・配慮）」

急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地等が急増し、中心市街地の活力ある景観や美しい田園風景等を阻害しています。また、落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農地にある太陽光パネルも良好な景観を阻害する要因になっています。

これらの景観を阻害する要因を取り除き、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観形成に取り組みます。



◇一人ひとりの力を 「つなぐ（協働）」

美しい景観は、限られた人や団体だけで作っていくことはできません。美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、市民、事業者、行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。

良好な景観を自分たちの手で、「まもり」、「みがき」、「ととのえる」ことを通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、市内外に誇れる良好な景観形成に取り組みます。



2 景観計画区域とゾーニング

本市は瀬戸内海に面した沿岸部や市の中央を貫流する賀茂川沿いに市街地が形成され、市街地を囲むように山地部や農地が広がっており、市内各所に豊かな景観資源が点在しています。これらの資源を一体的に保全し、竹原らしいまとまりをもった景観を形成し、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、「竹原市全域」を景観計画区域とします。



景観計画区域 : 竹原市全域

地域の持つ資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を5つのゾーンと2つの景観軸に区分します。

それぞれのゾーンは景観特性に合わせて、「まちなかゾーン」「住宅地ゾーン」「田園集落ゾーン」「多島美ゾーン」「山なみゾーン」に分類します。また、住宅地ゾーンのなかで特に歴史的なまちなみを形成する地域を「歴史まちなみ地域」、多島美ゾーンのなかで近代的な工場等が集積する地域を「近代産業地域」とします。

景観軸は道路や河川など、連続的な景観を形成する線的なエリアを設定し、幹線道路沿道の「沿道景観軸」と賀茂川周辺の「河川景観軸」に分類します。



図 ゾーン区分図

ゾーン・軸	概要	主な地区など
まちなかゾーン	J R 竹原駅北側の商店街や竹原市役所周辺の商業施設や公共施設が集積する市街地エリア	竹原駅・竹原駅前商店街 新開地区
住宅地ゾーン	まちなかゾーン周辺や吉名駅、大乘駅、忠海駅周辺の住宅地エリア	吉名駅周辺、大乘駅周辺、忠海駅周辺、 下野町
歴史まちなみ地域	歴史ある建物と住宅が共存し、趣のある景観を形成するエリア	町並み保存地区 忠海市街地
田園集落ゾーン	竹原市北部や宿根地区等の主に農業が営まれているエリア	東野町、新庄町、西野町、田万里町、 仁賀町、小梨町、宿根地区
多島美ゾーン	豊かな自然景観を有する島々による多島美を形成するエリア	瀬戸内海沿岸 大久野島・小久野島・阿波島
近代産業地域	レンガ工場や火力発電所等が立地する臨海部の工場エリア	吉名レンガ工場周辺、竹原製煉所周辺、 竹原火力発電所周辺
山なみゾーン	市街地を取り囲むように山々が広がっている緑あふれるエリア	朝日山、黒滝山等のランドマーク 市街地を取り囲む山々など
沿道景観軸	国道 185 号及び国道 432 号の幹線道路沿道のエリア	国道 185 号、国道 432 号・県道竹原港線
河川景観軸	賀茂川の周辺	賀茂川

3 ゾーン別の景観形成の方針

景観形成の将来像及び基本方針を踏まえ、設定したゾーンごとの景観形成の方針を示します。

1. まちなかゾーン

【景観特性】

竹原駅前商店街や国道432号沿道の商業施設を中心とし、賑わいのある景観を有しています。

竹原駅前商店街は、親しみと潤いのある買い物公園道路として昭和61年に整備され、ノスタルジックな当時の雰囲気を現在まで残しています。また、JR竹原駅から町並み保存地区を繋ぐ主要なルートになっており、市民だけでなく来訪者にも利用されるなど、多くの人に親しまれています。一方で、後継者不足等により、商店街では空き店舗が増加しており、連続性のある景観を阻害しています。

国道432号沿道や新開地区は、市民の生活を支える商業施設や公共施設が立地しており、市街地としての賑わいのある景観と、市木である竹の街路樹による竹原らしい景観がつくられています。



竹原駅前商店街



国道432号沿道

【景観づくりの目標】

竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と賑わいのある景観の創出を目指します。特に竹原駅前商店街は、町並み保存地区へつながるルートとなっており、市民や来訪者が心地よさと魅力を感じる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を「まもる」

- 竹原駅前商店街はノスタルジックで親しみのある雰囲気を残しつつ、建築物等の形態や色彩を工夫し、周囲と調和した景観を維持します。
- 国道432号沿道における商業施設や公共施設等が形成する市街地は、商業地として活力ある景観を維持します。特に、沿道の商業施設は竹の街路樹と調和した良好な沿道景観を維持します。

魅力ある景観を「みがく」

- 駅前広場や商店街沿道の店舗と一体となった駅前ストリートの魅力向上により、まちなかを歩きたくなる、心地よさと魅力を感じる竹原の顔となる景観づくりを進めます。
- 公共施設ゾーンで想定されている施設の再編により、市民が日常的に集いたくなる魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を「ととのえる」

- 竹原駅前商店街では、建築物等の形態や色彩等の工夫により、統一感のある景観を形成します。
- 幹線道路沿道の建築物・広告物は、活力ある市街地景観を創出しつつ、周辺の環境と調和を図るため、適切なルールづくりによる景観形成を進めます。
- 関連計画と連携した取組により、商店街における連続性のある景観を阻害する空き店舗等を改善することで良好な景観を形成します。

2. 住宅地ゾーン

【景観特性】

市民の生活の場となる住宅地で、低層住宅を中心とした建物が立地し、庭先や沿道の緑化等によりゆとりのある景観を形成しています。

計画的に整備された住宅地では、ゆとりある道路空間や公園が整備されているとともに、オープンガーデンや統一感のある建物等により、落ち着きと調和のある景観を形成しています。

また、地域で協力して清掃活動を行うなど、住民主体となった景観づくりが行われている地域もあります。

一方で、近年の人口減少の影響で空き家、空き地等が増加しており、適切な維持管理が行われないことから、良好な住宅地の景観を阻害している場所もあります。



忠海の住宅地



新開地区周辺

【景観づくりの目標】

生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・周辺環境との調和に配慮した建築物の形態や色彩、緑化等により、ゆとりと落ち着きのある住宅地景観を保全します。
- ・地域の憩いの場となる公園や緑地の適切な維持により、ゆとりある景観を保全します。
- ・福田のししまいや磯宮八幡神社の夏越祭などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・建築物等が密集した地区では、道路空間や広場空間の確保、緑化の促進等の居住環境の改善により、安全でゆとりある景観を創出します。
- ・公園や緑地の適正な配置と周辺景観と調和した施設整備により、快適で居心地のいい空間を創出します。
- ・新たな住宅開発等が行われる場合は、建築物の形態や色彩等の景観の工夫や緑化の促進等により、良好な住宅地景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・関連計画等と連携した取組により、空き家等の景観を阻害する要因を改善し、落ち着きのある住宅地景観を形成します。

2.1 住宅地ゾーン 歴史まちなみ地域

【景観特性】

住宅地ゾーンのうち、歴史的なまちなみが残る地域で、伝統的な住宅や社寺が美しい歴史・文化的景観を形成しています。

町並み保存地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、国重要文化財の春風館頼家住宅や市重要文化財の旧松坂家住宅など、歴史的な文化財が点在しています。これらの文化財がつくるまちなみは、竹原の財産として地域協力のもと保全に取り組んでいるとともに、本市の重要な観光資源となっており、市内外から多くの観光客が訪れています。

忠海市街地には、潮待ち港の名残を残す歴史ある町家が多く残っており、古い町家と現在の住宅が共存する景観を形成しています。また、良好な景観と空間の創出に向けて、古民家改修や地域イベントなどの取組も行われています。

一方で、空き家や周辺と調和しない広告物など、歴史的なまちなみの連続性を阻害しているものもあります。



町並み保存地区



忠海市街地

【景観づくりの目標】

“竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・町並み保存地区では関連計画と連携した歴史的な建築物等の保存・活用により、歴史あるまちなみを保全します。
- ・忠海市街地や町並み保存地区周辺の歴史あるまちなみと住宅が共存する地区では、歴史的な建築物の維持と住環境の確保の両立を図り、歴史と生活が融合したまちなみを保全します。
- ・かつての港としての面影を残す本川橋周辺や本川と忠海にある雁木・常夜灯等を適切に維持し、周辺の歴史的なまちなみ景観との調和に努めます。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・関連計画と連携した歴史的な建築物等の活用やまちなみと調和した街路・サイン等の整備により、地域全体の価値の向上や魅力ある景観の創出に努めます。
- ・歴史的なまちなみや建築物等の魅力ある景観を幅広く情報発信し、地域内外の交流を促進します。
- ・竹原住吉まつりや忠海の祇園祭みこし行事などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・歴史的なまちなみの連続性を阻害する建築物や工作物の適切な規制・誘導により、統一感のあるまちなみ景観を形成します。

3. 田園集落ゾーン

【景観特性】

主に農業が営まれ、農地と集落が調和した田園景観を形成しています。

田園景観は地域ごとに異なっており、吉名地域では、瀬戸内海を背景とした赤土のじゃがいも畑が地域の田園景観を特徴づけています。

竹原地域南部では、明治時代から続くぶどう畑が賀茂川下流に広がっており、地域の重要な景観の一つとなっています。

北部地域では、水田を中心とした農地が広がっており、春の水を張った田んぼや秋の稲穂が季節に応じた田園の景観を形成しています。加えて、湯坂温泉郷は豊かな自然に囲まれた情緒ある温泉地として、美しい景観が訪れた人に安らぎをあたえています。

一方で、担い手不足等により、適切な維持管理ができなくなった農地は、耕作放棄地や太陽光パネルの設置により景観が悪化しており、近年問題となっています。



東野の田園風景



湯坂温泉郷

【景観づくりの目標】

集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・都市的土地利用等の抑制により、集落と農地が調和した緑豊かな田園景観を保全します。
- ・田園風景を形成する田畑等の適切な維持により、良好な田園景観を保全します。
- ・湯坂温泉郷における安らぎと情緒が感じられる温泉地としての景観を保全します。
- ・神明祭などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。
- ・持続可能な力強い農業の実現に努めます。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・点在している田畑の集約や大規模化等の農地の有効活用により、美しい田園景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・耕作放棄地となっている農地を再生し、農地と集落が一体となった景観を形成します。
- ・関連計画等と連携した取組により、空き家等の景観を阻害する要因を改善し、安らぎのある集落景観を形成します。
- ・太陽光発電設備等の周辺の農地と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩と植栽等を工夫し、景観への配慮を行います。

4. 多島美ゾーン

【景観特性】

瀬戸内の海と自然豊かな島々が織りなす多島美の景観を有しています。

本市の沿岸部や海岸沿いを走る国道185号とJR呉線からは、美しい瀬戸内海の景観を見ることができ、的場公園やエデンの海パーキングエリア等は多島美を望む眺望点として多くの人々が訪れています。

また、国天然記念物に指定された阿波島のスナメリクジラ廻遊海面や野生のうさぎが住む大久野島など、島々には豊かな自然景観があり、特に大久野島はうさぎ島の愛称で親しまれ、多くの観光客が訪れています。一方で、島内には歴史的な遺構も多く残されており、自然と歴史が融合した景観を形成しています。

生きている軍艦島と呼ばれる契島は、まるで海に浮かぶ要塞のような特徴的な景観を有し、夜には美しい夜景を見ることができます。



沿岸部の高台からの多島美



高崎町からの夕景

【景観づくりの目標】

瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・関係機関との連携により、瀬戸内海の魅力ある景観を構成する自然資源を保全します。
- ・関係機関との連携により、老朽化が進む大久野島の歴史遺構を保全するとともに、島の歴史を継承します。
- ・的場公園や沿岸部の高台、JR呉線等から望む瀬戸内海の多島美景観を保全します。
- ・対岸や船舶から望む沿岸部の景観は、本市の良好な景観資源であり、建築物等の高さを極力抑えるとともに、できるかぎり海岸線から離れた位置に配置することで周辺景観との調和を図ります。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・瀬戸内海の多島美を楽しめる景観ルートや眺望点の整備、魅力ある景観の幅広い情報発信により、多くの人々が集う空間を創出します。
- ・忠海駅や忠海港における建築物等の修景により、地域の玄関口として魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・太陽光発電設備等の周辺の風景と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩と植栽等を工夫し、景観への配慮を行います。

4.1 多島美ゾーン 近代産業地域

【景観特性】

多島美ゾーンのうち、吉名レンガ工場周辺や竹原製煉所周辺、竹原火力発電所周辺など、近代的な工場が集積する地域で、地域固有の産業景観を形成しています。

吉名地域でのレンガの生産は明治時代から始まっており、今もいくつかの工場が立地し、特徴的なレンガ景観を形成しています。また、煉瓦造りの輪環窯煙突部は、平成19年に経済産業省の近代化産業遺産認定遺産リストに掲載されており、高い評価を得ています。

竹原製煉所や竹原火力発電所は、瀬戸内海を背景にしたダイナミックな工場景観を形成しています。また、夜には工場夜景が瀬戸内海に映え、昼と夜で異なる景観を楽しむことができます。



吉名レンガ工場



竹原火力発電所

【景観づくりの目標】

臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・竹原地域や大乘地域の工場地は、建築物等の規模や色彩等の工夫により、背景の瀬戸内海と調和したダイナミックな工場景観を保全します。
- ・吉名地域の工場地は、建築物等の形態意匠や周辺の外構等の工夫により、レンガのまちとしての景観を保全します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・陸側からの景観のみならず海側から工場景観を楽しむ仕組みづくりや美しい工場夜景の幅広い情報発信により、新たな観光資源として活用します。

5. 山なみゾーン

【景観特性】

山林と竹林が大部分を占め、四季を通じて美しい自然景観を有しています。

山なみからは、市街地や瀬戸内海を一望できるとともに、緑豊かな山々が市街地の景観の背景を成しており、山林の自然的な景観と市街地の都市的な景観が調和した良好な景観を形成しています。

総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドは、園内の桜並木を見に市内外から多くの人々が訪れており、景観や交流の重要な資源となっています。

北部地域の山林は、田園集落と調和した里山景観を形成し、仁賀ダム（芙蓉湖）周辺では、山間部の水辺と周辺の山林が水と緑あふれる親水景観を形成しています。

また、竹林は竹原の地名の由来と云われるほど市域に広く分布し、小吹地区や鎮海山の美しい竹林は原風景を感じる安らぎの景観となっています。



総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



鎮海山の竹林

【景観づくりの目標】

山々の緑豊かな自然景観の保全を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・朝日山や黒滝山、風致地区等の市内の山林は、市街地を取り囲む背景として重要な役割を担っており、関連機関と連携した育成・手入れによる緑豊かな山林景観を保全します。
- ・朝日山や黒滝山等は、市街地と瀬戸内海を一望できる重要な視点場であり、良好な眺望を阻害する行為等について適切な誘導を図り、良好な眺望景観を保全します。
- ・市民の憩いと交流の場となる総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園や緑地は、適切な維持管理による魅力ある景観を保全します。
- ・仁賀ダム（芙蓉湖）と周辺の山林が調和した親水空間を保全します。
- ・竹林は本市の重要な資源であり、小吹地区をはじめとした竹林の風景を適切に維持管理します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・朝日山や黒滝山等の市街地と瀬戸内海を一望できる眺望点の整備や魅力ある景観の幅広い情報発信により、多くの人々が集う空間を創出します。
- ・総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園や緑地は、訪れた人が安らげる空間整備や周辺の自然環境を生かした景観づくりにより、人と自然がふれあう魅力的な景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・風力発電設備や太陽光発電設備等の周辺の風景と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩等を工夫し、景観への配慮を行います。

6. 沿道景観軸

【景観特性】

国道 185 号と国道 432 号を軸とした沿道景観を形成するエリアで、市街地の中心部と沿岸や山間部をつなぐ連続的な景観を形成しています。

国道 185 号は本市の東西軸となっており、自然景観から都市景観まで楽しみ、特に沿岸部では瀬戸内海の連続的な多島美の風景を眺めることができます。また、中心市街地では、無電柱化が進められており、良好な市街地景観の形成と都市空間の創出に取り組んでいます。

国道 432 号・県道竹原港線は本市の南北軸となっており、市街地では商業施設が立地する活気あるまちなか景観、北部の山間部では緑の山々とのどかな農地の景観を連続的に望むことができます。また、JR 竹原駅前から中心市街地にかけては、竹の街路樹と歩道の黒レンガ舗装が整備され、竹原らしい景観が創出されています。



国道 185 号



国道 432 号・県道竹原港線

【景観づくりの目標】

市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いは、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・ 国道 185 号は、瀬戸内海を望む良好な眺望点と沿道の維持管理や整備により、魅力ある沿道景観を維持します。
- ・ 国道 432 号・県道竹原港線は、竹の街路樹整備や沿道の緑化、歩道の美装化などにより、市のシンボルロードとなる良好な沿道景観を維持します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・ 道路や交差点の改良事業に合わせた歩行者空間の整備により、歩きたくなる、滞留したくなる沿道景観を創出します。
- ・ 竹原中心市街地の国道 185 号及び国道 432 号・県道竹原港線は、無電柱化等による安全な歩行者空間と良好な市街地景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・ 沿道の空き家や空き店舗等における関連計画等と連携した取組により、連続性のある沿道景観を形成します。

7. 河川景観軸

【景観特性】

賀茂川を中心とする水と緑あふれるエリアで、多彩な自然景観を有しています。

仁賀ダム（芙蓉湖）周辺では、周辺の山々や農地と調和した水辺景観を形成し、その下流で初夏にはホタルが舞う幻想的な景観を見ることができます。

湯坂温泉郷周辺では、賀茂川清流の静かな環境と雰囲気温泉地と調和した落ち着いた景観を醸し出しています。

中流では、石造りの護岸が特徴的であり、周辺の住宅と調和した景観を形成しています。

下流の河川敷では春になると桜並木と一体となった美しい景観を形成し、桜の花びらが河川に浮かぶ花筏を見ることができます。

また、河口のハチの干潟はハチ岩と呼ばれる岩により特徴的な入り江を形成しています。手つかずの干潟としては県内でも有数の広さとなっており、広範囲の美しい水辺景観を形成しています。



賀茂川河川敷



賀茂川中流の石造り護岸

【景観づくりの目標】

竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・賀茂川の桜並木やハチの干潟等の自然景観や自然緑地を保全します。
- ・源流である荒谷山周辺の山なみや農地と調和した河川景観を保全します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・賀茂川河岸や臨海部の親水空間の整備により、人々が集いたくなる景観を創出します。
- ・仁賀ダム周辺や中国自然歩道等の自然資源を活かした水と緑のネットワークの形成により、魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

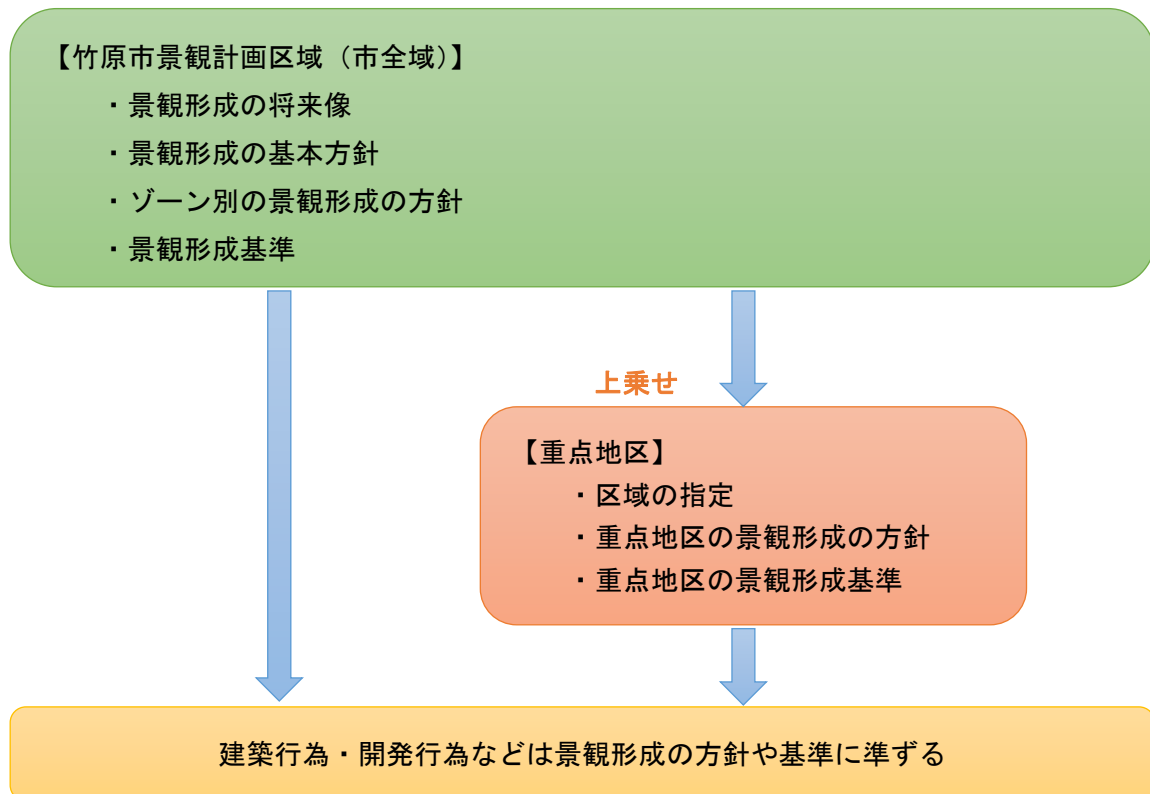
- ・関係機関と連携し、河川改修等における形態や色彩等の工夫により、周辺の環境と調和した景観形成に配慮します。

4 重点地区の景観づくり

(1) 重点地区の考え方

景観計画区域内において、特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置づけ、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

重点地区では、竹原市景観計画区域全域における景観形成の将来像や基本方針、ゾーン別の景観形成の方針及び景観形成基準に加えて、地区の特徴に応じた景観形成の方針及び景観形成基準を設けることで、地区内で建築行為等を行う際に、特に景観への配慮が必要となります。



(2) 重点地区の指定の方針

以下のいずれかに該当する地区の中で、特に景観への配慮が必要と思われる地区を重点地区として選定します。指定にあたっては景観まちづくり活動の機運等を考慮して、地域住民等と合意形成を図りながら指定します。

■重点地区の指定の基準

- ▶ 総合計画や都市計画マスタープラン等で方針が示された地区
- ▶ 現在の法規制が弱い地区
- ▶ 景観づくりや地域づくりの活動がある地区
- ▶ 市民アンケート等による市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区

	景観計画におけるゾーン				
	まちなかゾーン	住宅地ゾーン	田園集落ゾーン	多島美ゾーン	山なみゾーン
総合計画や都市計画マスタープラン等で方針が示された地区	主要道路沿道 竹原駅 観光施設周辺	町並み保存地区 忠海駅周辺・旧市街地内の町家社寺	湯坂温泉郷	—	仁賀ダム (芙蓉湖)
現在の法規制が弱い地区	参考資料：法規制図参照				
景観づくりや地域づくりの活動がある地区	竹原駅前商店街	町並み保存地区 忠海商店街	小梨地区	—	—
市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区	竹原駅 竹原市役所周辺 玄関口となる主要道路沿道	町並み保存地区 周辺 忠海駅周辺・黒滝山から見える市街地	東野地区	大久野島	—



重点地区	竹原駅前周辺 竹原シンボルロード周辺	町並み保存地区 周辺 忠海市街地周辺	指定しない	指定しない	指定しない
------	-----------------------	--------------------------	-------	-------	-------

(3) 重点地区の指定

重点地区の指定の方針に基づき、以下の4地区を重点地区に指定します。

竹原駅前周辺地区



【地区の概要】

竹原駅前周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけられており、まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。

特に竹原駅前商店街は、駅前に位置していることやJR竹原駅から町並み保存地区への主要ルートとなるなど、本市の魅力ある景観を形成するにあたり中心的な役割を担っており、竹原駅周辺の賑わいや魅力の創出を図るため、重点地区に指定します。

竹原シンボルロード周辺地区



【地区の概要】

竹原シンボルロード周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけられており、シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指しています。

国道432号は竹原市街地の玄関口及び中心市街地を走る主要道路であり、街路樹を市木である竹とするなど、本市のシンボルロードとなっています。

今後、国道432号の工事等に伴う沿道の景観整備により、さらなるシンボルロード沿道の魅力と活力向上を図るため、重点地区に指定します。

町並み保存地区周辺地区



【地区の概要】

町並み保存地区周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけられており、町並み保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

町並み保存地区は、歴史的景観を有するとともに本市を代表する観光地となっており、建築物や工作物の外観等に関する規制により伝統的な景観が守られています。

一方で、その外縁部では規制がなく連続した景観が阻害されるおそれがあります。

そこで、歴史ある一体的なまちなみの維持を図るため、重点地区に指定します。

忠海市街地周辺地区



【地区の概要】

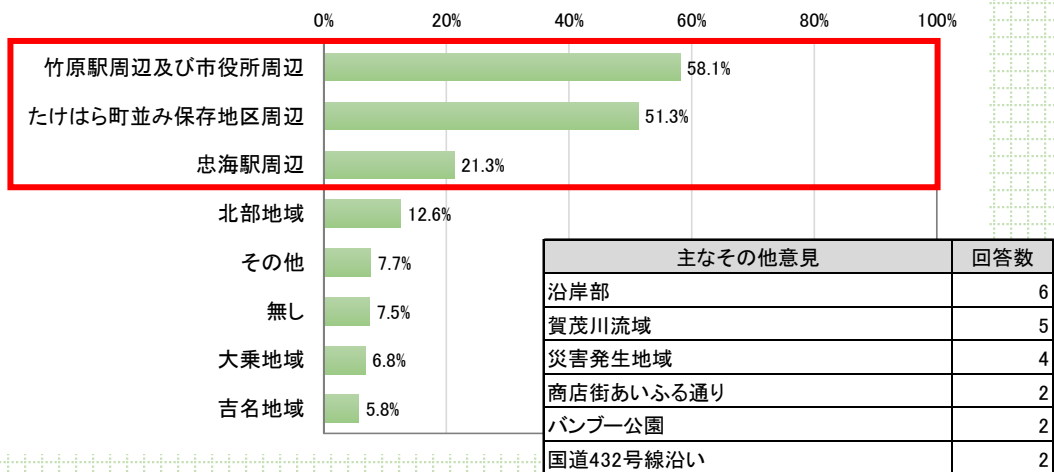
忠海市街地周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指しています。

本地区の旧市街地には古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、歴史あるまちなみと人々の暮らしや文化が融合する景観を形成しています。また、本地区はJR忠海駅を訪れた来訪者が最初に目にする地区でもあります。

そこで、生活と伝統が融合した景観を保全しつつ、地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出を図るため、重点地区に指定します。

■コラム 市民アンケート調査で選ばれた重点地区候補

竹原市内で良好な景観を形成する上で、重点的に取り組む地区・地域に関する設問では、以下のように『竹原駅周辺及び市役所周辺』、『たけはら町並み保存地区周辺』、『忠海駅周辺』が多く選ばれました。



1. 竹原駅前周辺地区



【区域設定】

竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルートとなる本川通りを設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）

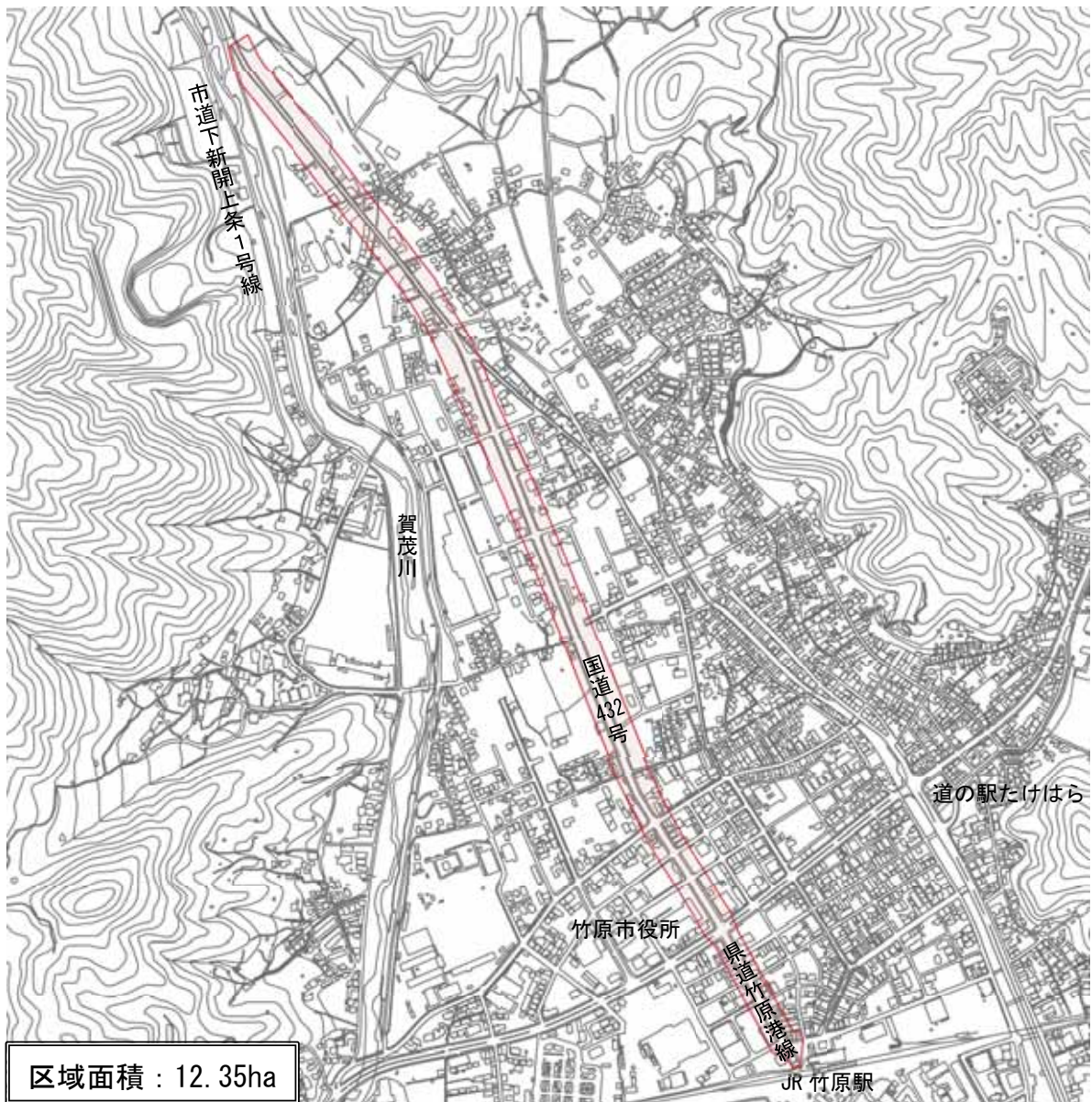
重点地区の景観づくり

◇心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進めます。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行います。
- ・ 連続性のある景観を阻害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討します。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

2. 竹原シンボルロード周辺地区



【区域設定】

J R竹原駅から市道下新開上条1号線との交差部までの国道432号・県道竹原港線の沿道を設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）。

重点地区の景観づくり

◇竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり

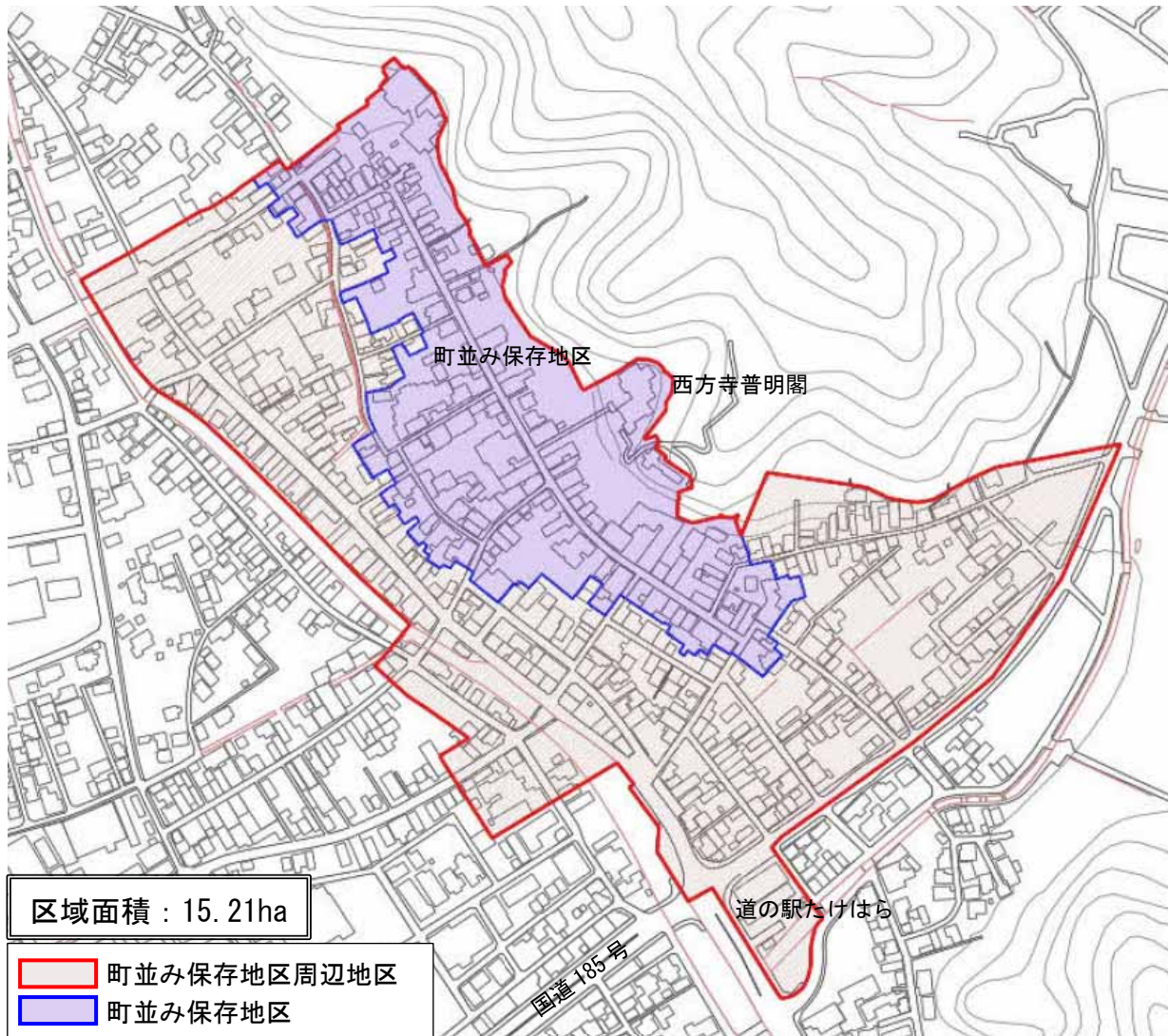
- ・ 沿道の竹並木と黒煉瓦による趣のある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進めます。
- ・ シンボルロードの良好な景観形成に向けて、国道432号等の無電柱化を促進します。

◇賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

- ・ 沿道の建築物・広告物等は賑わいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど、景観上の配慮を行います。
- ・ 町並み保存地区への誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど、景観上の配慮を行います。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、[第4章 良好な景観形成のための行為の制限](#)を参照。

3. 町並み保存地区周辺地区



【区域設定】

町並み保存地区を基本とし、地区への主要動線や周遊ルート、西方寺普明閣からの眺望、他の景観施策との連携等を踏まえて設定。

重点地区の景観づくり

◇町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

- ・ 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物など、歩行者目線の景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩、屋外広告物に関するルールづくりなど、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進めます。
- ・ 西方寺普明閣等の主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因となるものを把握し、建替や更新の際等に注意喚起を図るなど、適切な措置を講じます。
- ・ 景観を阻害する空き家等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生等の取組を検討します。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

4. 忠海市街地周辺地区



【区域設定】

地区内の県道東広島本郷忠海線及び旧市街地を設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）。

重点地区の景観づくり

◇忠海地域の玄関口として魅力あるまちなみづくり

- ・ 忠海駅から旧市街地への回遊促進に向けて、沿道の景観づくり、建築物等の形態や色彩のルールづくりを進めます。
- ・ 社寺仏閣の集積するエリアにおいては、歴史と文化を伝える景観を保全しながら、市内外に地域資源を発信し、来訪者の回遊促進を図ります。
- ・ 黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握し、建替・更新の際等に注意喚起を図るなど、適正な措置を講じます。
- ・ 重点地区の景観づくりに合わせ、内堀公園等の重点地区の周辺においても居心地のよい空間づくりを進めます。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

(4) 重点地区の追加指定について

重点地区の追加指定にあたっては、市が指定する地区または地域住民等が提案する地区について、景観まちづくりの意識醸成を図るとともに、区域の指定、地区特性を踏まえた景観づくりの方針、景観形成基準を策定し、景観計画の変更を行います。

なお、地域住民等からの提案を踏まえた重点地区指定の具体的な流れは以下の通りとなります。

①地域住民等による重点地区指定の計画案の作成

地域住民等は、地区内での十分な合意形成を図った上で、重点地区のエリアや景観づくりの方針等を検討し、重点地区指定に関する計画案を作成します。

②市による重点地区指定の手続き

市は、地域住民等より提出された計画案に基づき、景観審議会等による協議を行い、審議会で承認された場合は景観計画を変更し、重点地区を追加します。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

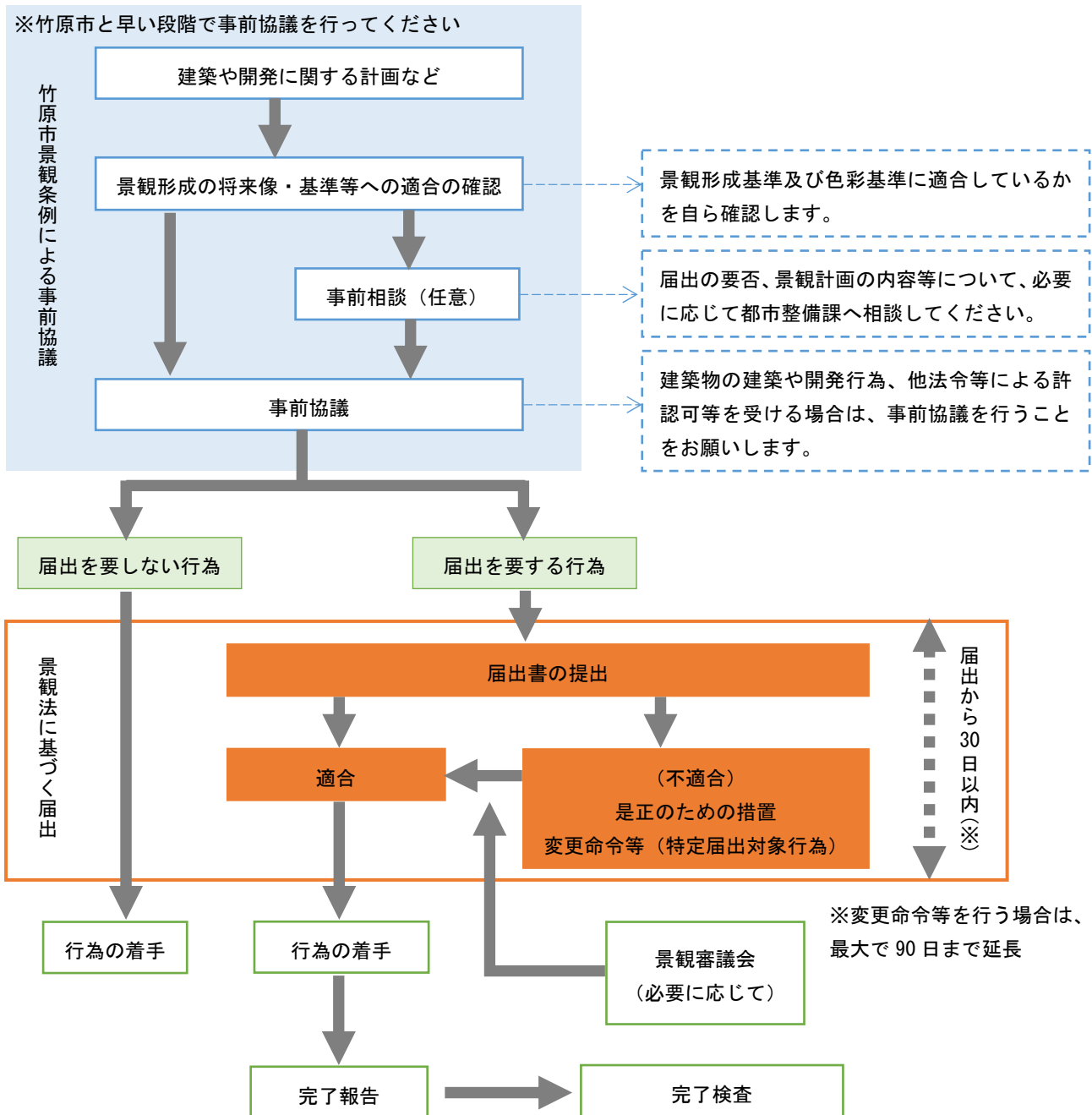
1 景観法に基づく届出

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に竹原市へ計画を届け出るものとします。

(1) 届出の流れ

届出対象行為（「(2) 届出の対象となる行為」参照）について、景観法の届出に先立ち、竹原市と事前協議することができます。

協議にあたり、届出する者は第3章の竹原市が目指す景観づくりを十分に理解した上で、景観形成基準に基づき、届出書を作成します。



(2) 届出の対象となる行為

景観計画区域内（竹原市全域）において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。ただし、文化財保護法や風致地区条例などの他法令が適用される行為や仮設の建築物等は届出が不要となります。

行為	届出の対象	適用除外
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	(1) 通常の管理行為又は軽易な行為 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (4) 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、許可を要する行為 (5) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (6) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (7) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (8) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (9) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (10) 令和4年7月30日までに「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき既着手行為
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・次表の工作物の区分*に従い、次のとおりとする。 a：高さ5m及び長さ10mを超えるもの b：高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超えるもの	
建築物、工作物の外観の変更	・上記の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	

※工作物の区分

a	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
b	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔、広告板その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備その他これらに類するもの <p>※ただし、太陽光発電設備・風力発電設備については、他法令において設置が禁止されている区域・許可が必要な区域が別途指定されている場合があります。</p>
c	<ul style="list-style-type: none"> ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（電柱等これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

重点地区は、地区内の建築行為の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出を必要とします。また、後述する景観形成基準にある地上設置型の太陽光発電設備の設置実態を把握するため、太陽光発電設備についても規模を限定せず届出を必要とします。その他の工作物や行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠します。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・ <u>規模を限定しない。</u>
太陽光発電設備*の新築、増築、改築、移転、撤去	・ <u>規模を限定しない。</u>

※地上設置型の太陽光発電設備に限る。ただし、町並み保存地区周辺地区においては地上設置型を含む全ての太陽光発電設備（太陽熱温水器を含む）を対象とする。

(3) 特定届出対象行為

届出対象行為のうち、建築物の建築や工作物の建設等については、条例により特定届出対象行為として定めることができます。特定届出対象行為は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適応しない場合、変更命令を行うことが可能となります。

本市では、重点地区町並み保存地区周辺地区の“建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更”を特定届出対象行為とします。

2 景観形成基準

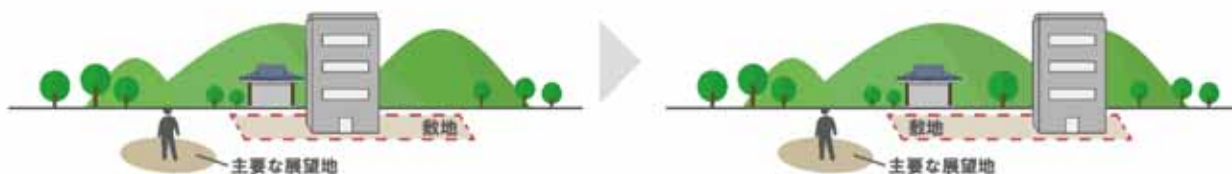
景観計画区域を対象として、「1 景観法に基づく届出」に該当する行為について、景観づくりの基準を示します。

(1) 景観計画区域（竹原市全域）

① 共通事項

事項	景観形成基準
① 基本的遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める「第3章 竹原市が目指す景観づくり」の内容に沿ったものとするよう努める。 ・地域の個性および特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図る。 ・周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある行為について、当該行為に係る計画の内容書等を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィック等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。 ・法令や協定等に基づく景観形成の基準がある場合は、その内容を遵守する。
② 位置	<ul style="list-style-type: none"> ・次の地域及びその周辺地域にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自然公園法等に基づく指定地域（大久野島周辺、長浜等） (イ) 竹原市を代表する景勝地 (ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（町並み保存地区、忠海市街地等） （以下（ア）、（イ）及び（ウ）を総称して「景勝地等」という。） ・行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。 ・行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。（国道2号、国道185号、国道432号沿い等） ・行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
③ 敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、既存の樹木等を活かしながら、できる限り豊かな緑化に努める。
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とする。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。 ・行為の期間中は敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努める。

■ 優れた景観資源に配慮した配置の例



■ 山稜の稜線に配慮した配置の例



②建築物

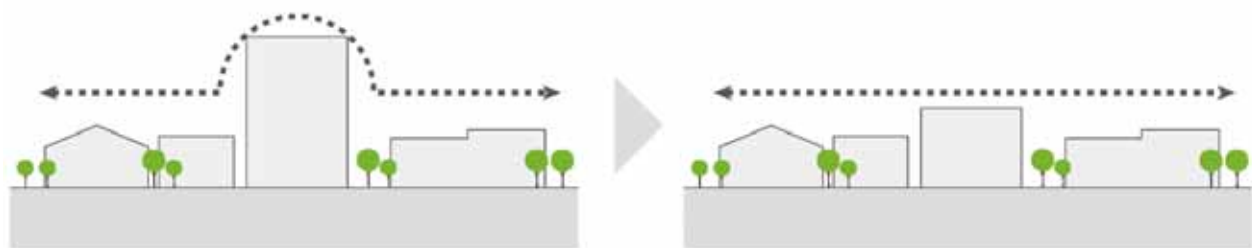
事項	景観形成基準
①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する形態とするよう配慮する。 ・周辺に圧迫感を与えない形態とする。
②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する意匠とするよう配慮する。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置個所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 ・基調となる色彩は、日本産業規格の色名（JISZ8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
④素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する素材とするよう配慮する。 ・日本瓦や漆喰塗りなど、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り外壁等の材質は耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できる限り電線類を地中化する。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにする。

③工作物

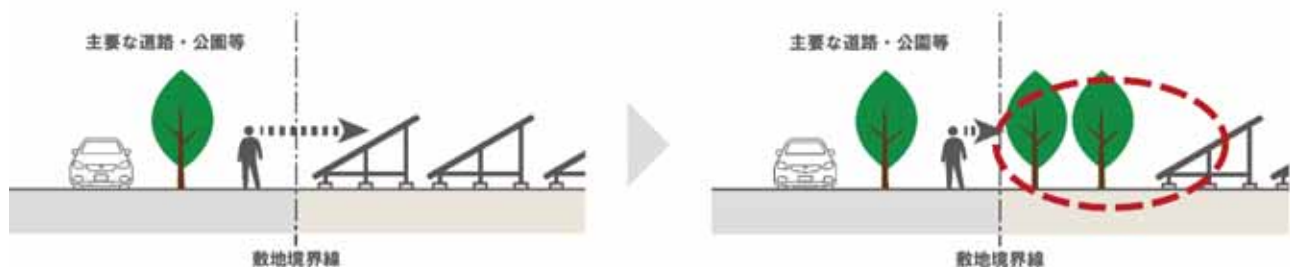
- ・原則として、建築物の事項及び基準に準じる。
- ・屋外広告物及び太陽光発電設備*等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう形態意匠や色彩等に配慮する。
- ・地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、立地に対する防災上の観点を考慮しつつ、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。

※太陽熱温水器含む

■周辺の建築物の規模と調和した配置の例



■周辺景観に配慮した太陽光発電施設の設置の例



④ 鉱物の掘採又は土石等の採取

<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。 (イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。 (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 ・跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。 ・前記の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。

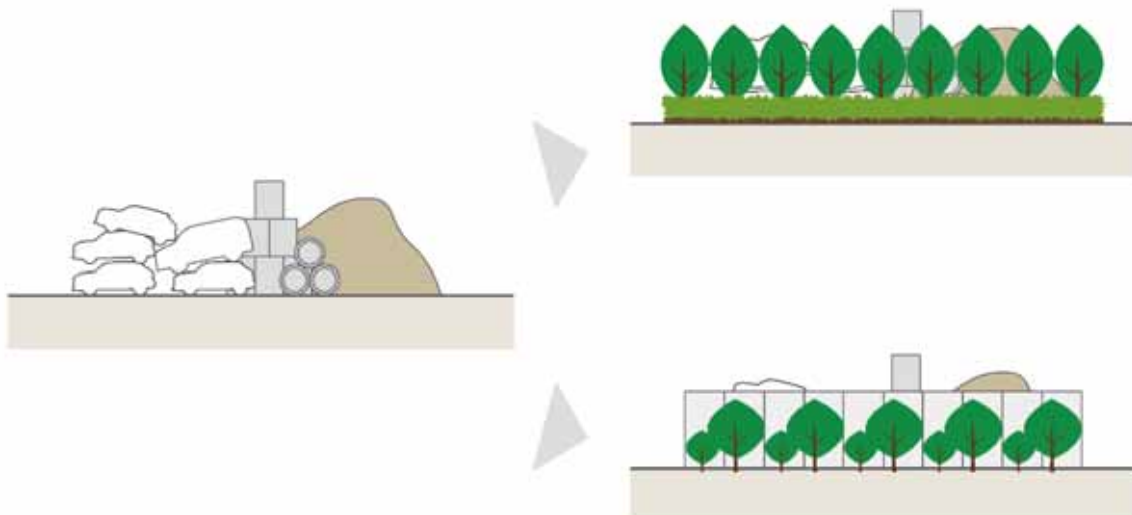
⑤ 土地の区画形質の変更

事項	景観形成基準
① 変更後の形状	・ 鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。
② その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。 ・ 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

⑥ 屋外における土石、廃棄物、物品等

事項	景観形成基準
① 集積等の方法	・ 適切な集積又は貯蔵に努め、できる限り主要な展望地から見えないよう配慮する。
② 遮蔽	・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。
③ その他	・ 鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。

■ 周辺景観に配慮した廃棄物等の遮蔽の例



(2) 重点地区

【竹原駅前周辺地区】

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。そこで、竹原駅周辺の賑わいや魅力創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準															
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。 															
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。 建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。 階高やひさしの高さは、周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る。 															
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 															
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP.49を参照）。 特に建築物の低層部については、歩行者の視線を意識し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R、YR、Y系 ----- その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 ----- 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。			推奨色	R、YR、Y系 ----- その他	3以上	6以下 ----- 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。	
項目	色相	明度	彩度														
基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																
	推奨色	R、YR、Y系 ----- その他	3以上	6以下 ----- 2以下													
強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 															
その他		<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間を創出するため、民地部分のオープンスペース化が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。 															

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【竹原シンボルロード周辺地区】

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。そこで、シンボルロードとして国道432号・県道竹原港線沿道の魅力と活力向上に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準															
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。 ・国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では、竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出に努める。 															
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。 ・大規模なものとなる場合は、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。 															
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 															
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP.50を参照）。 ・周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R、YR、Y系 ----- その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 ----- 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。			推奨色	R、YR、Y系 ----- その他	3以上	6以下 ----- 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。	
項目	色相	明度	彩度														
基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。																
	推奨色	R、YR、Y系 ----- その他	3以上	6以下 ----- 2以下													
強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠する。																
工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 ・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 															

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【町並み保存地区周辺地区】

町並み保存地区周辺地区は、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																										
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。 西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。 																																										
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 建築物の高さは原則10m以下とする。 屋根は勾配屋根とし、原則として瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。 																																										
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 外観は和風調とし、コンクリート、金属等の量感を感じさせないものとする。 建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																										
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP.51～P.52を参照）。 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、<u>彩度0（黒、灰色等の無彩色(N)）</u>とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を<u>推奨色</u>として示す。また、<u>基準色を超える色彩は禁止色</u>とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他	1以下	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他
項目	色相	明度	彩度																																									
基調色	R、YR、Y系	2	—																																									
		3以上	4以下																																									
	その他	2	—																																									
		3以上	2以下																																									
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																									
		その他	1以下																																									
	強調色	R、YR系	2	—																																								
			3以上	6以下																																								
Y系		2	—																																									
		3以上	4以下																																									
その他	2	—																																										
	3以上	2以下																																										
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																									
		その他	1以下																																									
	工作物		<ul style="list-style-type: none"> 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については<u>建築物の色彩基準</u>に準拠する。また、<u>極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避ける</u>こととする。 地上設置型の太陽光発電設備等は、<u>道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止</u>とする。また、屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																									

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

※伝統的建造物群保存地区においては、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例の基準による。

【忠海市街地周辺地区】

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。そこで、生活と伝統が融合した景観の保全と魅力ある景観の創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																																
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出</u>に努める。 																																																
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望</u>を阻害しないよう、<u>建築物の規模等に配慮</u>する。 ・ <u>建築物の高さは原則10m以下</u>とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。 																																																
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築設備等は、道路から見えない場所に設置</u>すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 ・ <u>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。 																																																
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP.53～P.54を参照）。 ・ <u>周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色</u>として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2以上</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R、YR、Y系</td> <td>2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以上</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	—	—	その他	2以上	1以下	—	—	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他	2以上
項目	色相	明度	彩度																																															
基調色	R、YR、Y系	2	—																																															
		3以上	4以下																																															
	その他	2	—																																															
		3以上	2以下																																															
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																															
		—	—																																															
	その他	2以上	1以下																																															
		—	—																																															
強調色	R、YR系	2	—																																															
		3以上	6以下																																															
	Y系	2	—																																															
		3以上	4以下																																															
	その他	2	—																																															
		3以上	2以下																																															
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																															
	その他	2以上	1以下																																															
工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。 ・ <u>地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止</u>とする。 																																																

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

3 色彩基準

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS 規格に採用されている「マンセル表色系」を用いて基準を定めます。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。

(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

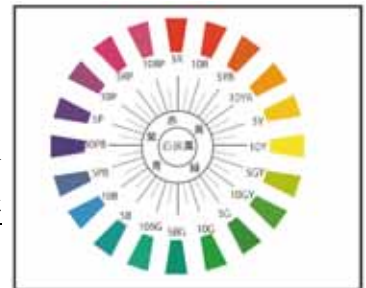
①マンセル表色系

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼び、系統的に整理し記号化することで、その色がどんな色であるかを正確に表すことができます。

マンセル表色系では、色相（いろあい）・明度（あかるさ）・彩度（あざやかさ）のそれぞれ独立した色の性質（三属性）によってひとつの色を表現します。

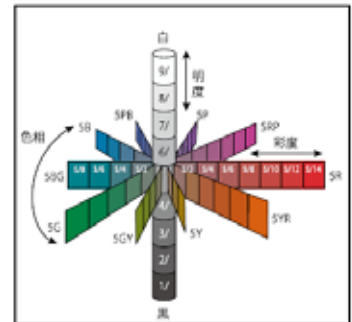
○色相（いろあい）

10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」のように表記します。また、白、黒、グレー等は色相を持たずNと表記します。



○明度（あかるさ）

0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



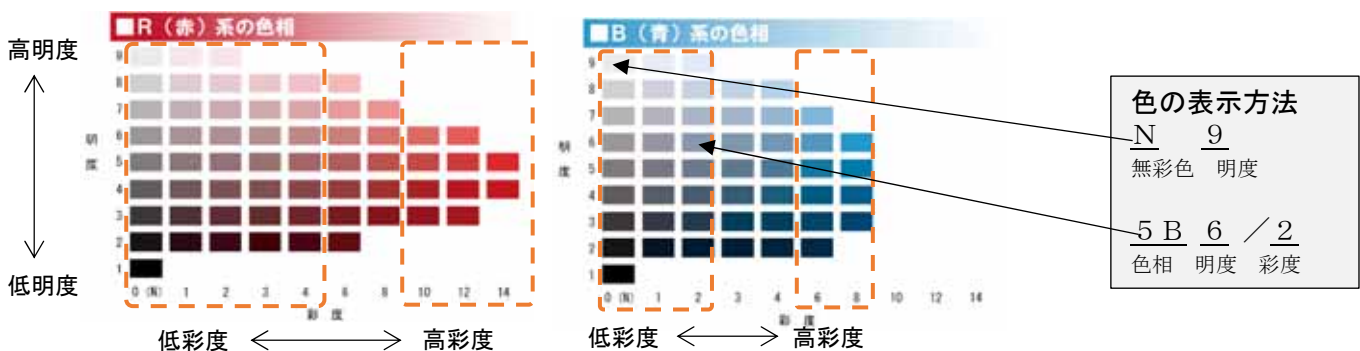
○彩度（あざやかさ）

0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色（N）の彩度は0になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。色相によって彩度の最大値が異なるため、一概に「低彩度」、「高彩度」を数値によって分類することは困難です。そのため、本計画では、彩度幅を3分割し、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」として定義します。

○マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号のことです。



②色彩基準における面積比の考え方

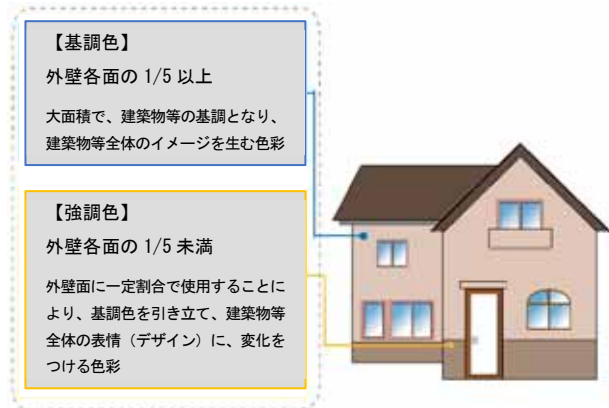
本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

○基調色

外壁各面の1/5以上は、基調色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

外壁にアクセントを付ける場合は、外壁各面の1/5未満について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。



③色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- 自然石や木材、漆喰や土壁等の自然素材、タイルやレンガ等を使用する場合で素地色または素地を見せての塗装をしたもの
- 社寺仏閣や文化財等の歴史資源、地域イメージの核となっておりランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

(2) 色彩基準

①竹原駅前周辺地区

■基調色

- ▶ 竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- ▶ 既存のノスタルジックな景観を維持するため、既存建築物の色彩を基本とした推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- ▶ 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は既存のノスタルジックな景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N））は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう配慮します。

②竹原シンボルロード周辺地区

■基調色

- 竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- シンボルロード沿道の活力ある景観を維持・拡大するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は町並み保存地区及びその周辺と調和した伝統的な景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色の基準を超えた色彩を用いる場合は周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

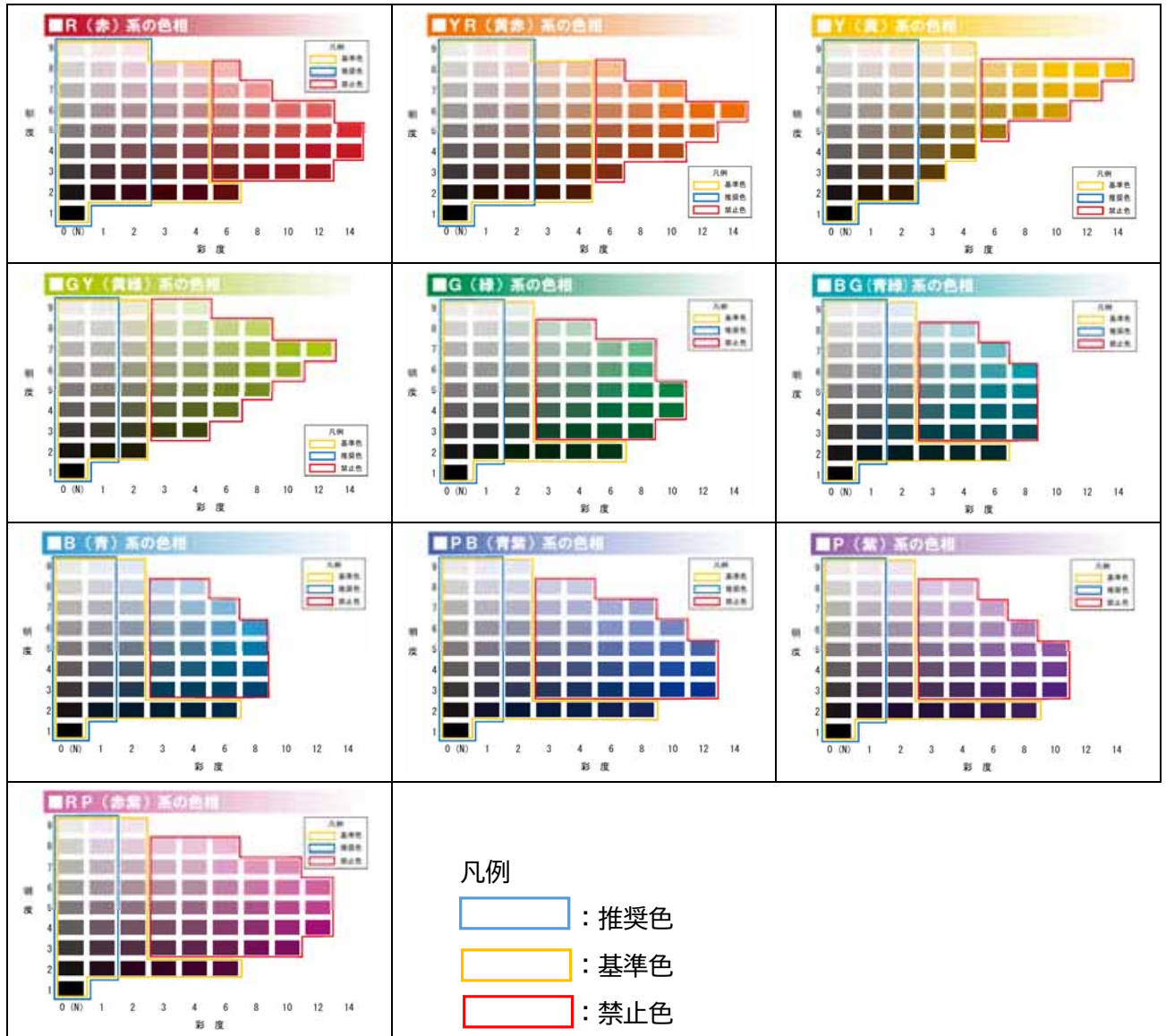
■配慮事項

西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、建築物又は工作物について、高さ13mを超える部分は、町並み保存地区周辺地区の色彩基準に準拠します。

③町並み保存地区周辺地区

■基調色

- ▶ 町並み保存地区周辺地区は、無彩色（N）及び低彩度の色彩により美しい歴史的景観を形成しています。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色とします。
- ▶ ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- ▶ 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定します。
- ▶ ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、推奨色として低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



④忠海市街地周辺地区

■基調色

- 忠海市街地周辺地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成しています。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- ▶ 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- ▶ 推奨色は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



4 屋外広告物の表示及び設置

屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置、維持及び屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

本計画では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素の一つであることから、「広島県屋外広告物条例」に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図るための基本方針を設定します。

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、駅前商店街や国道432号沿道などにおける賑わいのある雰囲気づくりに寄与する一方、大規模な広告物や派手な色彩の広告物が景観を悪化させる要因となることもあります。そのため、屋外広告物の表示・掲出について一定の制限を行うことで、賑わいのある雰囲気づくりと良好な景観形成の両立を図ることとします。

特に、本計画における重点地区のうち、町並み保存地区やその周辺など、良好な景観の保全を図る必要性が高い地域においては、地域の景観の特色や眺望景観が阻害されないよう適切な制限を行うこととします。

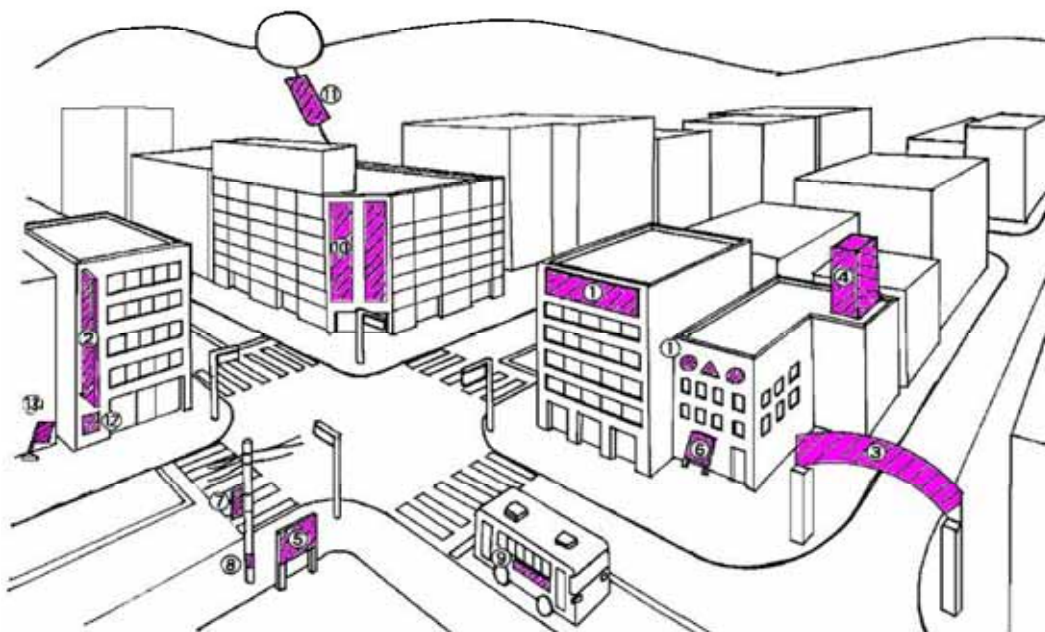
(2) 対象とする屋外広告物

本計画で対象とする屋外広告物は、屋外広告物法第2条第1項に規定されるものとします。

屋外広告物法第2条第1項

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

屋外広告物の種類 (イメージ図)



- ①壁面広告
- ②突出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立看板
- ⑦電柱広告
(添加広告)
- ⑧電柱広告
(巻き付け広告)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
(アドバルーン)
- ⑫はり紙
- ⑬のぼり旗

出典：広島県

(3) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本方針

■景観計画区域

	基本方針
景観計画区域 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。 ・建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめる。 ・建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。 ・基調となる色彩は落ち着いたある色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避ける。また、蛍光色はできるだけ避ける。

■重点地区

	基本方針
竹原駅前周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・統一感のある景観を創出するため、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明などを工夫する。
竹原シンボルロード 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・西方寺普明閣からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用は避けるように努める。
町並み保存地区 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存地区との連続性を確保するため、彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。
忠海市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

竹原らしい景観形成を進めるためには、地域に点在する優れた景観資源の保全を図るとともに、積極的に景観づくりに活用していくことが大切です。

特に、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

景観法に基づく制度の活用

■ 景観重要建造物



所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に市長の許可を受ける必要が生じます。

■ 景観重要樹木



所有者は、樹木を適正に管理し、伐採又は移植には市長の許可を受ける必要が生じます。

■ 景観重要公共施設



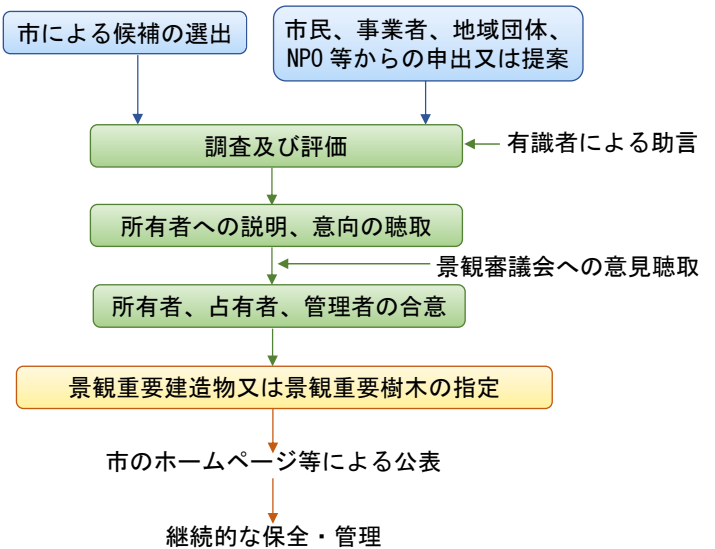
公共施設の整備は景観計画に適合するほか、占用等の許可基準を定めることができます。

2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準適合の有無や建造物及び樹木の維持保全の状態を確認します。

建造物及び樹木の存在する地域住民の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

意匠、自然環境、景観などに関連する分野の専門家や景観審議会などの意見を聞き、指定の妥当性を検証します。



3 指定後の管理について

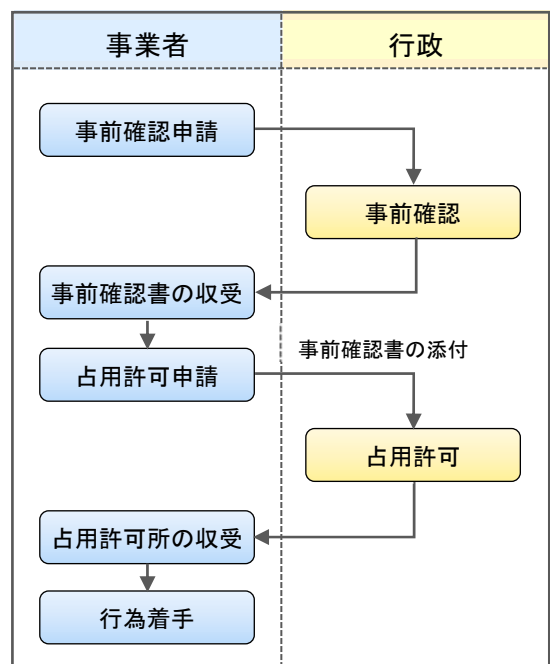
景観重要建造物又は景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

また、景観行政団体が景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認められるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協定を締結し管理を行うことができます。

4 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、竹原市の景観形成や町並み形成を進める上で、特に重要な景観資源として位置づけられます。このため景観法に定める景観重要公共施設の指定に向けて、公共施設管理者との協議を進めていきます。

景観重要公共施設に指定されると、対象となる公共施設において占用許可等を受ける場合は、従来の占用許可基準と合わせて、景観重要公共施設の基準に適合することが必要となります。



5 景観重要建造物

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な建造物のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要建造物」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された建造物には適用できません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている建造物であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定します。

- ① 竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ③ 地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす建造物
- ④ その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

市民の考える景観形成に重要な建造物（市民アンケート結果等より）



磯宮八幡神社



旧森川家住宅（市重要文化財）



旧日の丸写真館（国登録有形文化財）



本川沿いの家屋等

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

6 景観重要樹木

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要樹木」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された樹木には適用できません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている樹木であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定します。

- ① 樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ③ 希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ④ その他優れた樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

市民の考える景観形成に重要な樹木（市民アンケート結果等より）



バンブー公園の桜並木



国道 432 号沿いの竹並木



小梨の夫婦桜



宿根の大桜（市天然記念物）



楠神社のクスノキ（県天然記念物）

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

7 景観重要公共施設

(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素となっています。周辺の景観と調和した整備や維持・管理に取り組み、地域特性を引き立てる景観づくりに活用していくため、景観形成の推進にあたり特に重要な公共施設のうち、指定の方針に該当するものを「景観重要公共施設」に指定します。

(2) 指定の方針

次に示す項目に該当する公共施設を景観重要公共施設に指定します。

- ① 地域の景観の骨格を構成する公共施設
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- ③ 地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす公共施設

市民の考える景観形成に重要な公共施設（市民アンケート結果等より）



賀茂川の石積み護岸



本川の雁木



総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



国道 185 号

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

第6章 景観まちづくりの推進

1 計画実現に向けた役割

「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていく必要があります。地域固有の自然や風土、歴史に育まれた良好な景観を守り、育て、新たな魅力ある景観を創出し、地域の活性化や空間の質の向上等につなげていくため、連携と協働による景観まちづくりを推進します。

○市民の役割

市民一人ひとりが景観まちづくりの主体であることを認識し、生活の中で実践できる美化・清掃や植栽活動など、身近なことから地域の景観形成に主体的に参加していくことが大切です。また、行政が発信する情報や、自主的なワークショップへの参加によって、景観計画についての理解を深めるとともに、地区レベルの景観まちづくりに展開させていくことが求められます。

○事業者の役割

事業者は、市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践していくことが重要です。開発を伴う事業においては、景観形成基準に適合した上で、地域の景観に配慮し、魅力を高める取組や、市民・行政と連携して景観まちづくりを実践していくことが求められます。

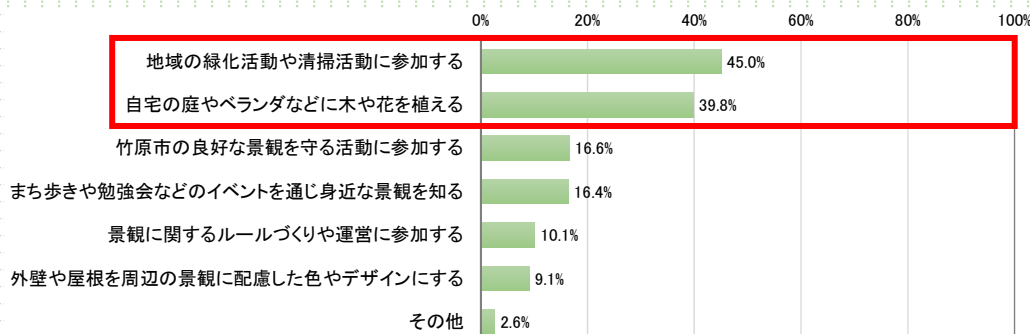
○行政の役割

景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。また、良好な景観形成の推進に向けて、庁内体制を整えるとともに、国や県、近隣の市町などとの連携により、総合的な施策を適切に実施することに努めます。さらに、景観に関する情報発信やデータベース化、市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や話し合いの場づくりに取り組み、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動を支援します。

■コラム 市民アンケート調査で選ばれた景観形成のために実践している・実践したい取組

良好な景観形成のために実践している取組・今後取り組んでいいと思う取組は、『地域の緑化活動や清掃活動に参加する』や『自宅の庭やベランダなどに木や花を植える』など、自宅やその周辺における景観形成に関する取組が多く選ばれていました。

回答者数=573



2 良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」”に基づいて推進していきます。

(1) 景観まちづくりに関する事業等の実施

○関係法令等の横断的な活用

本市の景観は、自然的景観、歴史・文化的景観、都市的景観など、多岐にわたる要素から成り立っています。今後も良好な景観形成を図るため、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取組を展開していく必要があります。例えば、景観を阻害している空き家等については、空家等対策計画と連携しながら、景観向上に向けた適正な管理等の取組を推進します。また、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定や、都市計画法に基づく地区計画制度の活用など、地域の実態に応じた様々な手法による景観まちづくりの実現を図ります。

○景観まちづくりに資する事業の実施

本市では、これまで酔景の小庭の整備や黒レンガ・御影石の路面舗装、景観に配慮した街路灯の設置など、景観まちづくりに資する事業を行ってきました。今後も引き続き、良好な景観形成に資する事業を継続的に実施します。



酔景の小庭の整備



街路灯の設置

本川の雁木や賀茂川の護岸等、歴史・文化的な視点から非常に価値のある公共施設について、景観が人工的で単調なものにならないよう、施設管理者と連携し、周辺景観と調和した修景整備を推進します。



本川の雁木



賀茂川の護岸

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、田園風景を守るためには、持続可能な力強い農業を実現する必要があります。そのため、次世代を担う農業者を志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付し、人材力の強化を図ります。また、有害鳥獣の農作物被害による耕作意欲の低下が、耕作放棄地の増加につながっていることから、有害鳥獣の捕獲や景観に配慮しつつ防護柵の設置等の対策を推進します。今後は、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させた景観農業振興地域整備計画の策定も検討していきます。

○竹原駅前エリアウォークアブルビジョンの実現

令和3年2月に「竹原駅前エリアウォークアブルビジョン」を策定し、竹原駅前エリアにおいて居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、エリア全体の価値の向上を目指しています。この竹原駅前エリアには、本計画における重点地区「竹原駅前周辺地区」が含まれており、駅周辺の魅力ある景観まちづくりを推進します。



竹原駅前周辺地区の将来イメージ

○民間補助事業の創設

良好な景観形成を推進するため、重点地区内における、住宅等の外観の修景や、屋外広告物の修景に対して補助事業の創設を検討します。

(2) 景観への市民意識の醸成

○竹原市景観17選を活用した景観意識づくり

本計画の策定に合わせ、竹原市の新たな景観資源の発掘と魅力ある景観づくりを進めることを目的として「竹原市景観17選」を選定しました。今後は景観17選を活かし、竹原市の魅力ある景観を発信するとともに、市民一人ひとりの景観に対する意識の高まりを維持し続けられるよう、写真展の開催など、継続的な取組を推進します。



竹原市景観17選

○まちづくり団体の設置の推進

一般社団法人やNPO法人など、民間団体等との連携を図りながら、景観まちづくり活動を促進するため、まちづくり団体の設置の推進を進めます。



景観まちづくりの活動の例

○竹原市景観形成ガイドラインの作成

景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を分かりやすく示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについての理解を促進します。

○竹原市屋外広告物条例の手引きの作成

屋外広告物の表示及び設置について、届出の必要な行為や許可の基準などを分かりやすく示した手引きを作成し、屋外広告物の景観形成についての理解を促進します。

(3) 景観まちづくりのルール・体制づくり

○景観審議会の設置

景観形成の将来像の実現に向けて必要な協議を行うため、竹原市（景観行政団体）をはじめ、有識者や公益事業を営む者及び住民等を加えて組織される景観審議会を設置します。

○景観アドバイザー制度の導入

景観計画区域及び重点地区における届出対象行為の景観形成基準への適合審査、公共事業や大規模な建築物の計画・設計において都市デザイン、都市景観、緑化計画、色彩計画等への専門家からの技術的な指導・助言をいただくため、「景観アドバイザー制度」を導入します。

○PDCA サイクルに基づく計画の見直し

景観形成の将来像の実現のためには、長期的な観点から景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。その間、計画の進捗状況を把握するとともに、定期的な市民意向調査を実施しながら、社会情勢の変化を的確に捉え、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行っていくことが必要です。



○景観重要建造物・景観重要樹木の保全

第5章で定めた景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法に基づき、良好な景観形成に重要な役割を担う建造物及び樹木については、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、その保全活用を促進します。

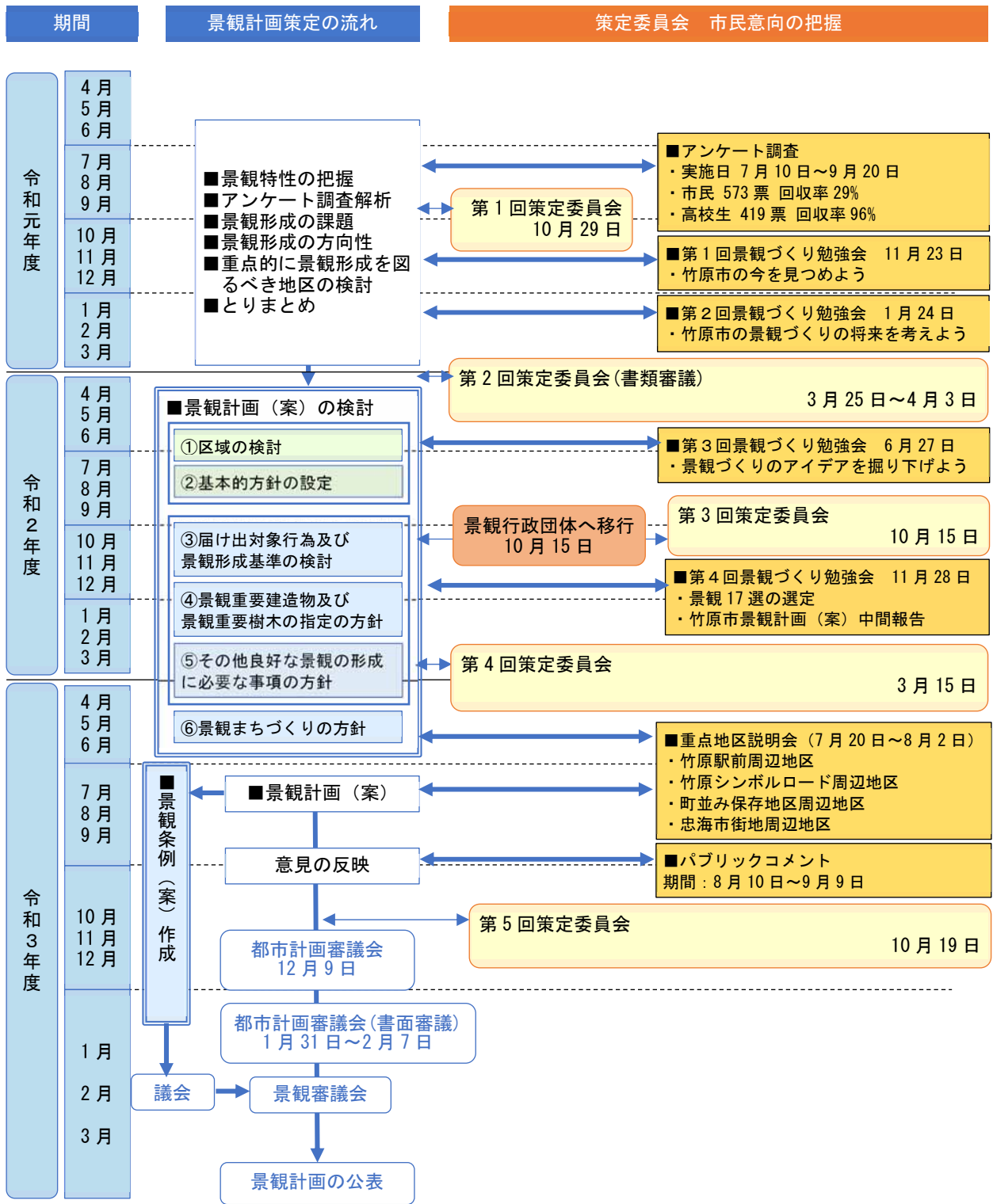
(4) 防災事業の推進

気候変動等の影響により、想定を超える大雨による自然災害が頻発に発生しています。本市の美しい景観をこれらの災害から守り、後世に残していくため、関係機関と連携した防災・減災対策を推進します。対策の実施にあたっては周辺の景観と調和するよう配慮します。

参考資料

1. 計画策定の経緯

本計画は、現地調査により景観特性と課題を把握するとともに、アンケート調査や景観づくり勉強会・重点地区説明会における市民等の意見や提案を反映しながら、外部有識者などで構成する景観計画策定委員会で審議を重ね策定しました。



2. 竹原市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するため、竹原市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 景観計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) その他景観計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は代表者の推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から景観計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月21日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

竹原市景観計画策定委員会 委員名簿

組織構成	所属	氏名	備考
学識経験者	福岡大学工学部 社会デザイン工学科 教授	しばた ひさし 柴田 久	竹原市歴史的風致維持向上計画委員
	広島工業大学工学部 環境土木工学科 准教授	いまがわ あけみ 今川 朱美	広島県景観アドバイザー
関係団体の 代表者又は 代表者の 推薦する者	竹原市伝統的建造物群保存地区 保存審議会	みとう よしてる 三藤 芳輝	竹原市伝統的建造物群保存地区保存 審議会から推薦
	(一社)広島県建築士事務所協会	おかだ ふみお 岡田 文夫	(一社)広島県建築士事務所協会から 推薦 令和3年9月3日まで
	広島県建築士会東広島支部	ますたに まさのり 増谷 昌則	広島県建築士会東広島支部から推薦 令和3年9月4日～
	竹原駅前商店街振興組合	ひろおか こうそう 広岡 晃三	竹原駅前商店街振興組合から推薦
	竹原商工会議所青年部	やまの たかあき 山野 隆明	竹原商工会議所から推薦
	(一社)竹原青年会議所	しんたに あきふみ 新谷 章文	(一社)竹原青年会議所から推薦
	竹原市女性連絡協議会	あらかわ ゆきこ 荒川 幸子	竹原市女性連絡協議会から推薦
	竹原市自治会連合会	はしもと せいゆう 橋本 清勇	竹原市自治会連合会から推薦
	竹原市農業委員会	やまもと れいこ 山元 禮子	竹原市農業委員会から推薦
関係行政 機関の職員	広島県土木建築局都市計画課長	かや ひでひこ 栢 英彦	令和3年3月31日まで
	広島県土木建築局都市計画課長	ひろなか のぶたか 廣中 伸孝	令和3年4月1日～
	広島県環境県民局環境保全課長	かわむら としなり 河村 敏成	令和3年3月31日まで
	広島県環境県民局環境保全課長	おかだ せいじ 岡田 誠司	令和3年4月1日～

竹原市景観計画策定委員会 審議内容

	開催日	議事
第1回 竹原市景観計画 策定委員会	令和元年10月29日	(1) 竹原市の景観現状について (2) 竹原市景観計画の策定について (3) アンケート調査について (4) 景観づくり勉強会、竹原市景観17選について (5) 竹原市景観計画策定スケジュールについて
第2回 竹原市景観計画 策定委員会	令和2年3月25日 ～令和2年4月3日 (書類審議)	(1) 景観形成の基本理念 (2) 景観形成の基本方針：全市の方針 (3) 景観計画区域とゾーニング (4) ゾーン別の景観形成の方針
第3回 竹原市景観計画 策定委員会	令和2年10月15日	(1) 景観計画(素案)第1章～第3章について (2) 重点地区の指定及び景観形成の方針について (3) 良好な景観形成のための行為の制限について (4) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設について
第4回 竹原市景観計画 策定委員会	令和3年3月15日	(1) 良好な景観形成のための行為の制限について (2) 景観まちづくりの推進について (3) 竹原市景観計画(素案)への意見と対応について (4) 竹原市景観17選の最終審査・決定について (5) 竹原市景観計画策定スケジュール
第5回 竹原市景観計画 策定委員会	令和3年10月19日	(1) 重点地区説明会及びパブリックコメントの実施結果 (2) 竹原市景観計画策定委員の意見及び対応方針 (3) 竹原市景観計画(案)全体 (4) 今後のスケジュール

3. 市民アンケート調査結果概要

調査の実施概要

◆調査内容

「竹原市景観計画」を策定するにあたり、景観資源を洗い出し、景観に関する市民の関心や今後の景観形成を行っていくうえでの意向等を把握し、景観計画に反映させるためにアンケート調査を実施した。

◆調査方法

○調査対象者

令和元年7月1日現在で18歳以上の市民2,000名（無作為抽出）

○実施方法

調査票配布方法：郵便、インターネット（Webアンケート）

調査票回収方法：郵便（竹原市役所宛）、インターネット回収

○実施期間

調査票発送日：令和元年7月26日（金）

調査締切日：令和元年8月19日（月）

（集計・分析は8月30日（金）までに都市整備課に到着したものを対象とした。）

○調査票の回収結果

有効回収数は573票（郵送回収：557票、インターネット回収：16票）

有効回収率は28.7%（郵送回収：97.2%、インターネット回収：2.8%）

	アンケート配布数	アンケート回収数	回収率
竹原市	2,000	573	28.7%
竹原地区	710	220	31.0%
北部地区	330	108	32.7%
忠海地区	370	97	26.2%
吉名地区	310	72	23.2%
大乘地区	280	74	26.4%
無回答	—	2	—

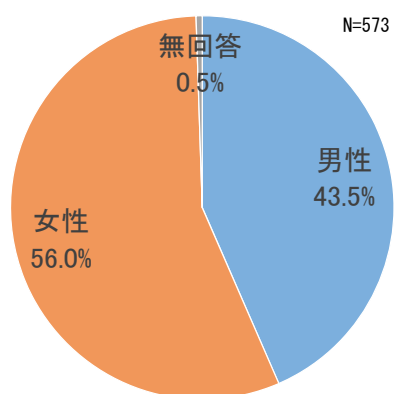


1 回答者の属性

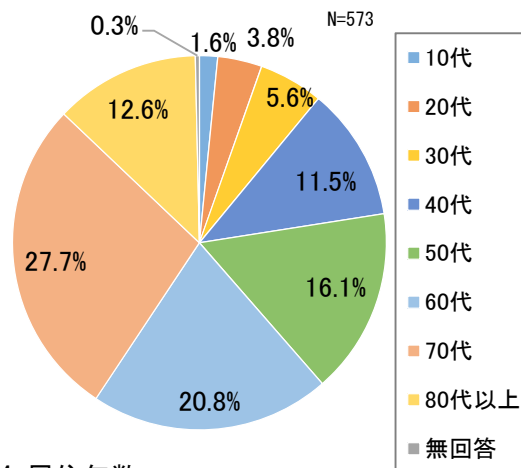
アンケートの有効回収数は573票であり、回答者の性別、年齢、居住地等の属性は次のようになった。

- ・性別は男性43.5%、女性は56.0%と女性が多く、男女比（男性/女性）は0.78となった。
- ・年齢は10代の割合が1.6%と最も低く、70代の割合が27.7%と最も高くなっている。60代以上の割合が61.1%と半数以上を占めている。
- ・居住地は竹原地域が38.4%と最も多く、次いで北部地域、忠海地域となっている。
- ・居住年数は30年以上が71.9%と大部分を占めている。
- ・景観への関心がある割合は、『少し関心がある』を含め86%と大きく、関心度が高い傾向にある。

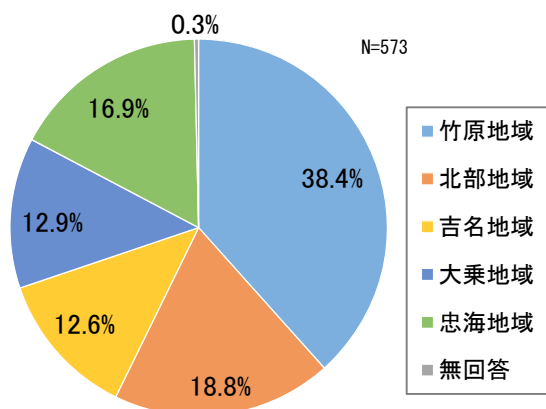
問 1. 性別



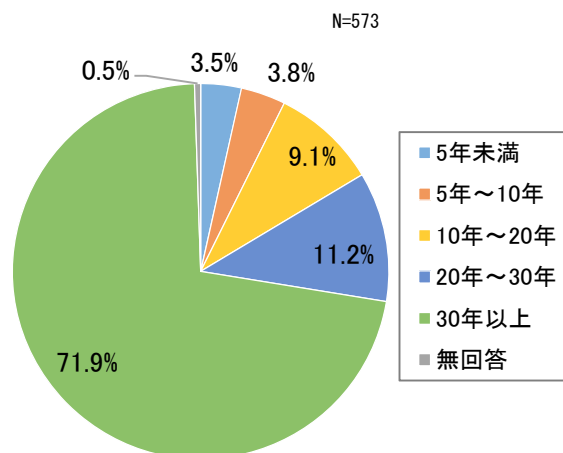
問 2. 年齢



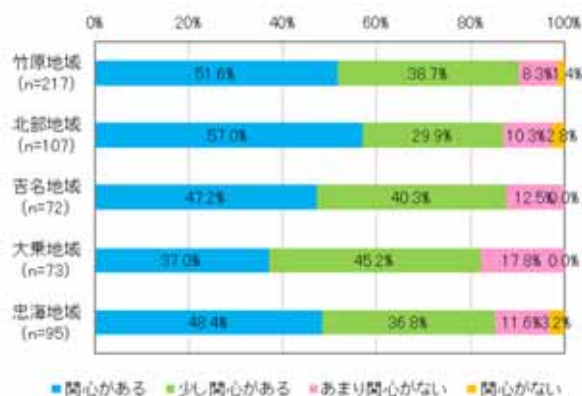
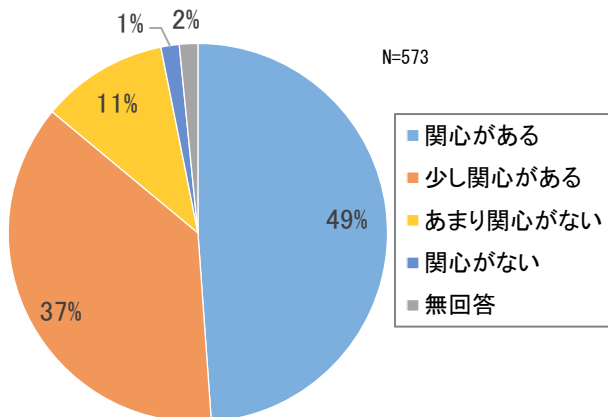
問 3. 居住地



問 4. 居住年数



問 5. 景観への関心

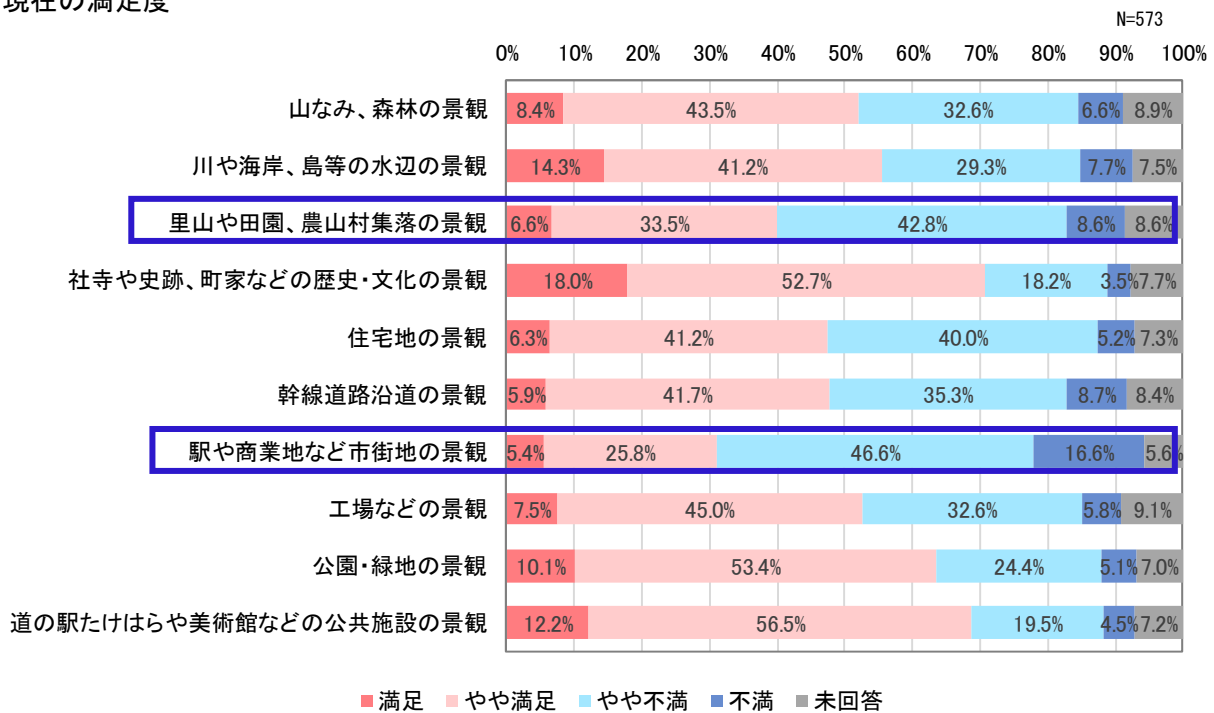


2 竹原市の景観のイメージについて

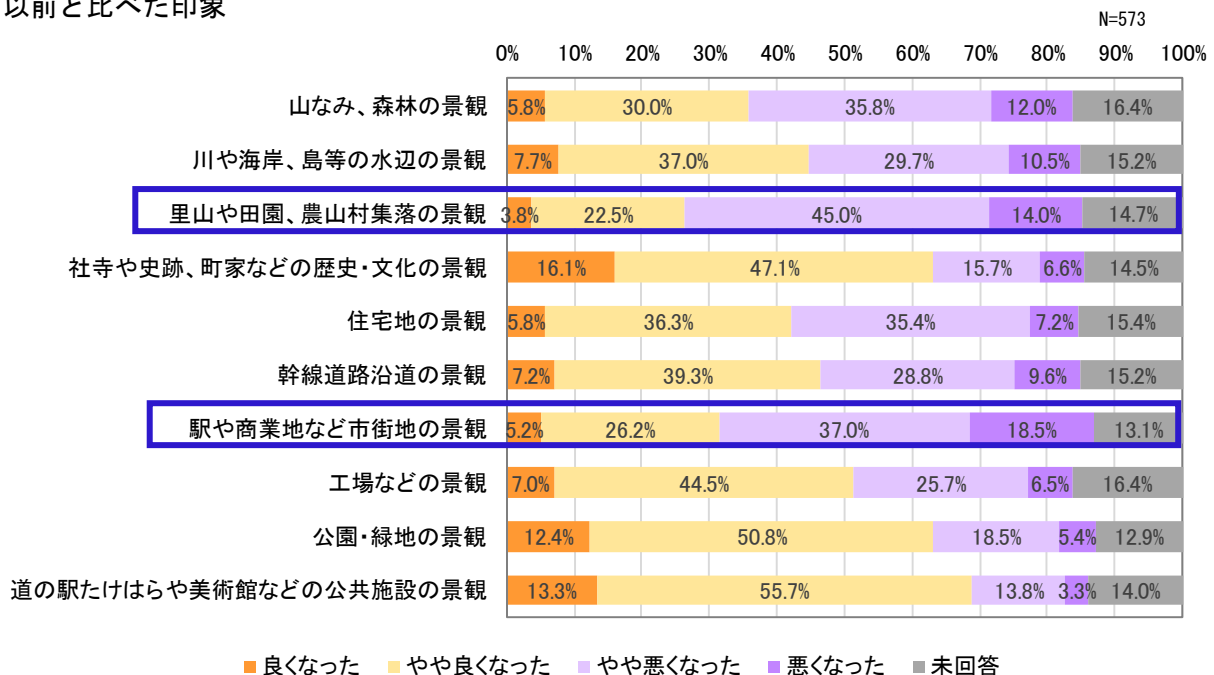
問6. 竹原市の景観について、①現在の満足度や、②5～10年前(居住年数が5年未満の方は住み始めた頃)と比べた印象に関してどのように感じていますか。

- ・現在の満足度は、おおむね全景観に関して『満足』『やや満足』の合計が50%以上の割合を占めており、満足度が高い傾向にある。
- ・一方、『駅や商業地域など市街地の景観』と『里山や田園、農山村集落の景観』は『不満』『やや不満』が『満足』『やや満足』の合計を上回っている。
- ・同様に、以前と比べた印象に関しても『駅や商業地域など市街地の景観』と『里山や田園、農山村集落の景観』の不満足度は高いことが伺える。

■現在の満足度

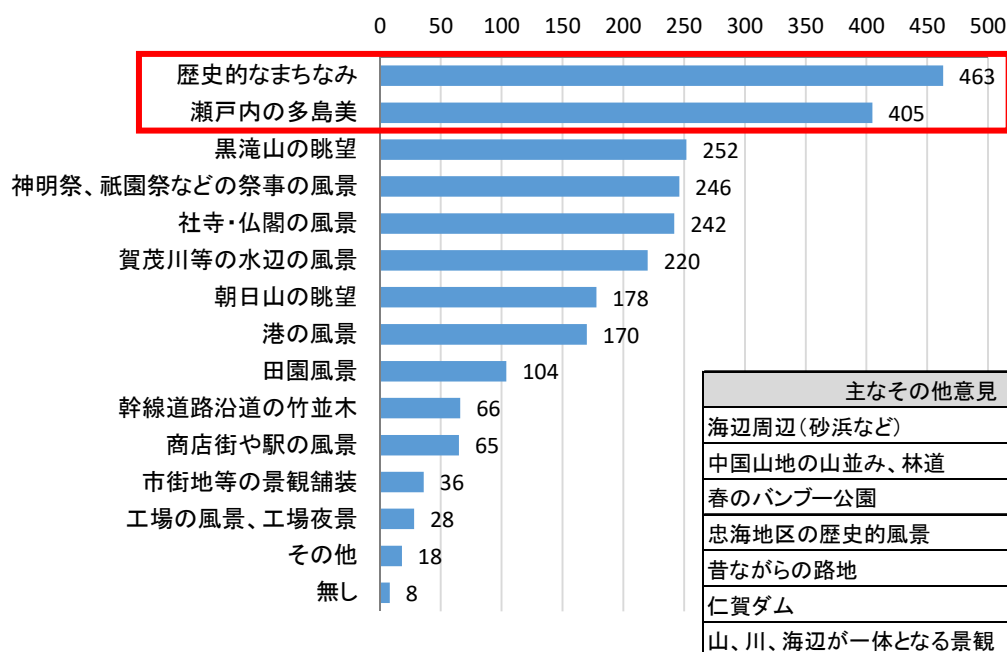


■以前と比べた印象



問 7. 竹原市内で、あなたのお気に入りの景観や未来の子供たちに残したい景観はどれですか。

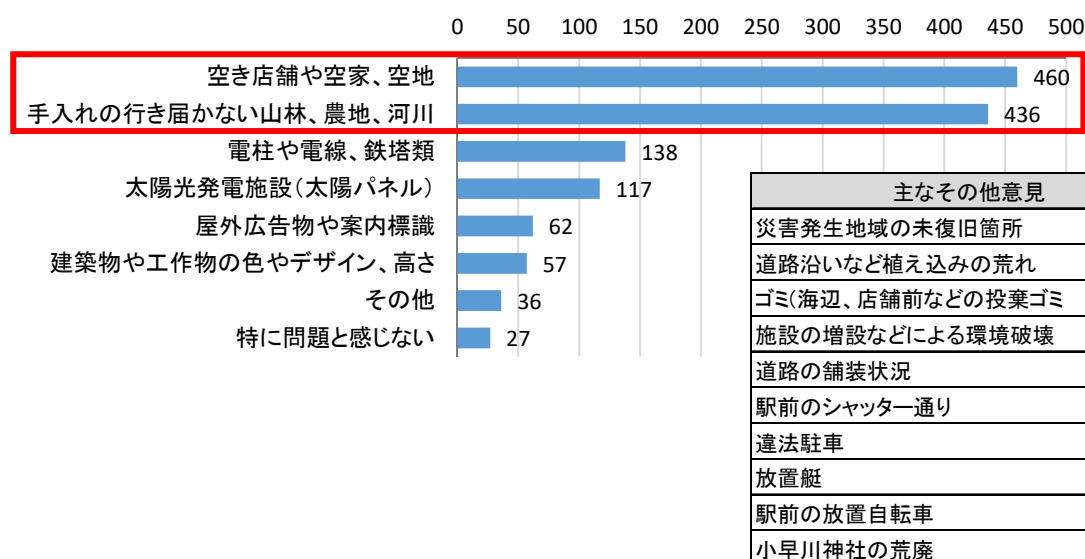
・お気に入りの景観としては、『歴史的なまちなみ』が 463 人、『瀬戸内の多島美』が 405 人と他の景観より多く選ばれている。



主なその他意見	回答数
海辺周辺(砂浜など)	4
中国山地の山並み、林道	3
春のパンブー公園	1
忠海地区の歴史的風景	1
昔ながらの路地	1
仁賀ダム	1
山、川、海辺が一体となる景観	1

問 8. 良好な景観形成を損ねていると感じるものはどのようなものですか。

・景観形成を損ねていると感じるものとしては、『空き店舗や空家、空地』や『手入れの行き届かない山林、農地、河川』といった、放置されている内容に関するものが多い。
 ・また、その他の内容も、『災害発生地域の未復旧箇所』や『道路沿いの植え込みの荒れ』など、同様に放置されている地域やモノに関するものが見られた。

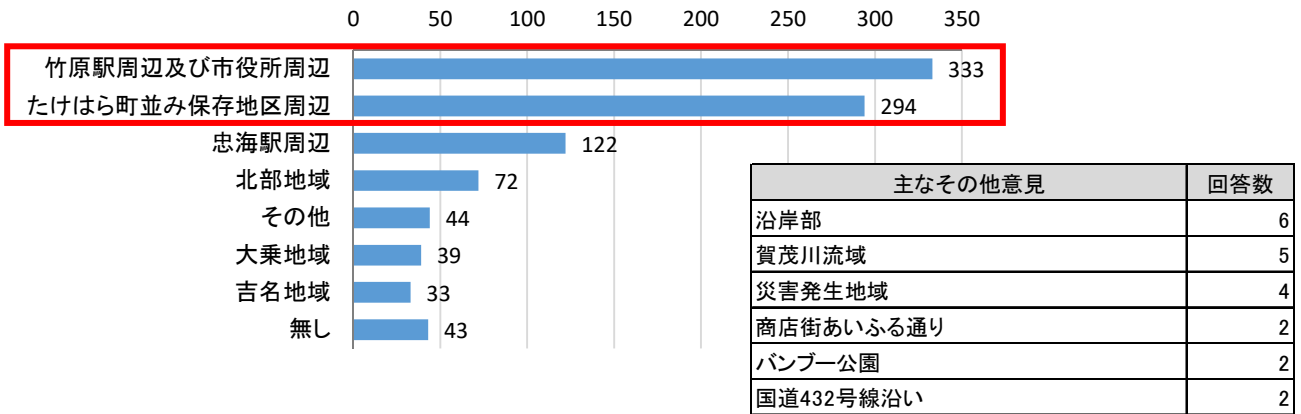


主なその他意見	回答数
災害発生地域の未復旧箇所	8
道路沿いなど植え込みの荒れ	7
ゴミ(海辺、店舗前などの投棄ゴミ)	6
施設の増設などによる環境破壊	4
道路の舗装状況	2
駅前のシャッター通り	1
違法駐車	1
放置艇	1
駅前の放置自転車	1
小早川神社の荒廃	1

3 良好な景観を形成するための取組について

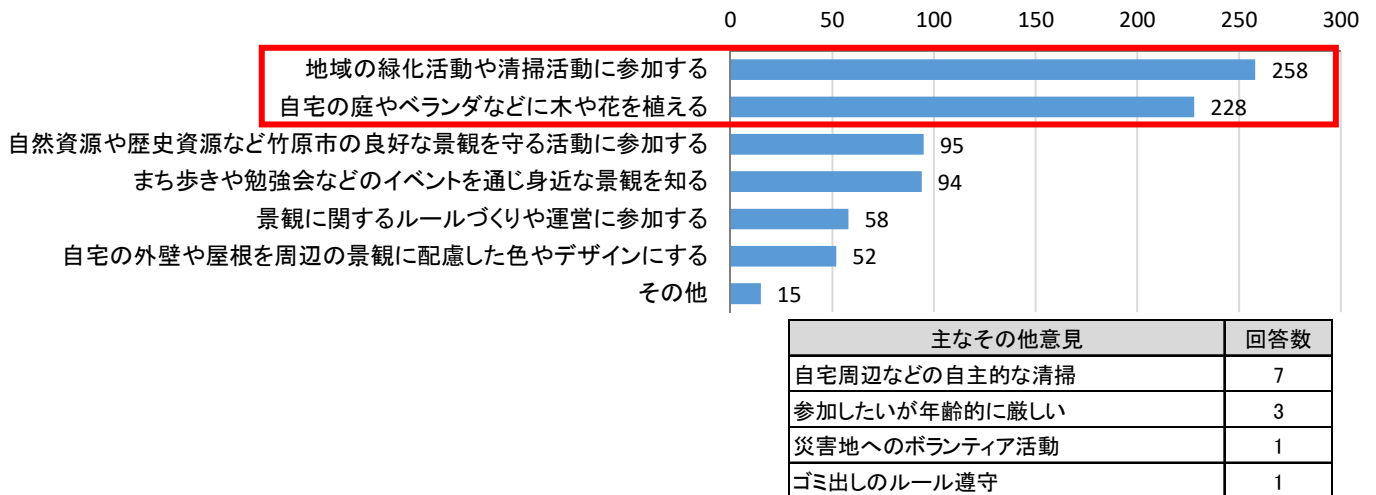
問 9. 竹原市内で良好な景観を形成する上で、重点的に取り組む地区・地域はどこだと考えますか。

・『竹原駅周辺及び市役所周辺』が 333 人と最も多く、次点として『たけはら町並み保存地区周辺』が 294 人となっている。



問 10. 良好な景観を形成するために、現在、あなたが実践している取組はありますか。また、今後取り組んでいいと思うものはどれですか。

・『地域の緑化活動や清掃活動に参加する』と『自宅の庭やベランダなどに木や花を植える』が突出して多い。
 ・また、その他意見では『自宅周辺などの自主的な清掃』があり、自宅周辺に関することや清掃活動などの取組への関心が高い。



4 竹原市の重要な景観資源について

問 11. 良好な景観を形成するために重要と思われる樹木や建築物、公共施設（道路・公園・河川等）はありますか。

- ・良好な景観を形成するために重要と思われる樹木についての自由意見の記載票数は 207 件で、回収率に占める記載率は約 36.1%であった。
- ・記載のあった主な意見は以下の通りで、『サクラ』や『竹』に関する記載が多い傾向にあった。

■良好な景観を形成するために重要と思われる樹木(上位抜粋)

重要な樹木	回答数	重要な樹木	回答数
バンブー公園の桜並木	46	楠神社のクスノキ	5
賀茂川沿いの桜	35	イチヨウ	3
宿根の大桜	11	照蓮寺の桜	3
国道432号沿いの竹並木	11	的場公園の桜	3
サクラ	8	東野町青田の藤	3
竹	7	成井の桜	3

■主な選んだ理由(樹木)

賀茂川沿いの桜	・気に入っているから ・本数も多く綺麗なため ・幼少期から親しんだ木だから ・毎日見ているため ・災害を忘れさせてくれる花をみたいため
中央公園の木	・剪定されていて美しいため
宿根の大桜	・100年、200年後まで残る木だから
サクラ	・春を感じ、花見もできるため
竹	・竹原市の木だから ・かぐや姫に関連した優しい木だから
東野町青田の藤	・歴史に残る大木だから
ウメ	・市木だから
クリ	・実が美味しいから

- ・良好な景観を形成するために重要と思われる建築物についての自由意見の記載票数は 170 件で、回収率に占める記載率は約 29.7%であった。
- ・記載のあった主な意見は以下の通りで、まちなみ保存地区や社寺史跡などに関する記載が多い傾向にあった。

■良好な景観を形成するために重要と思われる建築物(上位抜粋)

重要な建築物	回答数	重要な建築物	回答数
小早川神社	29	歴史民俗資料館	5
まちなみ保存地区の建物	25	胡堂	4
西方寺普明閣	19	市役所	4
磯宮八幡神社	10	日の丸写真館	4
森川邸	5	照蓮寺	3
道の駅 たけはら	5		

■主な選んだ理由(建築物)

小早川神社	・主要道路に面しており有名な名跡だから ・竹原市の歴史を語る神社の一つだから ・パワースポットの的なものを感じたから 広島県の官社だったから
竹原駅	・観光客にとっての玄関口となるから
松阪邸	・荘厳で美しいから
森川邸、赤坂邸	・古い民家、皇族利用の歴史があるから
磯宮神社	・町中にあり、歴史があるから
海の駅	塩の街、海の街にふさわしい場所だから

- ・良好な景観を形成するために重要と思われる公共施設についての自由意見の記載票数は195件で、回収率に占める記載率は約34.0%であった。
- ・記載のあった主な意見は以下の通りで、『バンブー公園周辺』と『賀茂川』に関する記載が多い傾向にあった。

■良好な景観を形成するために重要と思われる公共施設(上位抜粋)

重要な公共施設	回答数	重要な公共施設	回答数
バンブー公園周辺	44	忠海港	4
賀茂川(河川敷、道路等)	37	エデンの海公園	4
国道185号線沿い	9	あいふる通り	4
市役所	4	道の駅 たけはら	3
まちなみ保存地区	4	本川	3
大久野島	4	国道432号線沿い	3

■主な選んだ理由(公共施設)

賀茂川(河川敷、道路等)	・景観が美しいため ・一部分ではあるが、河底が整備されているため ・竹原ブドウと賀茂川の流れが合うから ・竹原の唯一の貴重な河で、災害にも強く、美しいから
バンブー公園周辺	・花見ができるから ・山の自然の中に遊園地があり、子供の樂園だから ・唯一の大きな公園だから 子供とよく行った思い出があるから
的場、黒滝山	・多島美の眺望があるから
東野町奥在屋の滝	・昔から残る自然の景色だから

5 景観に関わる全般的な意見について

問 12. 竹原市で、好きな景色や気に入っている風景があれば、ご記入ください。

- ・記載票数は 322 件で、回収率に占める記載率は約 56.2%であった。
- ・記載のあった主な意見は以下の通りであり、重要な樹木としても票数の多かった『サクラ』のあるバンブー公園に関する景観の票数が多い傾向にあった。

■主な好きな景観

好きな景観	回答数	好きな景観	回答数
桜が満開のバンブー公園	50	バンブー公園と周辺の景色	17
黒滝山から見る景色	34	賀茂川沿いの桜並木	14
国道185号線海沿いの景色	24	西方寺普明閣からの景色	14
瀬戸内の多島美	23	瀬戸内海の景色	10
エデンの海周辺の景色	22	的場公園から見る夕日	9
朝日山からの景色	20	瀬戸内ゴルフリゾートからの眺望	9
まちなみ保存地区	19	大久野島の景色	8

問 13. 竹原市の景観について、ご意見・ご提案がございましたら、ご記入ください。

- ・竹原市の景観に関する自由意見の記載票数は 257 件で、回収率に占める記載率は約 44.9%であった。
- ・記載のあった主な意見は以下の通りであり、昨年度の災害に対する復旧や空家・空地の整備に関する記載が多い傾向にあった。

■主な意見・提案

意見・提案	回答数	意見・提案	回答数
災害復旧	31	駐車場・駐輪場の整備	8
空家・空地の整備	30	街並みの統一	7
道路の景観改善(雑草の除去等)	27	ゴミ捨てに関する対策	7
市内の観光・誘客の促進	23	公共施設などの維持管理	5
駅周辺や商店街等の活性化	18	公共施設の清潔さ・利便性の向上	5
河川の整備	14	防災対策	4
安全安心な公共施設の充実	12		

4. 景観づくり通信の発行

令和元年度

竹原市・景観づくり通信 Vol. 1



竹原市景観計画

第1回景観づくり勉強会

2019年11月23日(土) 10:00~12:00
道の駅たけはら2階 地域交流スペース

第1回テーマ

『竹原市の“今”を見つめよう』
市の景観資源や魅力の発掘

竹原市の魅力ある景観づくりに向けた取組みがスタートしました！！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む「景観づくり勉強会」を開催しました。



■当日のプログラム

10:00~	開会
10:30	景観計画について、竹原市の景観の現状について
10:30~	【講演】たけはらのたから ～景観資産と景色を育てること～ 講師:広島工業大学工学部 今川朱美准教授
11:00	
11:00~	【グループワーク】 竹原市の魅力的な場所や資源について意見交換
11:55	
11:55~	今後の予定、閉会
12:00	

第1回景観づくり勉強会には、市内・市外から19名の方が参加されました。

当日は、市担当者から、景観計画の策定の趣旨や市の景観の現状などを説明した後、広島工業大学の今川准教授の講演で、景観づくりの考え方や景観を構成する要素（建物や道路など）について、竹原市の写真や動画を使って分かりやすく説明していただきました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、持ち寄ったお気に入りの景色などの写真を交えて、市の魅力的な場所や資源について意見を出し合いました。



第2回勉強会の予定

次回勉強会は、令和2年1月中旬頃に『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』をテーマに開催予定です。竹原市の魅力ある景観づくりに興味のある方は是非ご参加ください。

勉強会開催の詳しい内容が決まりましたら広報誌、市ホームページ等でご案内します。

第1回景観づくり勉強会の結果

Aグループ(主な意見)

お気に入りの景観・魅力

- 的場公園から見る島々の景色。日によって変わる夕焼けが美しい。
- 長浜から東の忠海高校までの海岸線の景色
- 黒滝山や朝日山からの眺望：山頂からの日の出・日の入がキレイ
- 宿根の大桜：山の高所から集落を見守り続けてきた歴史ある風景
- 賀茂川の河口：江戸時代からの治水構造が継承された風景
- 町並み保存地区：笠井邸からの景色、胡堂と山々のバランスが良い
- 仁賀の田園風景や小吹の竹林：町並みや沿岸だけではなく竹原の大事な資源

その他

- 目に入るもの全てが素晴らしい景観であるが、それらを発掘するためには、まず私たち住民が主となって自らの感性を育てて、来訪者へ発信していくことが重要



Bグループ(主な意見)

お気に入りの景観・魅力

- 的場公園から見る海や桜
- 国道 185 号や JR 呉線から見え
- 三井の煙突「竹太郎」：竹原に
- 二窓の神明さん、宮床まつりや
- 大久野島の海、遺跡、うさぎ
- バンブー公園：桜が大変きれい
- たまゆらな人のいるまち、竹と
- 吉名漁港、竹原港の夜の景色

その他

- 竹原市に来訪する人の多くは車に力を入れていくべき



る海の景色、船からみる景色
 帰ってきたときに落ち着く風景
 祇園まつりなどの風景

、竹の公園
 桜

であるため、国道などの沿道景観



Cグループ(主な意見)

お気に入りの景観・魅力

- 内堀公園の双子の木：2本並んであるため、シンボリック
- 瀬戸内の風景：黒滝山の農道から眺める風景がよい
- 東野の水田：特に水を張った水田に山が映るのが美しい
- バンブー公園の満開の桜：朝の公園に咲く桜がキレイ
- バンブー公園から見る瀬戸内海：展望台があり瀬戸内海が見渡せる
- ゴルフ場からの多島美：昼だけでなく夕方や夜景もキレイ
- 赤土のじゃがいも畑：赤土の畑と背景にある瀬戸内海が美しい

その他

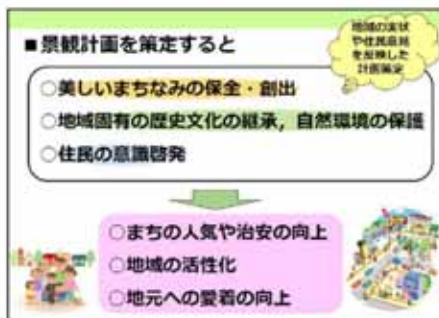
- ウォーキングしながら楽しめる景観づくりを進め、健康長寿を延ばすことが重要。
- 計画をつくって終わりではなく、生活に直結させることが重要
- 住民と行政が一緒になって草木の管理を行うことが重要



竹原市景観計画を策定します

景観計画とは、良好な景観を形成する区域や基本理念、建物のデザインや壁面位置、色の規制などの行為の制限に関する事項などを定めるものです。

本市では、今ある良好な景観を守り・育て・次世代に引き継いでいくため、令和元年度から令和2年度で、景観計画の策定を進め、魅力ある景観づくりに取り組んでいきたいと考えています。



竹原市景観計画策定委員会を開催しました

令和元年10月29日に第1回竹原市景観計画策定委員会を開催しました。

委員会は、景観計画策定に必要な事項の協議を行うため、学識経験者、関係団体の代表者などで構成されています。

今回の委員会では、「竹原市の景観の現状と課題」、「景観に関する市民・高校生アンケート調査の結果」などについて報告し、意見聴取を行いました。

次回の第2回委員会では、景観形成の基本方針や重点地区の選定などについて、審議を行います。



委員会の様子

■委員会で出された主な意見

○景観計画は、今ある素晴らしい景観を「守る」という観点と守ると同時に「活かす」という観点が大事である。計画策定は規制されるというマイナスのイメージがあるが、まちの活性化に景観計画を使うようにしてほしい。

○アンケート結果を見ると、市民は竹原の歴史やこれまでの知識などから景観を考え、高校生は自分達の手で出来る景観づくりを考えている。市の景観づくりに住民の力が非常に期待できると感じた。



委員長挨拶

『竹原市景観17選』の写真募集

市内の好きな景色や気に入っている風景、次世代に残したい景観などの写真を募集しています。

○応募写真:市内の景観写真(昔の写真から現在の写真まで応募可能です。)

○応募方法:応募写真と応募用紙(都市整備課に備付または市ホームページからダウンロード)を都市整備課まで持参・郵送・メールで提出してください。

※詳しくは右のQRコード、または『竹原市 景観17選』でご検索ください。



問い合わせ

竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579 E-Mail:toshi@city.takehara.lg.jp

令和元年度

竹原市・景観づくり通信 Vol. 2



竹原市景観計画

第2回景観づくり勉強会

2020年1月24日(金) 18:30~20:45

道の駅たけはら2階 地域交流スペース

第2回テーマ

『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』

第2回景観づくり勉強会を開催しました！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む「第2回景観づくり勉強会」を開催しました。

勉強会には、市内・市外から19名の方が参加され、『竹原市の景観づくりの“将来”を考えよう』をテーマに将来のまちのイメージを話し合いました。



■当日のプログラム■

18:30~	開会
18:35	竹原市の景観づくりの方向性について
18:35~	【全体ワーク】
19:10	重点地区について意見交換
19:10~	【グループワーク】
20:40	良い景観に必要なもの・不要なものを考えて、将来に残したい景観のイメージを作成・発表
20:40~	今後の予定、閉会
20:45	

はじめに、市担当者が「竹原市の景観づくりの方向性」について、景観特徴による景観づくりの地域分け、重点的に景観づくりに取り組む地区（重点地区）の選定方法・注意点と他市の事例、重点地区と重点地区以外の景観形成の方針について説明しました。

その後、重点地区の候補地として“町並み保存地区周辺”“竹原駅前周辺及び国道432号沿道”“忠海市街地周辺”の3地区について全体ワークで意見を伺い、「日の丸写真館前の雁木と常夜灯は歴史があり守っていききたい」、「街路樹で竹を植えているのは竹原だけ。よそにない景観づくりをして欲しい」などのご意見をいただきました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、良い景観に必要なもの・不要なもの等を実際の写真に書き込み、将来に残したい竹原市の景観イメージをつくりました。（結果は裏面）

- 景観づくりの地域分け
市全域に魅力的な資源・景観があることから、**竹原市全域で景観づくりを進めます**。景観づくりの方向性は、**同じ景観の特徴をもつ地域（ゾーン）**ごとで定めます。
(まちなか、住宅地、田舎集落、多島美、山なみの5つのゾーン)
- 重点地区
特に**竹原らしい景観**を有し、将来にわたって景観を保全すべき地区として、**より細かな景観形成の基準**（建築物や工作物の色・高さの規制等）を定めます。
【選定方法】市民意向や現況整理
竹原市の他の計画との整合
景観や地域づくりの活動があるか } 総合的に判断
- 重点地区以外
地域のもつ景観特徴を踏まえ、**良好な景観形成に向けた方針やルール**（太陽光パネルの設置ルール等）を示します。

竹原市の景観づくりの方向性



グループワークの様子

グループワークの結果～将来のまちのイメージ～＜主な意見＞

町並み保存地区周辺グループ



竹原駅・国道432号周辺グループ



忠海市街地周辺グループ



第3回勉強会の予定

次回勉強会は、令和2年4～5月頃に『竹原市の魅力ある景観を共有しよう』をテーマに開催予定です。詳しい内容が決まりましたら広報誌、市ホームページ等でご案内します。

問い合わせ：竹原市役所 建設部 都市整備課

TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579 E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和2年度

竹原市・景観づくり通信 Vol. 3



竹原市景観計画

『景観形成に関する将来像と方針』

- 1) 竹原市が目指す景観づくり
- 2) 重点地区の景観づくり（候補地選定）

問い合わせ
竹原市役所 建設部 都市整備課
TEL: 0846-22-7749 FAX: 0846-22-8579
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和2年3月に第2回景観計画策定委員会を行い、「竹原市が目指す景観づくりの将来像や基本方針」、「ゾーン別の景観づくり」、「重点地区の景観づくり（候補地選定）」等について審議しました。
※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、委員会は書面審議で実施。

景観形成の将来像

市の景観特性や上位計画（竹原市総合計画、都市計画マスタープラン等）、市民意向などを踏まえ、「景観形成の将来像」を定めます。

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

- 市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。
- この竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力ある竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

“竹原らしさ”とは

瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景、伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合している様子、これらの風景や賑わいが誰でも身近に感じられること

景観形成の基本方針

景観形成の将来像を実現するため、「まもる（保全・維持）」、「みがく（創出・向上）」、「ととのえる（改善・調和）」、「つなぐ（協働）」の4つの基本方針に基づき、より具体的な景観形成の基本方針を定めます。

◇誇りある景観を「まもる」

竹原が誇る自然景観や歴史・文化的景観などの竹原固有の景観を守り、将来に継承していく景観づくり



◇魅力ある景観を「みがく」

竹原の魅力を新たに創出する景観づくりや今ある資源を活用し、磨き上げ、発信することで竹原の魅力と価値を高める景観づくり



◇愛着ある景観を「ととのえる」

竹原の良好な景観を阻害する要因を改善し、周辺景観と調和する景観づくり



◇一人ひとりの力を「つなぐ」

美しい景観を将来につなげるため、市民・事業者・行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪を広げる



景観づくりを進める区域

竹原市全体での良好な景観形成を進めるため、**市全域を景観計画区域**とします。

また、地域の特徴や資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域（市全域）を**5つのゾーン**と**2つの景観軸**に区分します。



ゾーン・軸	概要	主な地区など	景観づくりの目標	
景観ゾーン	まちなかゾーン	竹原駅前商店街や竹原市役所周辺の商業施設や公共施設が集積する市街地エリア	竹原駅 竹原駅前商店街 新聞地区	竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と活力のある景観形成を目指す。特に竹原駅前商店街は、町並み保存地区へつながるルートとなっており、市民や来訪者が心地よさと魅力を感じる景観形成を目指す。
	住宅地ゾーン	まちなかゾーン周辺や吉名駅、大東駅、忠海駅周辺の住宅地エリア	吉名駅周辺、大東駅周辺、忠海駅周辺、下野町	生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指す。
	歴史まちなみ地域	歴史ある建物と住宅が共存し、趣のある景観を形成するエリア	町並み保存地区 忠海市街地	“竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指す。
	田園集落ゾーン	竹原市北部や宍根地区等の主に農業が営まれているエリア	東野町、新任町、西野町、田万里町、仁賀町、小梨町、宍根地区	集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指す。
	多島美ゾーン	豊かな自然景観を有する島々による多島美を形成するエリア	瀬戸内海沿岸 大久野島・小久野島・阿波島	瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指す。
	近代産業地域	レンガ工場や火力発電所等が立地する沿岸部の工場エリア	吉名レンガ工場周辺 竹原製煉所周辺 竹原火力発電所周辺	臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指す。
景観軸	山なみゾーン	市街地を取り囲むように山々が広がっている緑あふれるエリア	朝日山・黒瀬山等のランドマーク、市街地を囲む山々	山々の緑豊かな自然景観の保全を目指す。
	沿道景観軸	国道432号、185号の主要道沿道のエリア	国道432号、国道185号	市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指す。
	河川景観軸	賀茂川の周辺	賀茂川	竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指す。

重点地区の景観づくり

特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区を重点地区に指定し、地区の実情に合ったより細かな景観形成の基準（建築物や工作物等の色・高さの規制など）を定めます。

重点地区指定の基準

- ・市の上位計画（総合計画や都市計画マスタープラン等）で方針が示された地区
- ・現在の法規制が弱い地区
- ・景観づくりや地域づくりの活動がある地区
- ・市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区

総合的に判断

重点地区の候補地

「町並み保存地区周辺」、「竹原シンボルロード周辺」、「竹原駅前周辺」、「忠海市街地周辺」



町並み保存地区周辺



竹原シンボルロード周辺



竹原駅前周辺



忠海市街地周辺

重点地区以外の景観づくり

重点地区以外の地域については、景観形成の将来像及び基本方針を踏まえ、ゾーンや地域の特徴を活かした景観形成の方針を示します。

- (例) 山なみゾーン：朝日山や黒滝山等からの良好な眺望を阻害するおそれのある行為等については、適切な誘導を図り、良好な眺望景観を保全します。
- 多島美ゾーン：的場公園や沿岸部の高台、JR呉線等から望む瀬戸内海の多島美景観を保全します。

委員からの主なご意見

- “遠景としての竹原”や“たけはらしさ”を意識した景観づくりを進めて欲しい。
- 竹原駅から町並み保存地区につながる本川通りを趣のある通りに整えて、町並み保存地区との繋がりをもちたせてはどうか。
- 国道432号沿道は都市的な印象、駅周辺や町並み保存地区は小京都のような印象をもたせるまちづくりにより、メリハリをつけてはどうか。
- 景観づくりはルールづくりに加えて、住民の景観イメージを育むことも重要である。

委員会で頂いたご意見等を踏まえ、引き続き景観計画の策定を進めます。

今後の予定

第3回景観づくり勉強会を6月27日（土）に『景観づくりのアイデアを掘り下げよう』をテーマに開催しました。次回はその内容について8月広報でお知らせします。

令和2年度

竹原市・景観づくり通信 Vol. 4



竹原市景観計画

第3回景観づくり勉強会 参加者 19名

2020年6月27日(土) 10:00~12:00 竹原市民館2階

テーマ『景観づくりのアイデアを掘り下げよう』

問い合わせ
竹原市役所 建設部 都市整備課
TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

第3回景観づくり勉強会を開催しました！

竹原市景観計画の策定と魅力ある景観づくりを行うため、市民のみなさまと行政と一緒に景観について、学び・考え・取り組む、第3回景観づくり勉強会を開催しました。

当日は、大学生をはじめ若い方も多く参加し、『竹原市の景観づくりのアイデアを掘り下げよう～地域でできること、行政が取り組むこと』をテーマに意見交換を行いました。



竹原ケーブルネットワークと中国新聞の取材があり、勉強会の様子が放映されました。

■当日のプログラム■

10:00~	開会
10:15	「竹原市が目指す景観づくり」の概要説明
10:15~	【グループワーク①】
11:15	ゾーンごとの景観づくりのアイデアの掘り下げ
11:15~	【グループワーク②】
11:55	取組みの実現化に向けた意見交換 グループワーク結果の発表
11:55~	今後の予定、閉会
12:00	

はじめに、市担当者が「竹原市が目指す景観づくり」として、景観形成の将来像と基本方針、ゾーン別の景観形成の方針（田園集落・山なみ・多島美・まちなか・住宅地の5つのゾーンと沿道・河川の2つの景観軸）について説明しました。

グループワークでは、3つの班に分かれ、ゾーンごとの景観づくりの取組みアイデアとその担い手について意見交換を行った後、いくつかの取組みについてさらに掘り下げ、実現化に向けたアイデアを出し合いました。

参加者の方からは、「行政や事業者等ができることは限られているので、住民が景観づくりに関わることが大事だと感じた」、「自分たちができることを提供することで行政との協働体制ができると思う」、「みんなが楽しく自分のこととして景観づくりを考えて実行したら、このまちはもっと良くなると思う」といった前向きなご意見をいただきました。



グループワークでの主な意見 ～景観づくりの取組みアイデアと担い手～

【担い手】行政：○ 事業者・団体：▲ 住民：■

田園集落ゾーン



田万里町の菜の花畑

- ・賀茂川や耕作放棄地等のまちぐるみでの草刈り■○
- ・太陽光パネルの設置場所の規制▲○
- ・観光資源の維持■○▲
- ・地域おこし協力隊の派遣○
- ・ものづくり発信拠点の設置■▲
- ・使っていない農地や農機具の貸出■▲
- ・農業の担い手確保○▲■
- ・河川沿いに竹原一押し植物を植栽○■
- ・河川の土手管理、桜の木の手入れ■

山なみゾーン



黒滝山

- ・沿道や展望台の枝剪、清掃○■
- ・眺望点、写真スポットの整備○■
- ・太陽光パネルの規制、移設▲○
- ・魅力的な場所の情報発信○
- ・貴重な動植物の保護とPR○
- ・ハイキングコース等の整備、新ルート発掘■▲
- ・バンブー公園へのバスの巡回▲○
(観光客や高齢者のため)
- ・宿根の山桜を見て、東野町へ迂回できる林道の整備○

多島美ゾーン



瀬戸内の多島美

- ・海岸や沿道、展望台の清掃■○
- ・眺望点の整備、管理■○
- ・竹原港へのアクセス改善▲
- ・多島美の観光クルーズ▲
- ・停泊船、個人船の整備と管理■○
- ・ハチの干潟を復元○▲
- ・観光客が周遊できる交通手段や歩道の整備○▲
- ・的場海岸の整備(進入路、休憩場所)○▲
- ・バーベキュー場設置(賑わいづくり)▲

まちなかゾーン



竹原駅前商店街

- ・安全なまちづくり○▲■
(街灯の設置、歩車道の分離等)
- ・空き店舗、空きビルの活用○▲■
- ・電柱をなくす○
- ・若者が集まるコミュニティづくり○▲
(Uターン・Iターン)
- ・空き店舗のシャッターに竹原らしい絵を描く▲■
- ・地域と子供達による緑化、ものづくり■○
(地域への愛着と活性化のため)
- ・商店街に新たなお店をつくる▲■
(ファーストフード、カフェ、レンタルスペース等)

住宅地ゾーン



忠海市街地

- ・建物に統一感をもたせる○■
- ・定期的な清掃活動■
- ・祭りの活性化■
- ・ドブ川の解消、暗渠化○
- ・街灯の設置○
- ・必要な場所のみ植栽、花を飾る○▲■
- ・空家を格安で貸し出す、空家再生○▲
- ・竹原カラーや竹を醸し出す看板設置▲○
- ・まちなみとの繋がりをもちたせる○▲■
(色、高さ、植物等)

歴史まちなみ地域



町並み保存地区

- ・空き家の活用、修復、撤去▲○■
- ・まちなみにあった色彩規制○
- ・自動車の進入規制○
- ・下水道の整備○
- ・無電柱化○
- ・建物の修理、修景(季節の花を飾る)○■
- ・建築物の高さ規制○
- ・看板広告等を周辺と調和○▲
- ・ゲストハウス、サイクリング用のビジターセンターの整備○▲■

令和2年度 竹原市・景観づくり通信 Vol. 5



11月発行

竹原市景観計画

- 1) 重点地区の指定及び景観形成の方針
- 2) 良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）
- 3) 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定方針

問い合わせ
竹原市役所 建設部 都市整備課
TEL: 0846-22-7749 FAX: 0846-22-8579
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和2年10月15日に第3回景観計画策定委員会を開催し、「重点地区の指定及び景観形成の方針」、「景観重要建造物、樹木、公共施設の指定方針」等について審議しました。

重点地区の指定及び景観形成の方針（案）

景観計画区域（市全域）の中で、特に竹原らしい景観を有し、将来にわたって景観を保全すべき地区及び竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区に位置付け、地区ごとの景観形成の方針を定めます。重点地区の候補は次の4地区です。

竹原駅前周辺



- 区域設定の考え方
市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を設定する。
- 景観形成の方針
心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

町並み保存地区周辺



- 区域設定の考え方
歴史的景観の保全及び形成を図る区域として、伝統的建造物群保存地区周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域を設定する。
- 景観形成の方針
町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

竹原シンボルロード周辺



- 区域設定の考え方
良好な沿道景観形成を図る区域として、竹原駅から市街地端までの国道432号沿道を設定する。
- 景観形成の方針
竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

忠海市街地周辺



- 区域設定の考え方
歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全及び地区内の回遊性向上を図る区域として、地区内の主要道路沿道及び旧市街地を設定する。
- 景観形成の方針
忠海の玄関口として魅力あるまちなみづくり

※町並み保存地区周辺を除く各地区の区域幅は、沿道に面する1宅地とする。

良好な景観形成のための行為の制限（検討の進め方）

現在の本市では、伝統的建造物群保存地区において建築物等の基準や規制がありますが、その他地域は広島県の条例に基づく大規模行為の届出と屋外広告物の許可となっています。

今回の竹原市景観計画の策定において、市独自の景観づくりに取り組むため、市全域については県条例に準拠した届出（一定の規模以上のもの）及び景観形成基準を定めます。

また、重点地区は、地区の状況に応じたより細かな基準（色彩や意匠等）を検討します。



景観重要建造物等の指定方針

地域の景観上重要な建造物及び樹木（他法令の指定のないもの）並びに公共施設は、市が指定したものについて積極的に保全や向上等を図ることができます。

本市では次の指定方針を定め、今後対象物の指定の検討を行います。

共通事項

- ・地域のシンボルとして広く市民に親しまれているもの
- ・地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たすもの

景観重要建造物

- ・竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ・その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

景観重要樹木

- ・樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ・希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ・その他特徴的な樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

景観重要公共施設

- ・地域の景観の骨格を構成する公共施設

●市民アンケートで意見が多かったもの



日の丸写真館（建造物）



ハンブー公園の榎並木（樹木）

委員会での意見と市の回答（抜粋）

（委員）重点地区や基準等について、地域住民との合意形成はどのように行うのか。
⇒〈市〉 住民説明会を開催し合意形成を図る予定です。時期は1月頃と考えています。

（委員）重点地区は永遠にこの4地区なのか、今後見直しを行うことはあるのか。
⇒〈市〉 他の地区で住民の方の景観への大きな動き等が出てくれば追加や変更を行うことはあると思いますが、現時点ではこの4地区での指定を考えています。

今後の予定

9月～10月で「竹原市景観17選」の一般投票（199作品から50作品程度を選定）を行い、多くの方にご投票頂きました。皆様ありがとうございました。

今後は、11月の第4回景観づくり勉強会で景観写真を35作品程度まで選定、12月末の第4回景観計画策定委員会で景観17選の決定及び景観計画に定める行為の制限（届出対象行為及び景観形成基準）について審議を行う予定です。

令和3年度 竹原市・景観づくり通信 Vol. 6



令和3年3月発行

竹原市景観計画

- 1) 良好な景観形成のための行為の制限
- 2) 景観まちづくりの推進
- 3) 竹原市景観17選の決定

問い合わせ
竹原市役所 建設部 都市整備課
TEL:0846-22-7749 FAX:0846-22-8579
E-Mail: toshi@city.takehara.lg.jp

令和3年3月15日に第4回景観計画策定委員会を開催し、良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）、景観まちづくりの推進（住民・事業者・行政の役割と取組）等について審議しました。

また、「竹原市景観17選」の最終審査を行い、17作品が決定しました。



良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）

一定の規模や基準を超える建築物や土地の形状変更は景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

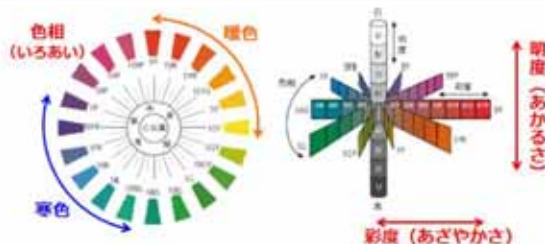
本市では、市全域についてはこれまで通り、県の景観条例に準拠した届出対象行為と景観形成基準を定めるとともに、屋外広告物や太陽光発電設備等について、主要な展望地からの眺望の妨げにならない設置や色彩等の基準を新たに定めます。

また、重点地区については、地区の現状や景観づくりの方針を踏まえ、建築物の高さや外壁の色彩基準（基本色や推奨色）等を上乘せして定めます。



【重点地区の景観形成基準（一部抜粋）】

- 竹原駅前周辺地区
1階店舗部分は道路側をオープンとするなど、賑わいを感じられる景観形成に配慮する。
- 竹原シンボルロード周辺地区（国道432号沿道）
建築物や広告物は、西方寺普明閣等からの眺望景観に配慮した意匠や色彩とする。
- 町並み保存地区周辺地区
建築物は和風調、屋根は勾配屋根・瓦屋根とする。看板等は周辺の景観との調和に配慮する。
- 忠海市街地周辺地区
黒滝山を見上げる眺望および見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。



色彩基準（色相・明度・彩度を設定）

竹原市景観 17 選の決定

本市の魅力的な景観の再発見と良好な景観づくりへの意
応募写真 199 作品について、一般投票及び景観計画策定

竹原町
(鎮海山城跡への山道で撮影)



「鎮海山の竹林」
竹林といえば小吹ですが、竹小側から登る鎮海山にも「かぐや姫」が現れそうな趣のある竹林があります。

高崎町 豊山窯上



1. 太陽が大久野島の鉄塔を冠をかぶった状態を撮る
2. 阿波島と小島を結ぶ島のすそが出る潮位が大切
3. 雰囲気盛り上げるための船が必要で又、その位置
4. 当日の天候が晴天であること

この4つの条件が整うのは非常に難しく、1枚の写真の撮るのに3年かかりました

大久野島



「戦争と平和」
戦争の傷跡が残る遺構が島の彼方此方に存在していますが、島内を伸び伸びと走り回るウサギ達に癒されながら戦争と平和について考えさせられます。

築地海岸



ハチの干潟の夜明けです。今は昨年の豪雨で流木が散見されます。

バンブー公園




バンブー公園の桜の季節は昼間と夜間に見る景色が各々違った趣があります。

本町



「ふたり旅」
西方寺山門からの雪景色です。今は参道南側の家がなくなり残念です。

港町



旧佐々木ホテル近くからの夕景です。

忠海町 (黒滝山)



黒滝山の頂上から見る忠海の町並みと海と山

※写真には「撮影場所」と「撮影者のコメント」を記載しています。また、17作品は市ホームページ

識啓発を図るため、市内の「好きな景色」や「次世代に残したい風景」の写真を募集しました。委員会での審査を行い17作品が決定しました。皆様たくさんのご応募ありがとうございました。

町並み保存地区



古い町並みが夕暮れと共に、両側には、竹明かりがともしりその中で、石壁の上を夫婦で楽しく歩く姿は、むつまじくなごやかさを感じる一枚であります。

普明閣周辺



竹原のシンボルと言われている普明閣。普明閣から眺める竹原の町の光景は古い時代にタイムスリップした様な錯覚に陥ります。

吉名町 松本煉瓦付近



「落日」
吉名町は明治時代から煉瓦の製造で栄え、今でもその姿を残しています。日没前の工場夕景は絶景です。

本町



笠井邸2階からの雨の町並みです。

福田のしし舞い



毎年10月に行われます。小学5年生のたいこに合わせて、獅子舞が行われます。

築地海岸



「軍艦島の夏」
8月13日の大崎上島の花火は契島の後方に上がります。

普明閣の境内から撮影



「普明閣」
自他共に認める代表的な景観といえるのが普明閣です。竹小時代はここが遊び場で、4時半と5時のサイレン、広銀のコガネムシが流れる夕方まで普明閣で友達と遊んでいました。(1988年撮影)

忠海東 神明祭



竹や木で組まれた飾りつけをした「神明さん」を引き回し、夕方に火を点ける伝統的な火祭り。他の地区では見られない祭りです。

忠海町東町
(二窓港の駐車場から撮影)



「二窓呉線カーブ」
呉線がメディアで扱われる際に必ず登場するのが二窓呉線カーブの景観です。架線や線路付近でのドローン撮影は御法度なので一番近い二窓港から撮影してみました。(2014年撮影)

ジでもご覧いただけます。

景観まちづくりの推進（住民・事業者・行政の役割と取組）

景観計画の将来像に掲げる「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」の実現に向けて、住民・事業者・行政等がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成に向けた取組を協働で進めることが重要です。

【計画実現に向けた役割】

- 住 民：清掃や植栽活動など地域の景観づくりに主体的に参加。
- 事業者：地域貢献の一環として景観づくりに参加、実践。
- 行 政：国・県・近隣市町と連携し総合的な景観施策の実施。



【計画推進に向けて取組】

- 景観まちづくりに関する事業等の実施（竹原駅前エリアや国道 185 号・432 号の整備）
- 景観まちづくりへの意識醸成（竹原市景観 17 選、景観まちづくり団体の設置）
- 景観まちづくりのルール・体制づくり（景観審議会の設置、景観アドバイザー制度の導入）



竹原駅前エリアウォークブルビジョン
(令和 3 年 2 月策定)



国道 185 号の植樹

委員会での主な意見

- 届出及び景観形成基準の運用をスムーズに行うためには、届出より前に事前相談や事前協議を受け付け、事業者等と話し合いながら一緒に景観形成を進めていくことが大事。
- 山林景観は意外に見過ごされがちで、知らない間に開発行為が進んでいる場合があるため、景観資源として景観計画で位置付けておくことが必要。
- 色彩基準は、数値や文字ではイメージしづらいため、色彩パレットや実際の建材の色等から色彩を示すなどした方が良い。
- 太陽光発電設備や建築設備の日隠し等はもう少し景観に深く配慮し、重要な景観を守るべき場所については、形状や色彩などの基準の設定と事例を示した方が良い。
- 景観アドバイザー制度をできるだけ早く導入し、運用しながら景観づくりを進めて欲しい。

今後の予定

今後は、重点地区での住民説明会、パブリックコメント（市民意見の募集）を行い、みなさまの意見を反映した景観計画（案）を作成します。

その後、第 5 回景観計画策定委員会での審議及び都市計画審議会での意見聴取を行い、「竹原市景観計画」を策定します。

また、計画策定後は、景観条例及び屋外広告物条例の制定・施行を行います。

令和3年度
竹原市・景観づくり通信 Vol.7
 【竹原シンボルロード周辺地区版】
 竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ
 竹原市役所 建設部 都市整備課
 TEL.0846-22-7749 FAX.0846-22-8579

令和3年9月発行
 竹原市景観計画

竹原シンボルロード周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月20日（火）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（竹原シンボルロード周辺地区）

【景観形成の方針】
 竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり
 賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

区域設定の考え方
 良好な沿道景観形成を図る区域として、**竹原駅から市街地端までの県道竹原港線・国道432号の沿道を設定**
 （区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）

□：重点地区

（2）良好な景観形成のための行為の制限 **（重点地区内で、これから何をしていくのか）**

事項		景観形成基準	
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。 国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに快適な歩行者空間の創出に努める。 	
	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面の位置や前面道路の状況等に配慮し、調和の取れた形態とする。 大規模なものとなるときは、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。 	<p>壁面の位置が揃っていない 周辺建築物の壁面の位置に配慮</p>

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 <p>屋上設備がむき出し 囲い(ルーバー)による修景 エアコンの室外機がむき出し 囲い(ルーバー)による修景</p>
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 <p>高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠</p>	

(3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10m²を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 竹原は竹の町であることから、竹をもっと意識した計画とするべきである。
- 国道432号の竹の植樹は背が高く、家から車を出る際に、国道432号の車が見えにくく危険な状況となっている。植栽の高さを低くしてほしい。
- 景観計画は観光振興のイメージがあるが、道路整備は日々の市民生活に欠かせないものである。国道432号の4車線化を早く進めてほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度
竹原市・景観づくり通信 Vol.7
 【町並み保存地区周辺地区版】
 竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ
 竹原市役所 建設部 都市整備課
 TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

令和3年9月発行
 竹原市景観計画

町並み保存地区周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月28日（水）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（町並み保存地区周辺地区）

【景観形成の方針】
 町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

区域設定の考え方
 歴史的景観の保全及び形成を図る区域として、**伝統的建造物群保存地区（町並み保存地区）**周辺の主要沿道及び西方寺（眺望点）から連続した町並み景観が望める区域を設定

（2）良好な景観形成のための行為の制限 **（重点地区内で、これから何をしていくのか）**

事項	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。 西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。
建築物	<p>① 形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 建築物の高さは原則10m以下とする。 屋根は勾配屋根及び瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。
	<p>② 意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 外観は和風調とし、コンクリート金属等の物量感を感じさせないものとする。 建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 <p>屋外広告物が目立ち周辺の景観を阻害 → 周辺景観との調和が図られるよう修景</p>
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物に調和する色彩とするよう配慮する。 屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度0(黒、灰色等の無彩色(N))とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準(強調色)に準拠する。また、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとする。 地上設置型の太陽光発電設備等は道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。 屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 <p>極度に強い光や点滅で周辺の景観を阻害 → 極度に強い光を伴わないよう配慮 太陽光発電設備等が道路沿いに面している → 道路から自立できない位置へ設置</p>	

(3) 重点地区内の届出対象行為 (どういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 伝統的建造物群保存地区外の方の参加者が少ない。この計画の事を知らない人もでてくると思われる。生活に関わることなので、今後条例制定までに周知を徹底するべき。
- 今から新たに建物を建てることや、改築する際にこの規制や届出の対象で、今住んでいる方に直ちに何か求めるものではないのか。(回答：はい。条例制定後の建築や改築等の行為が対象です。)
- 伝統的建造物群保存地区に住んでいるが、これまで、看板を立てる際に届出が必要であったが、他に住んでいて困ることはなかった。特に心配はいらないと思う。
- いざ、新築する際に、この計画のことを知らなかったということが無いよう周知を徹底してほしい。
- 外壁の塗替も届出が必要とのことだが、事前に都市整備課へ相談に行けばよいのか。(回答：はい。)
- 黒レンガや御影石の舗装があるが、損傷箇所がたくさんある。また、水路の蓋も修景してあるが、水害で流れ、探しに行って、再度設置してもはまらない。不便なため、対策を検討してほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度
竹原市・景観づくり通信 vol.7
 【竹原駅前周辺地区版】
 竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ
 竹原市役所 建設部 都市整備課
 TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

令和3年9月発行
 竹原市景観計画

竹原駅前周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年7月29日（木）14：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（竹原駅前周辺地区）

【景観形成の方針】
 心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり



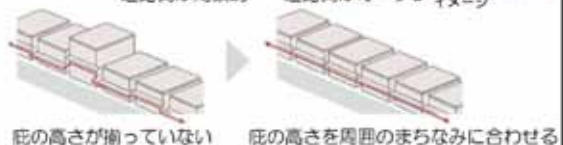
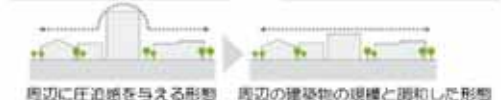
区域設定の考え方

市の玄関口として魅力ある景観形成を図る区域として、**竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルート沿道を設定**
 （区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）



（2）良好な景観形成のための行為の制限（重点地区区内で、これから何をしていくのか）

事項	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。
建築物 ① 形態	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。 建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。 階高やひさしの高さは、周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る。



(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項		景観形成基準
建築物	② 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。  ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫すること。    
	③ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 ・特に建築物の低層部については、歩行者の視線を意図し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。 
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。  ・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。  	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な歩行者空間を創出するため、民地部分のオープンスペース化が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する  	

(3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) ・工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 空き地が増えているが、重点地区内の空き地に住宅は建てられるのか。(回答：この計画に伴う住宅建築の規制はなく、これから建てられる、建物の外観の規制となります。)
- 今後、既存の建物について、景観形成基準に整合を図るよう指導されるのか。(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)
- 景観形成基準にあるように、通りにイスがあったほうがよい。年配の方のためにも、屋根付きのイスを設置してほしい。
- 空き店舗こそが景観を阻害していると思う。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

令和3年度
竹原市・景観づくり通信 Vol.7
 【忠海市街地周辺地区版】
 竹原市景観計画（案）説明会の概要

問い合わせ
 竹原市役所 建設部 都市整備課
 TEL0846-22-7749 FAX0846-22-8579

令和3年9月発行
 竹原市景観計画

忠海市街地周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年8月2日（月）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（忠海市街地周辺地区）



【景観形成の方針】
 忠海の玄関口として魅力あるまちなみづくり

区域設定の考え方

歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全及び地区内の回遊性向上を図る区域として、**地区内の主要道路沿道及び旧市街地を設定（区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）**



（2）良好な景観形成のための行為の制限（重点地区内で、これから何をしていくのか）

事項		景観形成基準
建築物	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。
	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

事項	景観形成基準
建築物	<p>② 意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。  <ul style="list-style-type: none"> 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 
	<p>③ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望み見える場所への設置を原則禁止とする。  <p>山並み（稜線）から突出した工作物 背後の山並み景観との調和を図る</p> <p>太陽光発電設備等が道路沿いに面している 道路から目立たない位置へ設置</p>

(3) 重点地区内の届出対象行為 (こういった行為に届出が必要か)

行為	届出の対象
建築物の新築増築、改築 移転、撤去	<ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要)
建築物・工作物の外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの

※上記以外の行為については、現在（ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例）と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 狭小な市道部分を景観計画の重点地区に設定されているので、是非とも無電柱化に着手してほしい。
- 現在立っている重点地区内の建物で色彩準色から外れている建物はどうなるのか。
(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)
- 黒滝山から見上げる眺望への配慮は、重点地区内だけなのか。(回答：はい。)
- 忠海の歴史的景観の観点から、旧宅や神社・仏閣等をどのように保存していくかが計画に入っていない。これから建てる建物への規制ばかりになってしまっている。もっと、忠海の景観の良さを守っていくのであれば、古い歴史的な建物も何らかの形で公共が保存していくべきである。古い歴史的建物の保存と規制を総合的に進める計画とすべきである。
- 忠海の街の中で、歴史的な建物など守っているものは多くあり、そういう活動をされている方も多くいる。祭りも忠海の住民の活力になっている。そういうことに役に立つような条例としてほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント（市民意見の募集）での意見を反映し、竹原市景観計画（案）を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。

5. 竹原市景観 17 選受賞写真

自然景観（6 作品）

撮影場所：竹原町（鎮海山城跡への山道で撮影）



「鎮海山城跡への山道」竹林といえば小吹ですが、竹小側から登る鎮海山にも「かぐや姫」が現れそうな趣のある竹林があります。（2012. 1. 2 撮影）

撮影場所：高崎町 豊山窯上



1. 太陽が大久野島の鉄塔を冠をかぶった状態を撮る
2. 阿波島と小島を結ぶ島のすそが出る潮位が大切
3. 雰囲気を盛り上げるための船が必要で又、その位置
4. 当日の天候が晴天であること

この4つの条件が整うのは非常に難しく、1枚の写真を撮るのに3年かかりました

撮影場所：築地海岸



ハチの干潟の夜明けです。今は今年の豪雨で流木が散見されます。

撮影場所：バンブー公園



バンブー公園の桜の季節は昼間と夜間に見る景色が各々違った趣があります。

撮影場所：忠海町 黒滝山



黒滝山の頂上から見る忠海の町並みと海と山

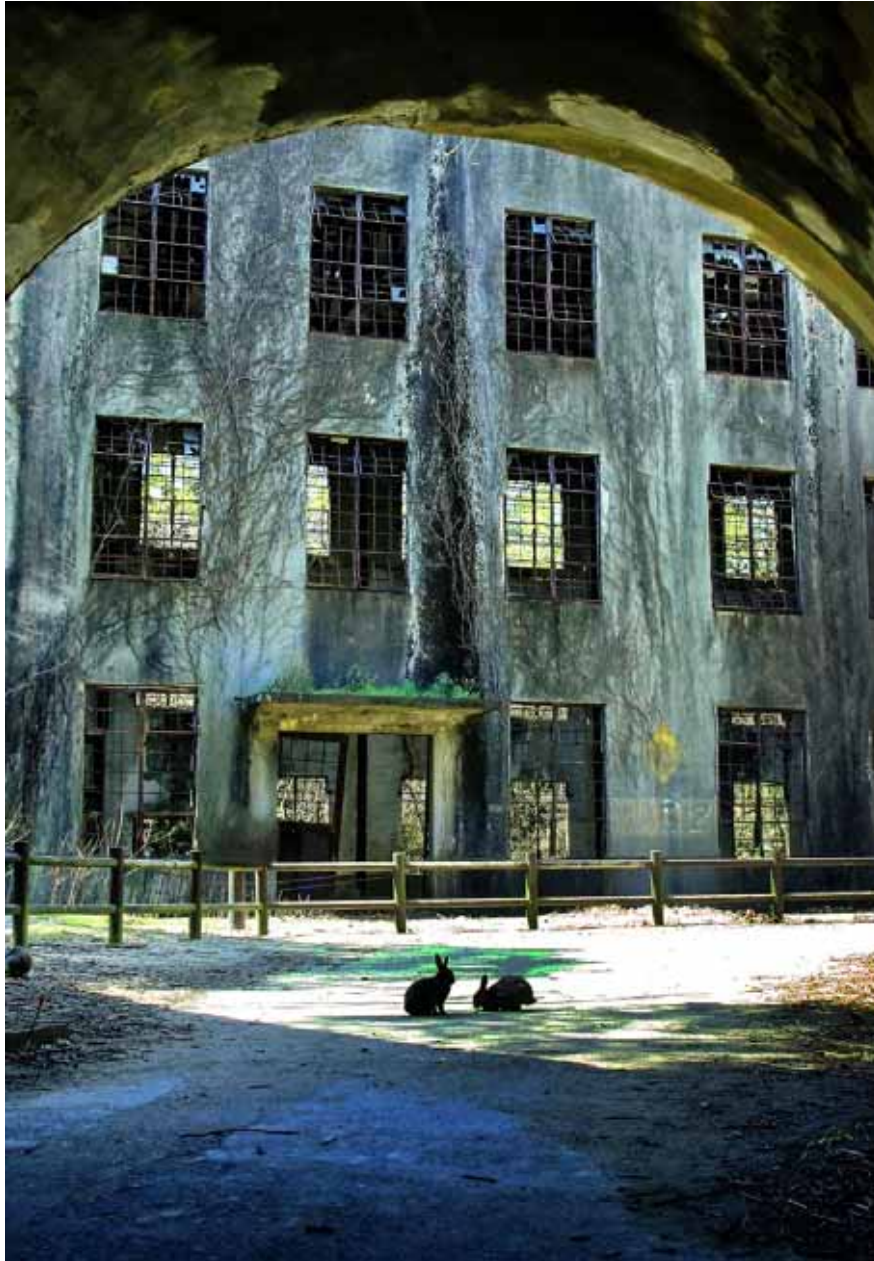
撮影場所：港町



旧佐々木ホテル近くからの夕景です。

歴史文化景観（8 作品）

撮影場所：大久野島



「戦争と平和」戦争の傷跡が残る遺構が島の彼方此方に存在していますが、島内を伸び伸びと走り回るウサギ達に癒されながら戦争と平和について考えさせられます。

撮影場所：本町



「ふたり旅」西方寺山門からの雪景色です。今は参道南側の家がなくなり残念です。

撮影場所：町並み保存地区



古い町並みが夕暮れと共に、両側には、竹明かりがとりその中で、石畳みの上を夫婦で楽しく歩く姿は、むつまじくなごやかさを感じる1枚であります。

撮影場所：普明閣周辺



竹原のシンボルと言われている普明閣。普明閣から眺める竹原の町の光景は古い時代にタイムスリップした様な錯覚に陥ります。

撮影場所：本町



笠井邸 2 階からの雪の町並みです

撮影場所：普明閣の境内から



「普明閣」自他共に認める代表的な景観といえるのが普明閣です。竹小時代はここが遊び場で、4時半と5時のサイレン、広銀のヨガネムシが流れる夕方まで普明閣で友達と遊んでいました。(1988.9.15撮影)

撮影場所：福田のしし舞い



毎年10月に行われます。小学5年生のたいこに合わせて、獅子舞が行われます。

撮影場所：忠海東 神明祭



竹や木で組まれた飾りつけをした「神明さん」を引き回し、夕方に火を点ける伝統的な火祭り。他の地区では見られない祭りです。

都市景観（3 作品）

撮影場所：吉名町 松本煉瓦付近



「落日」吉名町は明治時代から煉瓦の製造で栄え、今でもその姿を残しています。日没前の工場夕景は絶景です。

撮影場所：築地海岸



「軍艦島の夏」8月13日の大崎上島の花火は契島の後方に上がります

撮影場所：忠海町東町 二窓港の駐車場から



「二窓呉線カーブ」呉線がメディアで扱われる際に必ず登場するのが二窓呉線カーブの景観です。架線や線路付近でのドローン撮影は御法度なので一番近い二窓港から撮影してみました。(2014. 8. 12 撮影)

■ 竹原市景観 17 選の選定経緯

竹原市景観17選の公募

【応募期間】 令和元年 10 月 7 日～12 月 27 日

【応募数】 199 作品

1次審査
(一般投票)

【審査員】 市民及び観光客等

【投票期間】 令和 2 年 9 月 18 日 (金) ～令和 2 年 10 月 16 日 (金)

【審査結果】 309人が投票(1,425票) 199作品⇒ 49作品を選定

2次審査
(景観づくり勉強会)

【審査員】 景観づくり勉強会参加者

【投票日】 令和2年11月27日(土)

【審査結果】 10名が投票 49作品⇒ 25作品を選定

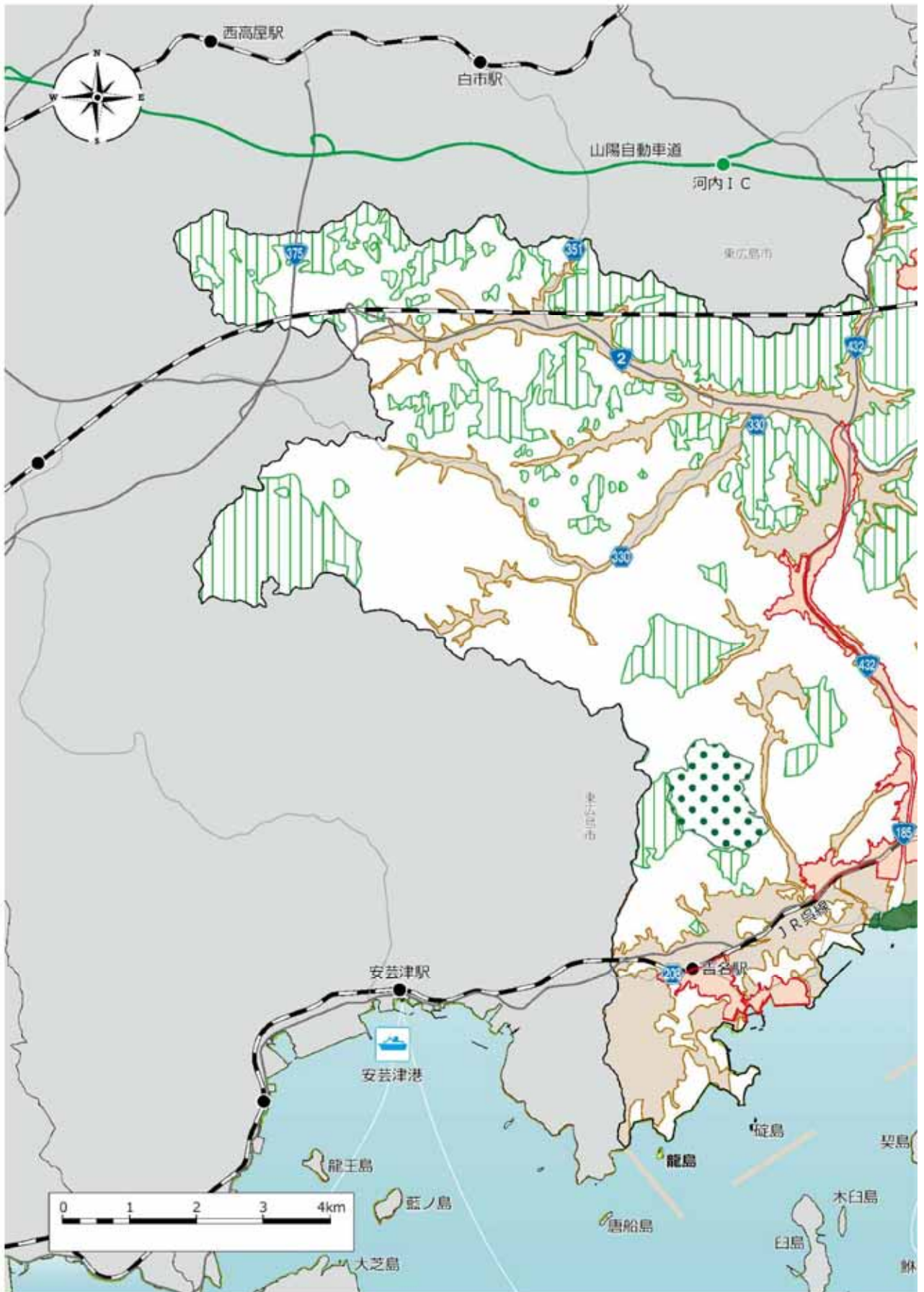
最終審査
(景観計画策定委員会)

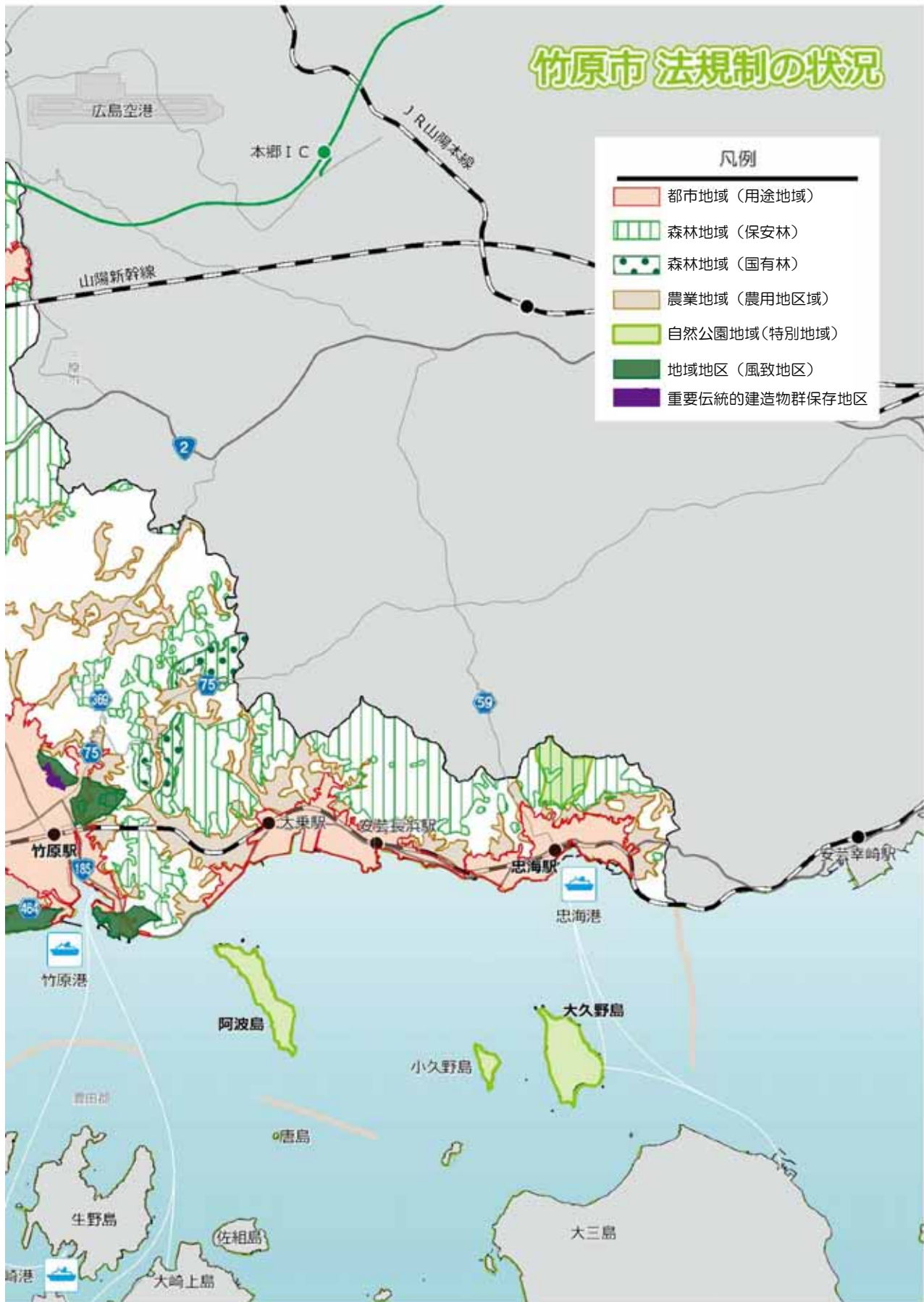
【審査員】 竹原市景観計画策定委員会委員

【投票日】 令和3年3月15日(月)

【審査結果】 自然景観、歴史文化景観、都市景観ごとに投票を行い、25作品から17作品を選定

6. 法規制状況図





7. 用語解説

abc

NPO 法人

民間非営利組織。継続的、自主的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

PDCA サイクル

企業等が行う一連の活動を、それぞれ Plan（計画）-Do（行動）-Check（確認）-Action（修正）（=PDCA）という観点から管理するフレームワーク。

あ行

空家等対策計画

市町村区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して定める、空家等に関する対策についての計画。

意匠

建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのこと。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に提出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

か行

外構

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

雁木

近世以降に水辺に昇降するため川の斜面に造られた階段状の港湾施設および護岸。

基準色

周辺計画との調和を図るため、使用することができる色彩のこと。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、責任と行動において相互に対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。例えば、市民等と行政が一体となり、まちづくりを進めることや、地域の課題解決に向けて協力して取り組むことなどがあげられる。

禁止色

周辺景観との調和を図るため、使用することを禁止する色彩のこと。

近代化産業遺産

全国各地には、我が国の産業近代化の過程を物語る存在として、数多くの建築物、機械、文書が今日まで継承されており、これらは、自らが果たしてきた役割や先人たちの努力など、豊かな無形の価値を今に伝えている。経済産業省では、これらの歴史的価値をより顕在化させ、地域活性化の有益な「種」として、地域の活性化に役立てることを目的として、これらを「近代化産業遺産」として大臣認定した。

景観協議会

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、景観協議会を組織する

ことができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

景観協定

景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。ただし、当該土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

景観行政団体

景観法第七条第一項に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく団体のこと。竹原市は、令和2年10月15日に景観行政団体になった。

景観形成基準

ひとつの景観計画区域内に、景観上の特性が異なる地区を複数含む場合、景観計画区域内において、地区を区分して地区名を定める等により、それぞれの区分ごとに届出対象行為の追加及び適用除外、届出対象行為ごとの良好な景観の形成のための行為の制限を別に定めること。

景観審議会

学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築行為や開発行為等に対する勧告や命令

など、本市の景観行政に関わる事項を審議する組織のこと。

景観整備機構

景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風

格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

形態

生物や機構などの組織体を外から見たかたちやありさま。

さ行

彩度

色の「鮮やかさ」を示す尺度のこと。0 から 14 の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示す。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になる。

史跡名勝天然記念物

文部科学大臣が指定する、記念物のうち重要なもの。

自然海浜保全地区

瀬戸内海の海浜地 及びこれに面する海面のうち、次に該当する区域 として指定された地区。
①水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの。
②海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。

視点場

良好な景観を眺望することができる場所のこと。

修景

風景を修復すること。良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の

改良・改善を図ること。

重要伝統的建造物群保存地区

文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

重要文化財

文部科学大臣が指定する、有形文化財のうち重要なもの。

重要文化的景観

都道府県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定する、当該都道府県又は市町村が定める景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なもの。

常夜灯

夜の間じゅうつけておく灯火。常灯。

シンボルロード

地域の顔となる特色のある街路。

推奨色

周辺景観との調和を図るため、使用することが望ましい色彩のこと。

瀬戸内海国立公園

昭和 9 (1934) 年に雲仙・霧島とともに日本で最初に指定された国立公園。
備讃瀬戸を中心に紀淡・鳴門・関門・豊予の 4 つの海峡に囲まれた地域のうち、広い海域とそこに点在する島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されている。その範囲は 1

府 10 県にまたがり、海域を含めると 90 万 ha を超え、国内で最も広い。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて 1 箇所あたり面積 10~50ha を標準として配置する。

た行

竹原市総合計画

竹原市の未来創造に向け、まちづくりの方向を明らかにする指針として、策定される新しい総合計画。

竹原市都市計画マスタープラン

住民に最も近い基礎自治体である市が、住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョン、地区別のあるべき市街地像と整備方針などを長期的な視点にたって、都市計画の方針として定めるもの。都市づくりに係る課題、都市づくりの方向性、市民のまちづくりに対する意見などを踏まえた計画を策定することで、市民等と行政が将来の都市像を共有し、次世代に引き継ぐ都市づくりを効果的かつ着実に進めていく上での指針とすることを目的とする。

地区計画

生活に密着した身近な地区において、地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標や将来像の方針、生活道路・公園などの配置、建築物の建て方のルール、街並みなどを地域住民の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める。

中国自然歩道

中国 5 県を一周する総延長約 2,295km の長距離自然歩道。国立・国定公園、県立自然公園や史

跡・名勝・天然記念物・由緒ある社寺など、その地方の特色ある場所を通るように結ばれている。

眺望点

遠景や中景などの景観を一望できる公開された場所で、展望台などが一例としてあげられる。

低未利用地

居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地。

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

特別史跡名勝天然記念物

文化科学大臣が指定する、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なもの。

届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為。

な行

ノスタルジック

郷愁を感じるさま。また、感じさせるさま。

は行

バリアフリー

高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き（フリー）、誰もが暮らしやすい社会環

境をつくること。又はそのように設計されたものの。

それを創造的に破壊することによって新しいシステムを構築すること。

風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

ま行

街なみ環境整備事業

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成、良好な居住環境の整備を行うことを支援する事業。

水と緑のネットワーク

緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションネットワーク、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺のもつ多様な機能の向上を目指すもの。

明度

色の「明るさ」を示す属性のこと。黒を 0、白を 10 として表し、数値が大きくなるほど明るい色を示す。

ら行

ランドマーク

山や建築物などの目標物。ランドマークの重要な特色は、周囲の物からひととき目立ち、覚えやすい特異性を有することにある。

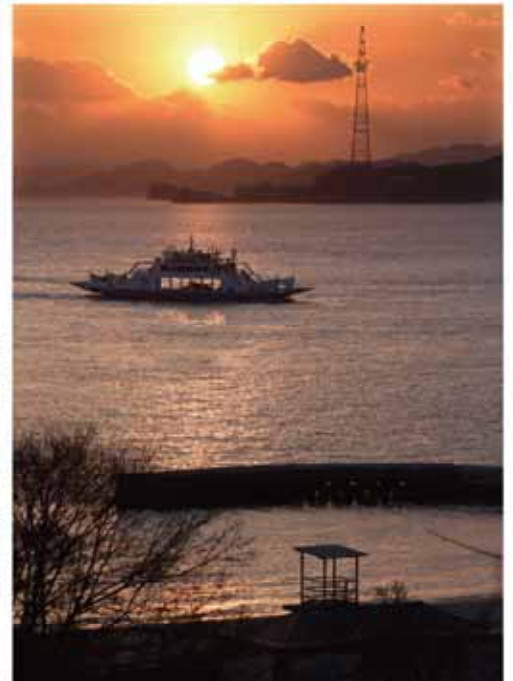
リノベーション

再開発。既存のシステムの一部を利用したり、

わ行

ワークショップ

地域に関わる様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ、よりよいものを作り上げていく会議手法。



この表紙、裏表紙は市民公募から選ばれた景観 17 選から作成しています。